

## 令和2年矢巾町議会定例会6月会議目次

議案目次	1
第1号(6月2日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会議期間の決定	6
○報告第8号 令和元年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6
○議案第42号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について	7
○議案第43号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について	9
○議案第44号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について	10
○議案第45号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	11
○議案第46号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	12
○議案第47号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	14
○議案第48号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	16
○議案第49号 財産の取得に関し議決を求めることについて	18
○議案第50号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算(第2号)について	19

○議案第51号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につ いて	19
---	----

○散 会	21
------	----

第 2 号 （6月4日）

○議事日程	23
-------	----

○本日の会議に付した事件	23
--------------	----

○出席議員	23
-------	----

○欠席議員	23
-------	----

○地方自治法第121条により出席した説明員	23
-----------------------	----

○職務のために出席した職員	24
---------------	----

○開 議	25
------	----

○議事日程の報告	25
----------	----

○一般質問	25
-------	----

1 村 松 信 一 議員	25
--------------	----

2 昆 秀 一 議員	39
------------	----

3 赤 丸 秀 雄 議員	73
--------------	----

4 小笠原 佳 子 議員	96
--------------	----

5 谷 上 知 子 議員	107
--------------	-----

○散 会	114
------	-----

第 3 号 （6月5日）

○議事日程	115
-------	-----

○本日の会議に付した事件	115
--------------	-----

○出席議員	115
-------	-----

○欠席議員	115
-------	-----

○地方自治法第121条により出席した説明員	115
-----------------------	-----

○職務のために出席した職員	116
---------------	-----

○開 議	117
------	-----

○議事日程の報告	117
----------	-----

○一般質問	1 1 7
1 藤原信悦議員	1 1 7
2 川村よし子議員	1 3 1
3 山崎道夫議員	1 4 6
4 小川文子議員	1 6 1
○散会	1 7 3

第 4 号 (6月11日)

○議事日程	1 7 5
○本日の会議に付した事件	1 7 5
○出席議員	1 7 5
○欠席議員	1 7 5
○地方自治法第121条により出席した説明員	1 7 6
○職務のために出席した職員	1 7 6
○開議	1 7 7
○議事日程の報告	1 7 7
○請願・陳情	1 7 7
2 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはか るための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請につ いての請願	
○議案第50号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算(第2号)について	1 7 7
○議案第51号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につ いて	1 7 7
○議案第52号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条 例について	1 8 1
○議案第53号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算(第3号)について	1 8 5
○散会	1 8 6
○署名	1 8 7

## 議 案 目 次

令和2年矢巾町議会定例会6月会議

1. 報告第 8号 令和元年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
2. 議案第42号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
3. 議案第43号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について
4. 議案第44号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
5. 議案第45号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
6. 議案第46号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
7. 議案第47号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
8. 議案第48号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
9. 議案第49号 財産の取得に関し議決を求めることについて
10. 議案第50号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について
11. 議案第51号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
12. 請願・陳情
  - 2 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願
13. 議案第52号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
14. 議案第53号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について



令和2年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第1号）

令和2年6月2日（火）午前10時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 報告第 8号 令和元年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 4 議案第42号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第43号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第44号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第45号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第46号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第47号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第48号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第49号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 第12 議案第50号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について
- 第13 議案第51号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員

9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長 兼防災安全室	藤原道明	君	企画財政課長 兼未来戦略室	吉岡律司	君
税務課長	花立孝美	君	町民環境課長	吉田徹	君
福祉課長	浅沼圭美	君	健康長寿課長	村松徹	君
産業観光課長	佐藤健一	君	道路住宅課長 兼まちづくり 推進室	佐々木芳満	君
文化スポーツ 課長	田村英典	君	農業委員会 事務局長	高橋保	君
上下水道課長	浅沼亨	君	会計管理者 兼出納室長	佐々木智雄	君
教育長	和田修	君	学校教育課長	田中館和昭	君
子ども課長	田村昭弘	君	学校給食共同 調理場所長	村松康志	君

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦	君	係長	佐々木睦子	君
書記	千葉欣江	君			

---

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

会議に先立ち紹介を行います。4月1日付の人事異動で新たに幹部職員になりました職員がおりますので、総務課長より紹介を行います。

藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） それでは、私から紹介をいたします。

初めに、上下水道課長、浅沼亨でございます。

○上下水道課長（浅沼 亨君） 浅沼亨です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 続きまして、会計管理者、佐々木智雄でございます。

○会計管理者兼出納室長（佐々木智雄君） 佐々木智雄です。よろしくお願いいたします。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 以上で紹介を終わります。

ただいまから令和2年矢巾町議会定例会を再開します。

これより6月会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 諸般の報告

○議長（藤原由巳議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

初めに、当職からの議会関係報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（藤原由巳議員） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（藤原由巳議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。



---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

1番 藤原信悦 議員

2番 吉田喜博 議員

3番 小笠原佳子 議員

の3名を指名します。

---

日程第2 会議期間の決定

○議長（藤原由巳議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の6月会議の会議期間は5月22日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から6月11日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、6月会議の会議期間は本日から6月11日までの10日間と決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

---

日程第3 報告第8号 令和元年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（藤原由巳議員） 日程第3、報告第8号 令和元年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第8号 令和元年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

令和元年度において繰越しをいたしました事業は、2款総務費の公共交通事業及び都市計

画事業等組合運営事業、6款農林水産業費の特用林産施設等体制整備事業及びASF侵入防止緊急支援事業、これはAfrican swine feverと、家畜伝染病のアフリカ豚熱、豚の熱の頭文字をとってASFですので、ひとつご了承をいただきたいと思います。8款土木費の道路橋梁総務事業、社会資本整備事業、防災安全対策事業及び橋梁維持補修事業。10款教育費の小中学校教育振興事業、小中学校教育施設整備事業及び共同調理場維持管理事業となっており、適正な施行期間を確保するために繰越としたものであります。繰越額については、3億5,733万円であり、その財源内訳といたしましては、令和元年度に収入いたしました負担金及び寄附金3,850万円、令和2年度に収入する見込みの国庫支出金1億3,588万4,000円、県支出金1,765万1,000円、地方債1億1,640万円及び一般財源4,889万5,000円となっており、これらの事業の繰越しについては、令和2年町議会定例会3月会議及び5月会議においてご承認いただいているところであり、早期の完了を目指しているところであります。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第8号を終わります。

---

#### 日程第4 議案第42号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 日程第4、議案第42号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第42号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、地方税法の一部改正が行われ、5月1日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。徴収の猶予につきましては、前年同期比おおむね20%以上減

少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予ができる特例措置を行うものであります。

次に、個人町民税については、住宅ローン控除の適用要件の弾力化や新型コロナウイルス感染症特例法の指定イベントが中止になった際の払戻しの権利を行使しないものについて、申告によります給付金控除の適用措置を行うものであります。

次に、固定資産税につきましては、新規に設備投資を行う中小企業支援の観点から固定資産税をゼロとする特例適用対象に一定の事業用家屋と構築物を加えるものであります。

次に、軽自動車税につきましては、環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の期限を6か月延長し、令和3年3月31日までとするものであります。

次に、国民健康保険税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる世帯の保険税について、令和2年2月1日から令和3年3月31日に納期限が到来する部分を対象に要件を満たす場合に減免を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 内容が大変広くございまして、これらの住民周知をいかに図っていくかということが大変大切な業務になろうかと思えます。その点についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

広報だけでは、ちょっとスペースがとれないものですから、別様で7月号の広報と一緒に、恐らくボリュームとしては、A3の両面ぐらいになろうかと思うのですが、チラシをお作りして全戸配布する予定で今進めております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第42号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第43号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長(藤原由巳議員) 日程第5、議案第43号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第43号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、通称デジタル手続法の成立に伴い、個人番号通知カードの交付手数料に関し所要の改正を行うものであります。

今回の改正内容は、行政手続のデジタル化推進の観点から公的個人認証が搭載されたマイナンバーカードの普及を図るため、個人番号通知カードの新規の交付及び再交付等の手続が廃止になったことから、通知カードに係る交付手数料及び再交付手数料を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(藤原由巳議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第43号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第44号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長(藤原由巳議員) 日程第6、議案第44号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第44号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、昨年10月に実施されました消費税率の引上げによる増収分を財源として、国において所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置を強化するため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が3月30日に交付され、4月1日から施行されたことにより、令和2年度における介護保険料に関し、所要の改正を行うことと併せまして、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が4月20日に閣議決定されたことを受けまして、同感染症の影響により、経済的に介護保険料の納付が困難となる第1号被保険者の生活を支えるため、介護保険料の減免に関し、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。保険料の軽減措置につきましては、減額賦課について令和元年度において、消費税率10%への引上げが10月実施であったことから、2分の1の減額幅の

基準を定めておりましたが、令和2年度からの消費税率10%の満年度化に伴いまして、保険料の軽減措置を完全実施することになるため、第1段階から第3段階の第1号被保険者、それぞれの段階における減額した保険料について定めるものであります。

また、保険料の減免につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の死亡や一定以上の収入の減少が見込まれる場合に、保険料の減免を行うため、その要件等について定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第44号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第45号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 日程第7、議案第45号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第45号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条

例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を受け、給与等の支払いを受けている後期高齢者医療被保険者、いわゆる被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、一定期間労務に服することができない場合に、傷病手当金を支給することのほか、被保険者の葬祭費に係る葬祭の給付を廃止し、葬祭費の支給にまとめることで岩手県高齢者医療広域連合において、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が一部改正されたことに伴い、その支給申請の受付事務を行うため、後期高齢者医療に関する条例を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第45号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第46号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第8、議案第46号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第46号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。これまで町が認可する特定地域型保育事業者においては、本事業の保育の提供が終了した後も継続した保育を提供するため、認定こども園等の連携施設を確保することを規定しているところですが、特別な事情により、町長が入所児童について調整を行う場合や利用乳幼児の保護者の希望に基づき、引き続き教育、保育が提供に必要な措置を講じている場合については、連携施設での保育の提供を適用としないとしたものです。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 今までは、ゼロ歳から2歳までの子どもたちを預かる場合に、3歳以上の連携が必要だったのだけれども、今後は、その制度の内容、施設の内容が伴っていれば、そこにとどまっていられるということなののでしょうか。そして、その制度のための拡充のためのそういう施策のための補助メニューといいますか、指導メニューとか、そういうものは当然あるのかと思いますけれども、そのことについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） 連携施設に引き継ぐ小規模保育所等は、ゼロ歳、1歳、2歳を対象にしていますので、そこで一旦卒園をすると。卒園後は、連携施設に引き継ぐわけですが、矢巾の場合は、小規模保育は2か所あるのですけれども、どちらも連携施設は、確保できているのですけれども、全国的に見れば、連携施設が確保できない小規模事業所は46%とかと、確保しているのは46%です。半分が確保できないというような状況があるので、規制を緩和して、先ほど提案理由にもありましたとおり、町長がその調整を行う場合



や、保護者の希望に添って連携施設でなくても、その保育を引き継ぐ措置ということに改正になりました。

あと、それに伴う補助金は、特にございませぬ。経費は、別にかからないわけですので、そういった手当てはありません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。他に質疑はございませぬか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませぬか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第46号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第47号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 日程第9、議案第47号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第47号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。これまで町が認可する家庭的保育事業者等においては、本事業の保育の提供終了後も継続した保育を提供するため、連携施設を確保することを規定しているところですが、特別な事情により、町長が入所児童について調整を行う場合や利用乳幼児の保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育または保育を提供に必要な措置を講じている場合については、連携施設での保育の提供を適用しないとしたものです。

また、居宅訪問型保育事業における保育の提供の対象について、母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合についての規定をしておりましたが、この改正において、保護者の身体上、精神上もしくは環境上の理由において、乳幼児の養育することが困難な場合についての規定を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点質問させていただきます。

児童福祉法の24条では、公的な責任ということがあるのですが、矢巾町では、家庭的保育をやっている、支援をしようとしている方は、何人ぐらいいるのか。そして、子どもたちはどのくらい予想されるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） お答えします。

矢巾町の家庭的保育事業者は、現在ございません。相談はあるものの、その実現に至っていないという状況になっております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか、現在は無いということでございます。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第47号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第48号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第10、議案第48号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第48号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。これまで町の区域内の放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の要件として、保育士等の資格を有し、都道府県知事及び指定都市の長が行った研修を終了した者でなければならないこととしておりましたが、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るために中核市の長も本研修を実施することができることになりました。これにより、本町の事業においても放課後児童支援員の確保の機会が拡充されるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 児童館の運営について、町では指定管理委託という形をとってしまして、ちょっと確認の意味で質問するのですが、今まで子どもを預かってやる場合、先ほど町長おっしゃっていましたが保育士の資格などと、保育士の資格、教員免許、そういう部分が必要だったのですが、今回のこの一部改正に伴って、そういう資格がなくてもよろしいということでしょうか。今町内の児童館では、こういう資格を持って、なおかつ時給1,000円とか1,100円をお願いしても、なかなか人が集まらないという、苦勞されているという部分があったのですが、今回町長のご説明の中では、そういった部分が改善になるという判断でよろしいのか、ちょっと確認の意味で質問します。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） お答えします。

資格が必要なくなったわけではなくて、資格を持った上、その研修を受けなければならないということは変わりなくて、今までは都道府県知事と政令指定都市の長が研修をやる資格があったわけですがけれども、それを中核市にまで拡大するということです。この近くでいえば、盛岡市がその対象になるということの改正であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第48号 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第49号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第11、議案第49号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第49号 財産の取得に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

このたび購入しようとする消防ポンプ自動車は、矢巾町消防団第3分団第10部に配備する車両であり、現在使用しております消防ポンプ自動車は、平成8年10月に購入した車両で、既に23年を経過し、能力低下が著しいことから更新を行うものであります。

今回更新する消防ポンプ自動車の概要であります。矢巾町消防団をはじめ、地元後援会と協議を行った結果、本町消防団にも多くの導入実績があります2トン車ベースのCD-I型で冬季間の安全面に配慮した4輪駆動車を選定し、総務省令の規定に基づく附属品を備え、最新鋭の装備を取り付けた消防ポンプ自動車とするものであります。

納入業者につきましては、地方自治法施行令第167条の2、第1項第6号に基づき、随意契約とし、互光商事株式会社、株式会社ダイトク、松栄商事株式会社、有限会社佐々木ボデーの4社を選定し、5月13日に見積もり合わせを執行した結果、最低価格であります互光商事株式会社に決定し、一金2,050万円に10%の消費税を加算した金額、一金2,555万円で契約の締結を行い、納車は、令和3年3月22日を予定しております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第49号 財産の取得に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第50号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算(第2号)について

日程第13 議案第51号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(藤原由巳議員) お諮りします。

日程第12、議案第50号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算(第2号)について、日程第13、議案第51号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、この2議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により、一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第50号及び日程第13、議案第51号の2議案については、一括上程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) ただいま一括上程されました2会計の令和2年度補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案第50号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、14款国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、公立学校情報機器整備費補助金、20款諸収入の高齢者保健と介護予防の一体的実施事業に係る受託事業収入を新設補正し、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正し、12款

分担金及び負担金の学校給食費負担金を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、3款民生費の新型コロナウイルス感染症対策生活支援事業を新設補正し、2款総務費の庁舎管理事業及びまちづくり事業、3款民生費の障害者自立支援事業及び介護保険事業特別会計繰出事業、4款衛生費の新型コロナウイルス感染症対策事業、10款教育費の小中学校教育振興事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億987万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億5,386万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第51号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、1款保険料を減額補正し、それを補うために8款繰入金と同額で増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、1款総務費の介護保険一般管理事業を増額補正し、同じく1款総務費の介護保険運営協議会運営事業を同額で減額補正するものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第50号及び議案第51号については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号及び議案第51号は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した議案第50号及び議案第51号の補正予算議案については、6月11日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号及び議案第51号については、6月11日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するようお願いをいたします。

---

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の会議日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日3日は休会、明後日4日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時58分 散会





令和2年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第2号）

令和2年6月4日（木）午前10時開議

議事日程（第2号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長 兼防災安全室長	藤原道明	君	企画財政課長 兼未来戦略室長	吉岡律司	君
税務課長	花立孝美	君	町民環境課長	吉田徹	君
福祉課長	浅沼圭美	君	健康長寿課長	村松徹	君

産業観光課長 佐藤 健一 君

文化スポーツ  
課 長 田村 英典 君

上下水道課長 浅沼 亨 君

教 育 長 和田 修 君

子ども課長 田村 昭弘 君

道路住宅課長  
兼まちづくり  
推進室長

佐々木 芳満 君

農業委員会  
事務局長

高橋 保 君

会計管理者  
兼出納室長

佐々木 智雄 君

学校教育課長

田中館 和昭 君

学校給食共同  
調理場所長

村松 康志 君

#### 職務のために出席した職員

議会事務局長 野中 伸悦 君

議会事務局長  
補 佐

川村 清一 君

係 長 佐々木 睦子 君

---

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日は、皆様方ご案内のとおり、新型コロナ対策のさなかでの議会です。3密を防ぐためにも休憩を多く取り、換気を小まめに行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

また、併せまして、本日の議題は一般質問であります。質問する議員、答弁する当局におかれましては、簡潔、明瞭な質疑、応答により速やかな議事進行にもご協力をお願いをいたします。

---

#### 議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

5番、村松信一議員。

1問目の質問を許します。

（5番 村松信一議員 登壇）

○5番（村松信一議員） 議席番号5番、矢巾明進会、村松信一でございます。

それでは、質問の第1問目、将来負担軽減のための公共施設等総合管理計画について質問させていただきます。

一般質問に入ります前に、コロナ関係につきまして一言申し上げたいことがございます。このたびの新型コロナウイルス感染症によりますお亡くなりになりました方々には謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患されました方々には心よりお見舞いを申し上げます。また、感染拡大の防止にご尽力されている医療関係者をはじめとした多くの皆様に心から感謝を申し上げたいと思います。新型コロナウイルス感染症の早期終息を強く願っております。

それでは、本題に移りたいと思います。現在の日本における大きな公共施設、公共的課題

の一つに、公共施設、インフラの老朽化の問題があります。日本の公共施設インフラは、1970年代前後に集中して建設されましたが、老朽化が進んでおり、今後十分な対策を打たなければ事故が起こり得ることも予想されます。このままでは、我々は先輩世代から健全な財政と豊かなインフラを受け取っておきながら、子ども世代には不健全な財政と老朽化したインフラを残すこととなります。このような状況の下、平成26年4月の総務大臣通知、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進についてにより、矢巾町公共施設等総合管理計画が平成28年12月に策定されました。

この計画で公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要とされております。計画期間は、平成28年から令和7年までの10年間で、1年目に個別資産の把握、分析を行い、2年目から4年目までで矢巾町公共施設等総合管理計画の具体化と住民との合意形成を図り、5年目からあるべき姿を達成するための具体的な取組をするということになっております。

現在は、4年目が終了し、個別施設計画を策定、また個別施設計画をもって、公共施設等総合管理計画を見直し、計画の具体化とともに、住民との合意形成が図られたところであると思います。そこで現在の取組について以下お伺いをいたします。

1点目、これまでの公共施設等総合管理計画の質問に対する答弁では、個別施設計画と個別施設計画をもって見直された公共施設等総合管理計画を昨年度末までに策定するというものでありましたが、今のところホームページでの公表も議会への説明もございません。現在の状況についてお伺いいたします。また、個別施設計画を策定する事前準備である施設カルテは完成しているということですが、どのような内容であるのか。

2点目、水道、下水、集排、橋梁については、既に個別施設計画を策定済み、道路については、策定中と聞いておりますが、できたものから順に公表してはどうか。

3点目、岩手医科大学の総合移転後、交流人口の増加に伴い、町内道路の交通量が増大しております。道路、橋梁、上下水道の寿命に大きく影響すると考えられます。これら完成済みの個別施設計画、個別カルテに影響はないのか。見直す必要があるのではないのか。

4点目、個別施設計画策定に向けたワークショップを開催したとのことですが、開催日時、町民の参加人数、出された意見と討議の結論等をホームページ上で公表すべきと思うが、どうか。このワークショップは、プラーヌクスツェレと言える内容であるのか。

5点目、公共施設等個別管理計画策定支援業務委託料3,922万円の入札が不調に終わったた

め、企画財政課で作業をしているということでありましたが、4,000万円近い金額の業務を職員だけでどのようにして行っているのか。また、この進捗状況についてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 5番、村松信一議員の将来負担軽減のための公共施設等総合管理計画についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町の公共施設等総合管理計画の見直しにつきましては、令和元年度末にホームページで公表することを目標に進めておりましたが、本年2月から新型コロナウイルス感染症対策を優先し、作業を中断しているところであり、予定どおりに進んでおられない状況にあります。今後状況を見極めながら作業を再開する予定であり、8月中の完成を目標に作業を進めておるところであります。また、内容につきましては、議員の皆様へご説明させていただき、町ホームページで公表をいたします。

なお、施設カルテにつきましては、施設の設置年月日、取得費、構造、床面積、耐震化の状況、運営経営、管理運営に関する経費、附帯設備等を網羅した内容となっております。

2点目についてですが、策定済みの上水道施設の個別計画となります矢巾町水道施設整備計画、公共下水道施設の個別計画となります公共下水道管の長寿命化計画、農業集落排水施設の個別計画となります矢巾町農業集落排水施設最適整備構想は、矢巾町上下水道課ホームページ、水道やはばに公表しております。また、橋梁施設の個別計画となります矢巾町橋梁長寿命化修繕計画は、町ホームページで公表しております。

なお、道路施設につきましては、今年度策定を行うとしており、策定次第、町ホームページで公表をいたします。今後も計画変更の都度、それぞれ町ホームページへ公表してまいります。

3点目につきましては、上水道及び下水道施設は、岩手医科大学総合移転事業の当初計画時より各種計画等の見直しを行い、施設整備を進めてきたところであり、個別の施設計画に大きな影響はないものと考えております。また、橋梁施設につきましては、道路法に基づき、5年に1回の点検が義務づけられており、昨年度で一巡したことから、今年度見直しを行うこととしております。道路施設につきましても、交通量などの要件により、点検頻度は違うものの、おおむね5年ごとに見直しを行うこととしていることから、その時点の社会情勢の

変化を反映させながら計画を策定してまいります。

4点目についてですが、個別施設計画の策定に当たって実施したワークショップは、住民基本台帳から無作為抽出した町民の皆さんを対象に有償で行った、いわゆるプランニングツェレとして実施したものであります。

なお、その内容につきましては、改訂版の公共施設等総合管理計画の資料編として公表をいたします。

5点目についてですが、総合管理計画の見直し及び個別施設計画の策定につきましては、岩手県立大学のアセットマネジメント研究会に参加し、専門的な知識を得ながら進めてきたところであります。また、現行の計画に対する進捗状況ですが、個別資産の把握と分析、町民の皆さんとのワークショップは、令和元年度までに完了し、令和2年度から本格的アセットマネジメントを実施するためのデータベース構築を予定どおり完了しております。今のところ個別施設計画と公共施設等総合管理計画の最終的な調整を残すだけとなっており、8月に完了するよう計画策定を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 何点かあります。1点ずつ質問させていただきます。

私が平成26年12月に公共施設等総合管理計画について一般質問に取り上げましてから、今回で11回目となります。こうして複数回取り上げる理由、それはこの計画が大変重要であるからということが最大のその理由になります。このたびの新型コロナウイルス感染症のマイナスの影響が多方面に及び矢巾町の財政にも大きく影響して、公共施設等総合管理計画に、この公共施設等総合管理計画は、財政の面からさらに重要度が増すと思われまます。

なぜなら、公共施設等全体の状況を把握して、長期的な視点をもって計画的に予防、保全に取り組みますと、大幅なコスト削減ができるからであります。例えば平成28年9月の私の質問の答弁によりますと、本町の橋梁のうち44か所について、壊れてから改めて直すと約52億円かかる見込みである。しかし、事前に修繕し、予防した場合は9億円で済む。43億円のコスト削減が図られるという答弁をいただいております。このように、何らかの問題が発生してから対応する事後保全から健全度に応じて大きな事故に至る前に、補修、補強等の適切な措置を施す予防保全に変えていくことが管理計画の重要な点であります。将来世代に持続可能な社会を引き継ぐために早期に公共施設等総合管理計画と個別計画を策定し、当局の

言うアセットマネジメント実施履行が大切だと考えております。

それでは、1点目であります。当初の予定では、昨年度まで策定し、ホームページで公表する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の対策を優先するため、作業を中断したとのことでもあります。これについては、仕方がないことではありますが、遅延することが分かった時点、この場合は2月と申していましたが、あるいは3月議会もありました。この時点で議会あるいは何らかの形で議員のほうに報告すべきではなかったでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、議会への報告がなかったのではないかということにつきましては、こちらにつきましては、真摯に受け止めまして報告が足りなかったということをおわびを申し上げます。

しかしながら、言い訳ではないのですが、こちらの公共施設等の総合管理計画の策定期限といたしますのは、実は今年度中でございます。既に先んじて28年度に策定し、そして私どもの予定の平成37年度までの10年間のうちに、まず今年度から本格的なアセットマネジメントを行う準備をするということまでが完了するということでした。ここの作業自体までは終了しておりまして、最終的に取りまとめ、個別施設計画の金額と、あと総合管理計画のトータルの数値、こちらの調整を残すのみとなっている状況でございます。そこにつきましては報告が遅れたことにつきまして改めておわびを申し上げます。答弁でありますように、8月をめどに策定を進めまして、詳細につきましては、丁寧に説明をしていきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長、補足は。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、今村松議員からご指摘のありましたとおり、いずれ今後公共施設の予防、保全対策は、やっぱり私らの最重要課題であります。それで、今日このご質問いただいた中に、まさにこのとおりだと思うのです。公共施設の更新、統廃合、長寿命化、このことによって財政負担の、いわゆる軽減平準化ということで、今村松議員のご質問の中に、統廃合と、そして個別計画と。だから、私どもはこれから公共施設と財政の健全化、特にも公共施設のこれからの整理、合理化、これもやはり皆さんと一



緒になって検討していかなければならない最重要課題だと思っておりますので、今後こういった今日のご質問の、またご指摘のあったことの意をしっかりと体して対応してまいりたいと考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 先ほどの、さきの答弁について、それならば、矢巾町で平成28年12月に矢巾町公共施設等総合管理計画の計画なるものをつくっているのです。それには、計画期間としてここにしっかりと上げているのです。ですから、勝手に1年、それはあるかもしれませんが、だったならば、この計画期間を見直すべきではないでしょうか。そうなっているのです。ここに書いて、読みますか。ということです。ですから、そういうことでただ遅れたという理由だけで結構です。だから、それは分かるのですけれども、そういうことに全部関係してきます。後でこれに関係している課長さんでしょうから、全てお分かりだと思いますけれども、計画期間とあるのです。本計画は、平成28年から平成37年の10年間とすると。平成28年は、短期の取組として、1年目。そして、個別資産の把握、分析をする。平成29年から平成31年までは、中期の取組として矢巾町公共施設等総合管理計画の具体化を図って、個別資産の方針を決定することなのです。そして、平成32年度からは、長期の取組として本格的なアセットマネジメントを展開する。これに書いているのではないですか。だから、そうなのです。だったら、そういう変更する、あらかじめそういったことまで含めて報告をいただきたいということでもあります。その件はどうでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、私どもの説明が不足していたということと、計画に関する進捗状況の報告ということにつきましてずれが生じてしまったことについては、改めておわびを申し上げます。その一言に尽きるのですが、その内容につきましては、議員ご指摘のとおり、私ども再確認しながらきちんと対応してまいりたいと思っておりますので、何とぞご了承していただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、2点目です。上水道、下水道、集排、橋梁の個別施設計

画は、既に策定済み。それぞればらばらにホームページで掲載されているのです。ですから、これは総合計画と密接に関わることでありますので、ホームページ上の総合管理計画と同じページにも個別施設計画として記載すべきではないでしょうか。そういう考えはどうか。お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

公共施設等の総合管理計画につきましては、各省庁の様々なガイドラインに基づきまして個別施設計画というものが策定されております。公共施設等総合管理計画ができる前に、既にそれらの各計画というものは策定がされているものがございまして、それを集約する形で平成26年に議員ご指摘のように総務大臣通知があったということになっております。そういった中で、様々策定期間が異なりますが、町ホームページの上で町民の皆さんが関心を持って見ていただけるように、あるいは関心のある方以外でも一覧できやすいように、ホームページ上の掲載につきまして今後検討し、皆さんに納得していただけるようなものにしていきたいと思っております。こちらにつきましては、ホームページ上の構成がございまして、制約もございしますが、その範囲内で最大限の努力をしていきたいと思っておりますので、ご了承していただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それから、ホームページ上に記載されているということで上水道、下水道、集排の個別施設計画、これはいずれも概要版なのです。ですから、詳細版は公表するのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまの質問にお答えします。

ホームページに載せているのは、ご指摘のとおり、あくまで概要版です。かなりのボリュームにもなりますので、概要版ということで載せてありますが、詳細版については、公表を拒むものではありませんので、ホームページ上の都合もあるでしょうけれども、ホームページには概要版、あとは大変申し訳ありませんが、もし上下水道課にお越しいただけるのであれば、詳細版を見ていただければ、そしていろいろなご指摘をしていただければ助かります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 次の再質問に移りますが、平成30年12月議会におきまして、個別施設計画をもって総合管理計画を見直すと答弁をいただいております。道路の個別施設計画を今年度中に作成するというので先ほど答弁がございました。そして、総合管理計画は、8月途中の完成を目指すということになりますと、ここに若干時期のずれが出てまいりますけれども、8月中に完成する総合管理計画には、道路の部分が含まれないということになります。そして、年度末にさらに道路施設分も含めてもう一度策定するということになるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

ただいまの計画策定のずれについてのご質問ですけれども、まず先ほど申し上げましたように、個別施設計画というのは、総合管理計画の前にもう既に策定が義務づけられているような計画がございます。総合管理計画の中では、それらのある一定の時期をもって、それを掲載するという形になりますので、各自治体でもありますが、資産の把握を終えた時点のものが各計画に載せられるものでございます。ということで現在道路につきまして把握している数値、それをもって総合管理計画の数値といたしますので、計画策定上の問題はないというふうに考えております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、私どものほうでアセットマネジメントに取り組むというようなことを表明しておりますので、そういった部分については、随時見直しをしております。資産の把握につきまして、常に最新状況が総合管理計画として閲覧できるように対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 5問目になります。通常業務、いわゆる入札が不調に終わったと。3,922万円のことです。通常業務のほかに、委託するはずだった業務、通常の業務のほかに、委託されることになっておった莫大な資料の部分を担当課で対応したと。そうしたら、通常の業務があって、それをどのようにして処理をしたのか。あるいは残業したのか、誰か人も増やしたのか、そういったことで簡単にできるような話ぶりなんかもされたこともありま

したので、その3,922万円は、非常に経費節減というか、なったことにはなるわけでしょうけれども、これをどうして委託しようとした業務の全てを職員だけで行うことができたのかということが1点です。

それから、問題は、老朽化の調査、これは有資格者でなければできないものもあると思うのです。これらの有資格者でなければならぬような分析、躯体調査の分析表とか、そういったものも実は見積もりの中に含まれておったわけですが、こういった資格を有するようなものは、矢巾町にはなかったのかどうか。あるいは、あったとしたら、どのようにそれを対応したのかということを伺います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） まず、策定のプロセスについてということ、経過について、入札が不調に終わってしまったということでございますけれども、こちらにつきましては、私ども一般的な計画をつくるだけであれば、多分恐らく入札は成立したのではないかなと思っておりますが、アセットマネジメントを展開するというようなことの中での仕様をしておりました。そのため、実はアセットマネジメント、実際にできる、コンサルティングをしているといったところも企業がかなり数が限られている現状でございまして、そうした中で私どもがつくった仕様に合わなかったというところだったのかなと思っております。こちらにつきましては、企画財政課の企画コミュニティ係と私のほうで責任を持って対応させて、仕事をさせていただいております。

幸いアセットマネジメントの計画策定につきまして知識のある職員がおりますので、そちらを中心に、負荷はかかっておりますけれども、できる限りのものをつくっていききたいなというふうに思いまして、対応してきたところでございます。

あとご指摘のとおり、有資格者についてというようなところでございますけれども、実は例えば個別施設計画の、例えば劣化度、健全度、裏腹の関係になりますけれども、こういったものを策定するためには、コアを抜いたりして、実際に調査をする必要があります。そうすると、1施設に数千万円かかるというような状況でございますので、基本的にはこちらにつきましては、そういうことは行わないということで、取得年限と耐震化及びそれに伴う時間経過に伴う劣化度というような形で私どものほうは計算をして計画を策定しているところでございます。

なお、こちらにつきまして専門的な知識というものにつきましてですが、確かに有資格者はございませんが、幸い私、厚生労働省のアセットマネジメントの經理の手引き、これ策定

の委員をした経験がございまして、様々なそういった機関からご示唆をいただきながら取り組んでいるところでございまして、できるだけ不足の点のないように、町民の皆さんに迷惑のかからないような計画策定に努めてきたところでございます。経過といたしましては、そういうことでお答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、最後の質問となります。この私の質問は、道路については、その時点で確認をした情報を基に策定をしましたけれども、平成31年3月の議会の答弁では、実は道路もできているという答弁になっているのです。読み上げてもいいのですけれども、その答弁書をコピーしてありますけれども、それで今回の答弁書では、令和2年度中策定するというところでちぐはぐなのです、この答弁と内容が。私が間違っているのかもしれませんが。何回もこれは確認しました。ということで、道路は、今これから、今策定中ということですが、平成31年3月の答弁では、矢巾町の場合は、事前に手前ですが、施設カルテというものの整備を進めてきてございます。要するに、事前の準備ができていたために、それを基にした発展して個別計画をこれから策定できるという前準備ができていたという部分がございます。そのほかに水道、下水道、集排、あと橋梁、道路、こちらにつきましては、既に個別計画が策定済みというふうになっておりますので、特にボリュームの多い、そういった管路とか、道路とか、そういったものが既に策定済みである。このように答弁されているのです。ですから、ここにちぐはぐな答弁になりますが、これいかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

ちぐはぐな答弁だったといったところをご指摘いただきまして、大変そこにつきましては、申し訳なく思っているところでございますけれども、例えば公共施設等の総合管理計画の28ページでございますけれども、こちらにつきましては、道路の件数2,357件ということと、金額が302億683万1,335円という取得価格ということで現状を把握しております。こちらにつきましては、私どもの財務諸表を策定する段階で道路の洗い出しをしております、それに基づいてということでございまして、そこにつきましては、個別施設計画とカルテ、ちなみにカルテは、道路で策定するものではなくて、道路は道路で作るものでございますが、そういった個別の集約としては済んでいるという意味で私どもとしては回答させていただいております。その内容について不十分だった点については、改めておわびを申し上げますけ

れども、こちらにつきましては、一応私どものほうで財務諸表を作成の段階で道路の件数を押さえていて、そのことに基づいているということでございますので、ご了承いただければと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 私のほうからも補足をさせていただきたいと思いますが、矢巾町公共施設等総合管理計画につきましては、先ほど企画財政課長が申し上げたとおりでありまして、28ページのほうに記載されております。それを基に今年度道路個別計画を策定するというような予定にしております。先ほど策定のずれが生じるというところにはなりますが、トータル的には、総合管理計画を基に進めますが、現時点での最新の情報で個別計画のほうは策定するというような形で今年度策定していきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 小中学校の各種行事についてであります。現在新型コロナウイルス感染症による影響で小中学校の各種行事、文化活動やスポーツ活動等がありますが、延期や中止となっております。特にも最終学年の子どもたちは、大会を目指して今まで努力を重ねてきましたので、何とか報いてあげたいと思います。紫波地区や盛岡広域など、範囲を狭めた開催はできないか。また、今後の見通しをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 小中学校の各種行事についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、岩手県中学校総合体育大会の中止、県中学校文化連盟による一部事業の中止や県吹奏楽連盟によるコンクールの中止など、今までそれぞれの大会を目指して努力を重ねてきた児童生徒は、大きなショックを受けてはおりますが、日々の部活動に頑張っております。県大会以上の大規模な大会が中止となり、スポーツ活動に関しては、代替措置として近隣での開催ができないか、紫波地区中学校体育連盟において協議し、最終学年の選手たちが輝くことができる場が必要であるとの結論に至りました。開催

可能な種目等において、課題はありますが、規模縮小や無観客試合など、新型コロナウイルス感染症対策を万全に講じた上で7月11日、12日に開催することとなりました。また、文化活動のうち吹奏楽や合唱などの音楽関係につきましても、今般の状況が改善されてきた際には、独自のコンサートを開催するような代替措置ができないかなどを検討しているところがあります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 本日の新聞記事でもありましたように、県内13地区での中総体を実施するという記事もございました。一部地域を除いて無観客で行うと。そして、この楽しみは、やっぱり家族であるとか、友達であるとか、あるいはご父兄の方、この方々の応援もやっぱり楽しみの一つであったわけであります。それで、無観客でやるということになりますと、大変寂しい思いをするだろうと思います。そこで、一つの提案でありますけれども、これを予算化して、ビデオ撮影をして、それを子どもたちに配布すれば、家族に行き渡ると思いますが、そういった措置はできないものでしょうか。考えていただけませんか。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今議員ご提案になったビデオ撮影という、確かにそういう方法もあるなど今改めて思ったところがございますので、地区の連盟のほうに、ぜひそういう意見を伝えて前向きに考えていただくようにしていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 県大会がない状況でありますので、矢巾町でよく2月に顕彰メダルを授与しています。これの対象あるいは扱いは、どうされる予定でしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まさにそのとおりで、今年度の顕彰メダルをどのようにして行うかというのは、今学校教育課のほうで検討中がございます。まだ結論は出ておりませんが、いずれ顕彰メダル

については、どのような方向性になっていくか結論が出ましたら、学校も含めてお知らせしていきたいなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それから、13地区とか、基点地区とか今後検討するとかございました。それで県大会がないわけです。子どもたちは、これを目指している子どもたちは、記録、県の記録って永久に残るものがある。例えば、例えばの話、郡大会で100メートルを11秒ぐらいで走った子がいたとします。すごく速いです。そうしたら、今までの県記録分かりませんけれども、それが新記録だったというようなことも考えられます。13地区、そういった場合は、これを申請していただいて、例えば未公認となるか知りませんけれども、そういった措置とかは考えていただけるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今時点、県の連盟のほうでそこまでは考えていないかもしれませんが、例えば今おっしゃったように、参考記録みたいな形で残るような方法を地区の連盟を通じて県のほうにも伝えていきたいなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それから、先ほどの答弁いただきました中に、中学校のことは大体分かりましたけれども、小学校のことについては何ら触れられておりません。そこで、いろいろとその子どもたちから父兄には連絡はいつていると思いますが、全部家族一緒に住んでいるわけでもありませんので、運動会であれば、応援に行くとか、そういうこともあったわけですが、そういったものが一般の方には分からないのです。ですから、随時変更されていると思うので、そういった最新の情報が分かるようなものをばらばらにではなくて、一覧にしてホームページ上で掲載していただく、そういう措置はできないのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、まさにそのとおりでございます。先週、臨時校長会議があったの



ですけれども、その場において、やはり各学校によって、例えば修学旅行の延期とか、運動会の延期、それらをいつ頃開催するかも、また学校ごとに微妙に時期が異なっておりますので、それらを各学校のホームページでお知らせすることによって地域の方々にも分かっていたらということ各学校のほうでホームページに掲載するように申させているところがございますので、早急に一覧表のような形で分かりやすく掲載してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それから、体育だけ非常に頑張っている子がいたとします。そこで、高校入試のときに、体育の推薦ということを目指している子がいたとします。その子の内申書というのは、どこの部分で、その体育の、本当は中体連とか、全国、県のほうにあって、あるいは県の代表になって、全国大会まで行けるとか、そういった子がいるかもしれない、いたかもしれない。それを目指している子もいる。そういったときのそういう内申書というのですか、そういったものの対応は、今どのように考えていますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず、それについては県教委のほうからまだ具体的なものが出てきておりません。これは、県全体の問題でございます。その子にとってどういうふうな形がいいのか、県教委のほうでも考えると思います。私たちのほうでも問合せをしながら一緒になって考えてまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で5番、村松信一議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、冒頭申し上げましたが、ちょっと時間的に早いのですが、ここで暫時休憩をとります。

再開をここの時計で10時55分、いわゆる8分、9分ぐらいの休憩時間といたしたいと思います。

午前10時45分 休憩

-----  
午前10時55分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

次に、10番、昆秀一議員。

1 問目の質問を許します。

（10番 昆 秀一議員 登壇）

○10番（昆 秀一議員） 議席番号10番、一心会の昆秀一でございます。

まず最初に、新型コロナウイルス対策についてご質問いたします。まずもって、町職員の方々におかれましては、新型コロナウイルス感染症の対策業務、忙しい中に議会対応のほう、よろしく願いいたします。質問時間のほうは決められた時間で行うので、答弁のほうもいつも以上に簡潔に丁寧なお答えを望むものでございます。

今現在新型コロナウイルスに関しては、全国的に収まってきつつあるようには思うのですが、けれども、まだまだ予断を許さない状況であるのではないのでしょうか。この先、私たちは新しい生活様式に合わせて日常を過ごすことが必要になってくると思います。今まで町民の皆様も自粛生活で非常に厳しい生活をなさっているところから、この新型コロナウイルス感染症に関してお伺いいたします。

新型コロナウイルスは、全世界的に生活、医療、経済など、いろいろな面で影響を与えております。我が国では、緊急事態を宣言し、その後本県においては、緊急事態宣言は解除となっていますし、全国的にも宣言の解除がされております。本町では、国や県の指示や要請に従い、これまでの対応をしてきていると思いますが、今後も地域の実情に合わせた対応が、今まで以上に必要になってきます。国や県、専門家の意見をそのまま聞くのではなく、地域ごとの総合性を持った考えで、さらに地域の合意を得た上で施策を推進していかなければなりません。その合意形成のための議論は、議会で行われるのが本来のやり方であり、本町では、様々な対応をしてきていますが、いずれ町民の命を守る対応が最重要であるという観点を決して忘れてはいけないところから、本町における新型コロナウイルス感染症の対応について以下お伺いいたします。

1 点目、町民への医療面、予防面、心理面、経済面、教育面、福祉面での新型コロナウイルスによる影響の把握と、その対応状況はどうなっているのでしょうか。

2 点目、特別定額給付金の対応の課題はどうなっているのでしょうか。

3 点目、情報発信の方法についての課題はどうなっているのでしょうか。

4点目、職員の働き方、テレワークなどの職場環境への対応はどうなっているのでしょうか。

5点目、オンライン授業の考え方はどうなっているのでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 10番、昆秀一議員の新型コロナウイルス感染症対応についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、感染症による医療面、予防面、福祉面での影響については、紫波郡医師会や介護、福祉事務所等と連携を密にし、国などが発出する予防策等の情報提供を行うことと併せて、施設等利用者の状況や医療、予防物資等の調査を行うことで把握しております。

経済面での影響については、商工会、金融機関等と連携を密にし、企業等の経済活動状況などの把握に努めるとともに、福祉課の生活相談窓口に寄せられた事業主の方からの相談などで把握をしております。心理面での影響については、福祉課の生活相談窓口に寄せられた町民の方々からの相談などで把握をしております。

本町としての対応状況ですが、毎週開催しております対策本部会議で内容を検討し、必要に応じて県に対して要望等を行っております。基本としては、予防に力を入れ、広報や町ホームページなども通じて、その時々状況に応じた町民の皆様への情報提供や各施設ごとの対応マニュアル等の情報提供、不足しているマスク、消毒液などの予防物資の配布を行うとともに、相談窓口の設置、指定管理者への感染症予防対策の徹底についての周知等に取り組んでおります。また、妊産婦や医療的ケア児へのマスク配布に加え、今後は、高齢者や障がい者世帯のマスクの配布を行う予定としております。

次に、給付金の早期支給を望む声への対応として、特別定額給付金は、町民環境課に特別定額給付金室を設け、迅速な支給に努め、子育て世帯の臨時特別給付金は、5月26日に支給が完了しております。今後は、さらに中小企業者の資金繰り対策や家賃補助、勤労者生活安定資金融資などの各種制度の周知に努め、円滑な利用が図られるよう支援に努めてまいります。

2点目についてですが、町民環境課に設けた特別定額給付金室に専任職員を配置の上、スムーズな給付金の支給体制を構築し、対応しております。特別定額給付金は、全世帯を対象

としているため、窓口の混雑も予想しておりましたが、多くの方々が郵送による申請を行っていただいたことにより、窓口における混乱はなく、5月末現在で給付を終えた方の割合は、金額ベースで全体の約94%となっております。このことから、全体的に大きな課題はなく、滞りなく進められているものと捉えております。

3点目についてですが、新型コロナウイルス感染症に関する情報は、広報やはば、町ホームページ、やはラヂ！といった媒体を活用し、正確、迅速に最新情報を発信できるように努めておりますが、状況が日々変化し、かつ多岐にわたっていることから、感染症対策に関する情報や支援制度に関する情報、イベントの延期、中止状況などの情報をどのように整理し、発信していくかが重要であると認識しております。

4点目についてですが、業務の継続性を維持するため、職員が所属ごとに2班体制で1日または半日を単位とした在宅勤務の準備を進めておりましたが、県内で感染者が確認されていないことから、これまでは実施しておりません。今後も県内外における感染症拡大の状況を踏まえながら窓口等の業務縮小や情報セキュリティ対策の徹底といった課題を含め、在宅勤務の実施を検討してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、新型コロナウイルス感染症対応についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、教育面における影響については、町校長会議、保育園長会議等を通じて状況を把握しております。その対応状況ですが、小中学校においては、児童生徒に基本を身につけさせるという観点で手洗い、マスク着用の励行を徹底しております。ほかに行事についての検討やパンフレット等の掲示、保護者への各種情報の提供など、多岐にわたる対応を行っております。

5点目についてですが、国においては、今年度から令和5年度までの計画でGIGAスクール構想を進める予定でありましたが、本町では、今年度中に前倒しで整備することとしましたので、全児童生徒に学習用端末を整備する内容の補正予算を計上しております。今後は、この学習用端末を各家庭へ持ち帰り、家庭と学校をオンラインで接続し、授業や学習支援、児童生徒の様子の確認などの登校の代替措置ができるような仕組みを構築してまいります。また、将来的には、インターネットによる学習支援サービスを利用して、家庭学習ができる

ような端末の使用を想定して整備することとしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まだ完全には終息していない新型コロナウイルスに関してですけれども、今まで町の支出というか、お金がかかってきているわけですが、国からの交付金というのは、今後一体どのくらい当てにできるものなのでしょう。

それから、今後の予算の歳入の見込みも大分減ってくるように思うのですが、今後の予算の見直し、組替え、凍結というのは、大分必要になってくるとは思うのですが、そのための原資として町から国へ交付金の増額をさらに求めていかなければならないのではないかなと思うのですが、その交付金の使い道もある程度地域の実情により、地域で判断できるようにしていかなければならないと思うのですが、その点に関して、しっかりと国に対して強く要望していく必要があるのですが、町としては、現在どのように国に対して要望し、国の方針はどのようになっているのかということと、町の予算を今後大幅な組替え、不要とは言わなくても不急なものというものを大きく削ったり、次の年以降に回す事業も出てくるのではないかなと思うのですが、現時点でのお考えをお聞かせください。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

何点かご質問があったと思います。まず、今後予想されるものでございますけれども、国の新型コロナウイルス感染症対策の経済対策につきまして、まず1兆円の交付が決まっております。これにつきましては、7,000億円が第1次分といたしまして、先日議会の全員協議会でも説明いたしました臨時交付金として配分され、本町には1億472万8,000円、こちらの金額が配分になっているところでございます。残りにつきましては、当初の予定ですと、秋頃3,000億円分について、また全国に配分するというようなお話がありましたけれども、追加の2兆円対策というものもございまして、これにつきましては、今後示された内容を注視しながら、どのような配分されるのか、まだ私どものほうに示されておりませんし、まだ国のほうでも詳細について公表しておりませんので、これにつきましては、情報収集をしながら、少しでも私どものほうで有利な形で事業に交付金を使えるような形で努めてまいりたいと思っております。

また、今後予算の関係なのでございますけれども、今回の補正予算につきましても、事業の中止す

る予定のもの、こちらにつきましては、歳入につきまして減額の補正をとらせていただいております。主なものにつきましては、イベントの開催等にかかるものだったりするわけでございますけれども、今後も予算の編成に当たりましては、不要なものにつきましては、削減しながら対策に充てていく原資にするべく調整を進めてまいりたいと思っております。

また、国に対して、どのように働きかけているのかということでございますが、各政党の要望活動などに強くお願いすることとしてございますし、あと特別交付金、どのような形でいただけるのかというようなこともいろいろ検討しているところでございまして、様々な機関と調整いたしまして、できるだけこちらのほうにつきましても努力してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 予算については、さらに国に要望、情報収集お願いしたいと思っております。

資料にお示したように、今後新しい生活様式というのが必要になってくると思うのですが、これは第2波、第3波を防ぐ意味でも重要なことだと思うのですが、町としてこれを町民にどう徹底させていくおつもりなのか。言葉で言うほど楽なことではないと思っておりますし、苦難を伴うことであると思うのですが、そこである程度皆さん我慢しながらこの生活を続けていかなければならないと思うのですが、さらに弱い立場の方々、例えば子どもや要介護者であったり、重度の障がい者に対しては、今まで以上の支援が必要になってくると思うのですが、そこら辺しっかりと相談しやすい体制だったり、そういうものを考えていかなければならないと思うのですが、その辺については、どうお考えでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

要介護者の方とか、そういった方々におかれましても、例えば各種介護給付サービスであれば、継続しているものは大丈夫だと思うのですが、介護予防面においては、4月、5月、自粛していた部分もありまして、6月から再開するということでございますので、いずれ感染防止、命を守るというのが一番重要というふうに考えておりますので、そこら辺の

部分を徹底しながら、そういう地区の公民館での介護予防事業等にも再度参加していただきながらフレイル予防も考慮しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 障がい者に関してお聞きしたかったのですけれども、地域生活支援拠点等、できれば早急に整備する必要があるように思います。地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化、高齢化や親なき後を見据えた居住支援のための機能を持つ場所や体制のことなのですけれども、居住支援のための主な機能というのは、相談、緊急時の受入れ、対応、体験の機会、場、専門的人材の確保、養成、地域の体制づくりの5つを柱としておりますけれども、厚生労働省では障害福祉計画の基本指針に位置づけて整備を進める方針としており、各市町村や圏域では、地域の実情に応じた創意工夫のもと、地域生活支援拠点等を整備して、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指しているのですけれども、本町では、紫波町と一体となって、その拠点等の整備を進めていると思うのですけれども、この拠点を整備することで今回の新型コロナウイルスに対して、もし介護者が感染した場合、誰も見る方がいらっしゃらなくなるわけなのですけれども、そういう方々が安心して過ごせるようにできると思うのですけれども、その整備体制について進捗状況をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

地域生活支援拠点に関しまして、今議員おっしゃるとおり、今期の計画の中で、まず目玉でございます。私どもも、今紫波町と、それぞれ自立支援協議会の中でも精査してまいりましたけれども、何とか今年度中とは思っておりましたが、この新型コロナウイルス感染症の関係で、できるだけ早い段階での実現に向けて動き出しをしていきたいと思っております。

6月に矢巾町の自立支援協議会を開催する予定でございまして、またこのご意見を反映いたしまして進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、町の情報発信についてなのですけれども、回覧板の配布、広報などの紙ベースやホームページやSNS、ユーチューブ、わたまるメールなどインターネ

ットに関するものややはラヂ！などがあるわけですが、できればこのコロナに関しての情報というのを多くの方に正確に情報を知っていただくことが混乱につながらない方法ではないかと思うのですけれども、このいずれの媒体、町民の多くが当てにしているか把握しておいて、情報発信に努める必要があるかと思うのですけれども、そこである町民から情報発信について注意を受けたのですけれども、それはやはラヂ！についてなのですから、インターネットを使える方であれば、町のホームページにアクセスして詳しい情報を知るのであるけれども、そうでない方、インターネットが使えない方であったり、目の不自由な方は、やはラヂ！で生の情報をいち早く知れるということに聞いているのですけれども、なかなか本来防災ラジオのはずなのに、コミュニティラジオとしての役割が中心になっているのではないかというご指摘がありました。そこら辺、私もあまりラジオを聞かなかったのですけれども、そこら辺の情報発信についての考え方、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

様々なご意見があらうかと思ひまして、私どもも今議員ご指摘いただきましたことにつきまして、どのようにしたらできるだけ多くの方に情報が伝わるかということをお日々考へておるところでござおいます。まず、やはラヂ！につきましては、コロナが騒がれてきた2月以降、特に3月以降になりますけれども、コロナに関するお知らせということ、保健師が私どものほうでラジオに登場してしゃべっていただいた回数、がまず66回になっておおります。その他、コロナに負けるなというメッセージのこととか、全て含めると、ちょうど作ったような数字であれなのですけれども、ちょうど100件、調べましたらござおいました。そうした中で速やかに行き届いていない部分があるというふうなお声も把握しておるところでござおいます。それにつきましては、6月1日号の広報でどのような救済措置があるのかといったものを一覽としたチラシを作成しまして、配布をさせていただいたところ、でござおいます。こちらにつきましては、防災ラジオというよりはコミュニティラジオの性格が強くなっているのではないかというふうなことを今ご指摘いただきましたけれども、番組の編成上、今そのようになっているところですが、今後防災という観点から、このコロナウイルスを捉えた場合、必要な情報提供だと思ひますので、関係部署と協議いたしまして、できるだけそういった部分の内容についても充実させるように検討してまいりたいと思ひておるところでござおいます。

あとは、番組の構成と皆さんが引き続き聞いていただける内容とのバランスを考慮しながら



ら、以前から昆議員からはご指摘いただいておりますので、そのようなことも踏まえまして、番組のほうの編成に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、今自立支援、自立相談とか、生活支援相談ですが、今私ども言われているのは、大きく分けて6項目、今整理してみるとあるのです。まず1つは、今言う生活支援コーディネーターとしての役割としては、地域のニーズと資源の状況の見える化、それから支援組織と多様な主体の協力依頼等の働きかけと、ここが大事だと思うのです。こういう困り事については、地域の皆さん、NPO、ボランティア、そして何よりもいろんな社会福祉法人とか、そういうふうなところ、そういった関係者とのネットワーク、こういうふうなものをやはりしっかり構築していかなければならないし、今そういう取組も現にやっておるのですが、さらに充実強化をしていきたいということ。

まだまだ細かいことがあるのですが、今ご指摘の生活支援、自立相談支援のことについては、やはり一番大事なところ、特にも生活支援の中でも、いろんな家計が苦しいとか、家賃が払えないとか、いろんなことがあるのです。だから、そういった生活支援、自立相談支援の体制整備をさらに強化して、そして障がい者とか、高齢者の皆さんに寄り添う体制をしっかりと構築していきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それから、児童のマスクの件についてなのですが、見ていると、結構していない方というのはいるように思うのですが、そこら辺の指導、どうなっているのかということと。

あと、季節柄マスクをしていて熱中症になるということも気をつけなければと思うのですが、そこら辺はどうでしょう。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに学校によっては、ちょっとつけていない子どもたちも見えるところなのですが、教育委員会といたしましては、各学校にやっぱりふだんからマスクを着用するように児童生徒のほうに指導をお願いしているところなのですが、子どもたちの中で、なかなかつけるのをいずいというのですか、そういう子どももいて、なかなかつけない子もいるよ

うですけれども、そこは指導していきたいなと思っております。

あと熱中症の部分でございますけれども、特に体育の時間とかは、やはり外して授業を行うようにというふうに国からも通知が来ておりますので、その辺も注意して行いたいと思っておりますし、あとこの後今日みたいに気温が上がってきた場合は、当然窓を開けたりとか、あるいは早めにエアコンをつけることも必要になってくるのではないかなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まず、エアコンもつけたことですし、しっかりとしていただきたいと思えます。

あと特別定額給付金についてなのですけれども、その給付については、そのとおりなのですけれども、町民の方から疑問の声が上がっていて、個人情報に関してなのですけれども、世帯主でない人が役場に確認の電話をしたら、世帯主に確認しないで、しっかりとこの状況というのをすぐに教えてしまったということで、ちょっと苦情があったのですけれども、そこはしっかりと本人確認をしてやるべきところなのではないかなと思うのですけれども、そこら辺の状況について分かればお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

それは、もうご指摘のとおり、そういった個人情報の問題は確かにありました。ただ、お聞きすると、家庭内の家族のことのほとんどが多かったようで、事例はほんの数事例なのですが、だからやはり今私どもが考えているようではない、家庭の中もやっぱり大きく変わってきているのだなということで、だからこそ今後やっぱりそういった個人情報、プライバシーのことについては対応していかなければならないということで、もうそのことについては、今後そのことのないようにしっかり取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 今回いろんな対応、ご苦労さまでございますけれども、これから例えば第2波、第3波、岩手では、まだ第1波と言えるのかどうか分からないですけれども、

感染者ゼロなわけですがけれども、それに備えるためにも、今までの対応の振り返り、中間評価というか、中間検証というか、そういうふうなものも必要なのではないかなと思うのですけれども、そこら辺のお考えについてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まさにそのとおりで、今、今の、これまでのあれは緊急事態宣言の状況では、それを第1波とすれば、その第1波の、やはりいろいろな課題があったわけです。だから、大きく4つあると思うのです。まず、やっぱり先ほどから、昆秀一議員からお話あった予防の徹底。それから、患者が発生したときに、いわゆる感染症の患者が発生したときの患者とか濃厚接触者への対応。それから、3つ目は、これはもう起きたときの消毒作業の徹底、これも大変なこと。そしてあとは、最後は、事業、企業であれば、業務継続、私らであれば、事業継続計画、このBCP、このことについて。だから、今ご指摘あったことの第2波、第3波は、やっぱりこれまでの第1波のいろんな課題に取り組んできたわけです。特にも私どもは、先ほどからもあるように、いわゆるマスクの着用とか、手指の消毒、3密を避けろとか、新しい生活様式とか、これをさらに徹底して、まず予防に徹底して、予防の徹底をして図っていききたいということで、そしてそれでまた今言った3つのことが起きたときの対応もしっかり視野に入れながら対応していかなければならないということで。

だから、矢巾町、岩手県がそういった発生がないからという安心感、緊張感に欠けるようなことはあってはならない。ないからこそしっかり取り組んでいかなければならないということで、そこで私どもも毎週、本部会議を持って、そして対応しておると。だから、活動の再開、いろんな文化、スポーツ活動の再開なんかについても慎重を期してやっていきたいというのは、そういう思いからでございますので、ご理解をいただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、読書について質問いたします。

近年は、急速なインターネットなど、様々な情報メディアの発達で私たちの生活環境は劇的に変化を遂げております。そのことなどによって、本を読む時間が少なくなり、語彙力が貧しくなる傾向があるなど、様々な影響が出てきております。現在、新型コロナウイルスの影響によって在宅で過ごすことが多くなって、読書する機会が増えてきていることと思われ

ますが、現代の子どもに関しては、情報メディアの発達に加えて、クラブや塾、習い事などの活動に忙しく、読書に充てる時間が少なくなっているようです。読書によって人生が変わると言われることがあります、それほど読書によるメリットは計り知れないものがありますし、本を読む習慣を持つことは、生涯学習にも有効であり、人生にとっても有意義なものであります。特に、幼い頃から読書の習慣を持つことは、言葉を学び、感性を磨き、想像力を豊かにするなど、その後の人生をより深く生きる力ともなり得るものであります。

本町においては、町民が読書の習慣づけを行えるように、今までも各種方策がとられてきていたと思いますが、今後もさらに読書を推進するための施策を講ずることが必要と感じます。そこで、本町の読書の現状と今後の読書推進の考え方から、読書施策の方向性について以下お伺いいたします。

1点目、図書センターと電子図書館、各小中学校の図書館の利用状況はどうなっているのでしょうか。

2点目、町民の読書の状況をどう捉えているのでしょうか。

3点目、町民への読書の推進をどう図っているのでしょうか。

4点目、小学生未満の読み聞かせ等、本と親しむ状況はどうなっているのでしょうか。

5点目、児童生徒の読書活動の状況はどうなっているのでしょうか。

6点目、生涯学習としての読書の取組はどうなっているのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 読書についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、令和元年度末の図書センター利用者は、延べ10万418人、貸出し人数は、延べ3万2,610人、貸出し冊数は、延べ17万56冊、電子図書館のアクセス者数は延べ3,810人、貸出し人数は、延べ304人、貸出し冊数は、延べ589冊となっており、図書センターを利用する町民の皆さんは、毎年度増加傾向となっております。

2点目についてですが、昨年度の1人当たりの貸出し冊数については、図書センターは、約5冊、電子図書館は、約2冊の貸出しとなっており、岩手県全体の平均約4冊よりも多い状況となっております。分類ごとでは、文学と児童書の貸出しが多い傾向となっておりますので、親子での利用が多くなっていると捉えております。

3点目についてですが、テーマや季節に合った企画展示、やはラヂ！での図書センター通信としてお勧めの本の紹介などを実施し、より多くの町民の皆さんに幅広い分野の本に興味

を持ってもらえるように努めております。

4点目についてですが、図書センターでは、幼児のためのお話会や電子図書によるお話会、本にまつわる映画会などを行い、小学生未満のお子さんが親子で本に親しむ機会となっております。スタッフも笑顔と懇切丁寧な対応を心がけて、明るく楽しい環境づくりに努めております。

6点目についてですが、利用者の年代、趣味、趣向など、様々な要望に応えられるよう多種多様な蔵書の充実を図るなど、環境整備に努め、生涯にわたり読書に親しむことができるよう取り組んでまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き、読書についてのご質問にお答えいたします。

1点目の各小中学校の図書室の利用状況についてですが、利用者数の集計はとっておりませんが、日常的に朝や昼休み等の時間に図書室を開放しており、児童生徒が本を借りたり、読書や勉強する場や授業においても利用されております。また、1人当たりの図書室を利用している年間平均貸出し冊数については、小学生は約85冊、中学生は約5冊となっており、小学校では学年ごとに読書目標冊数を定めて読書に取り組んでいることから、貸出し冊数が多くなっている状況であります。

5点目についてですが、読み聞かせボランティアの活用や長期休業中の親子読書カードの取組などにより、読書の機会を増やす活動を行っているほか、朝読書の徹底や読書カードを活用した年間読書目標冊数の設定など、読書習慣を身につけさせるための取組も併せて行っております。また、図書委員会によるお勧めの本を手にとってもらえるような配置や掲示方法の工夫、スタンプカードによる読書推進を行うことで児童生徒の興味、関心を高め、読書習慣の定着を図っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 現在図書センターは開いていると思うのですがけれども、休業していた時期もありますけれども、コロナ対策として先日図書消毒器というものを設置したということですがけれども、閲覧席のほうの利用はまだなようですがけれども、今後の利用開始については、どのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） お答えいたします。

閲覧席につきましては、現在休止させていただいております。どうしても、やはり長時間いるというような形になりますので、現在はちょっと見合わせているという状況であります。ただ、今後状況によっては、復活といたしますか、再度ご利用いただけるように持っていきたいと思っております。放送などでも館内の在所時間を約30分程度にさせていただければというような放送も併せて行っているところでありまして、3密を避けるという観点から、現在はそのような対策をとっておりますが、今後状況に応じて通常の新しい図書館の利用方法の様式に持っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 電子図書館というのは、今の時期、非常に利用価値が出てくると思うのですが、その利用促進については、電子図書については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

電子図書につきましては、昨今のコロナ等で図書館を訪れられない方あるいは感染予防のためにも非常に有効だというふうに我々も感じております。図書、蔵書のほかにもそういった電子図書、ご自宅のパソコンや皆様のお手元にあるようなタブレットで自由に閲覧もできるということですので、こういった機会を増やせるように、電子図書の数も増やしたいというふうに考えてございますが、ライセンスの関係がございまして、これについては、閲覧回数や閲覧できる期間によりまして、自動的に削除されるような契約になっている本もございまして、そういったものをなるべく減らしまして、いつまでも閲覧できるような電子図書については、通常の蔵書と併せまして、なるべく増やしていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） あと読書に関してですけれども、読み聞かせについてお聞かせいた

だきたいのですけれども、現在読み聞かせのボランティアの活動というのは、どのような状況になっているのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） お答えいたします。

今町で任用しております図書事務の補助員が行ったりもしているのですけれども、例えばですけれども、給食時間にこの補助員が本を読み聞かせをするというような取組も今行っております。学校のほうでは、ふだん休息のときは、ざわざわしている感じなのですが、読み聞かせを始めたことによって、その時間は、子どもたちが静かになったりもするというところで、非常に子どもたちが集中するようになったという効果も現れておりますので、引き続き行ってまいりたいなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） その読み聞かせというのは、本当に読書の楽しみを伝えていくのは非常に大事だと思いますし、ボランティアの活動というのもあると思うのですけれども、そのボランティアの活動の呼びかけというのは、どのようにしているのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） お答えいたします。

ボランティアの部分に関しては、各学校ごとに今やっているわけなのですけれども、先ほどお話ししました町の補助員と、あと各学校には指導教諭がおりますので、タッグを組んでといいますか、それぞれ打合せをしながら進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 読書についてですけれども、子どもの読書活動の推進に関する法律というのがあるので、その中で市町村は、子ども読書活動推進基本計画、都道府県子ども読書活動推進計画というのが作成されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施

策についての計画を策定するように努めなければならないとなっております、その附帯決議では、民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定して、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立と、その具体化に努めることとなっておりますけれども、岩手県では、第4次岩手県子どもの読書活動推進計画が昨年3月に策定されておいて、その中にも市町村及び市町村教育委員会に対しては、県及び県教育委員会との連携、協力を図りながら一体的な施策の推進を期待するものとなっておりますので、本町では、このような企画、計画というのをどのように立てて、また読書活動推進の具体化というのは、どのように行っているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

今昆議員のほうからお話しされた件については、これからということになりますが、いずれ矢巾町を含めて全県で取り組んでいる教育振興運動では、読書活動の推進ということをやっております。これが根底でございますし、各学校でも先ほど課長のほうから説明がありました読み聞かせがあったりとか、図書室の利用の推進とか、そういったことを含めて計画を策定してまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

ただいま教育長から答弁ございましたとおり、計画については、これからということですが、ご承知のとおり、4月23日から5月12日などについては、子ども読書週間などということで、図書センターなどにおいても、子どもに対する様々な本の紹介や企画などもこの週間に合わせて1年間通してですけれども、やらせていただいておりますので、子どもが図書に触れ合う機会を増やしたいというふうに考えてございますので、様々な企画や催しもやっていきたいと考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 資料でお示したように、読書通帳という取組もあります。本町では、スタンプカードなどしているということだったので、そういうふうな導入をしてみたら、一般にも読書のほうの意欲向上につながるのではないかなと思うのですけれ



ども、その辺の考えがあれば、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

その内容については、私も承知しておりました。子ども読書貯金といったような形でやっている図書館においては、子どもさんが自分が読んだ本の値段が銀行の通帳のように金額が足されて、まるで自分がいっぱい貯金していくような感じがあって、非常に楽しいということで、それが子どもさんたちの読書の習慣になり、どんどん、どんどん本を読むような形になっていくということで非常に有効だということでお話を聞いております。

図書センターにおいても、そういったシステムが導入可能かどうか、ちょっとまだ検証してございませんので、そういった情報を取り込んで、そういったものが図書センターに置けるという状況は、これからちょっと確認させていただきたいなと思っておりますし、どのくらいの費用なのかなというのもまだちょっと調査しておりませんので、その辺も研究させていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） 学校のほうのことにしてお答えさせていただきますけれども、カードとかを助成もしておりますし、あとやはりこれは各学校ごとに取り組はちょっと違いますけれども、例えばですけれども、本を3冊以上借りたらしおりをプレゼントするとか、そういったのが学校の図書委員会のほうで取り組んだりしておりますけれども、やはりそのしおりが欲しくして本を借りるという子どももいるようですので、やっぱりそういう1個1個の取組が読書の推進につながるのではないかなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） いろんな取組があると思いますので、一つ一つ吟味しながらやっていただきたいと思います。ということで、本というのは、活字のものばかりではありません。漫画も本ですし、いろんな本がありますけれども、目の不自由な方には点字の本、それから音声のCDブックというのもあるのですけれども、そこで本町では、そういう障がい者に対する配慮というのは、どのように行っているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

音声による読書の内容とかについて、ちょっと私まだ確認できておりませんので、そこは速やかに確認させていただいて、そういった機械が導入されていないというのであれば、やはりそういった障がいをお持ちの方もそういった読書あるいは図書センターに行く機会を増やしたいということもございましたので、速やかに対応させていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） そこで、LLブックというのがあるのですけれども、ご存じでしょうか。LLブックというのは、知的障がい、発達障がいのある人などが読みやすいように写真や絵、絵文字、短い言葉などで構成された本のことでLLは、スウェーデン語で優しく読みやすいという意味の言葉の略なそうのですけれども、スウェーデンで1960年代から出版が開始されて、当初知的障がい者向けに刊行されていたのですけれども、現在では高齢者や移民、それから認知症の人など、読むことに困難を伴いがちな幅広い層への対象が広がって、北欧を中心に普及しているということなののですけれども、日本でも障がい者の支援団体などが製作して、少しずつ、ほんの少しずつですけれども、認知が広がっているそうですけれども、本町のこの導入状況というのは、どうなっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

私が確認している範囲の中では、そういったLLブックについては承知してございませんので、そういった有効な本についても導入するよう今後持っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） ぜひLLブックというのを、あまりないそうなのですけれども、ぜひそういうふうなのを取り入れていただきたいと思います。

それから、子どもに対してということでブックスタートという取組があるそうなのですけれども、ブックスタートというのは、ゼロ歳児健診などの機会に絵本を開く楽しい体験と絵

本をセットでプレゼントする活動なそうではございますけれども、抱っこぬくもりの中で絵本を読んでもらう心地よさやうれしさを全ての赤ちゃんに届けるということで、赤ちゃんの幸せを願い行政と市民が連携して行う自治体の事業なのだそうではございますけれども、全国実に1,055の区市町村で行われているそうではございますけれども、岩手県でも調べると20市町村、33のうち20市町村で行われているということなのではございますけれども、残念ながら、その中に矢巾町というのは入っておらなかったのではございますけれども、まず本町でこのブックスタートという取組、どのようにお考えなのかということと、ぜひこれだけ多くのところが取り組んでいるわけですから、予算もそんなに莫大というか、そんなにかからないようなので、ぜひ将来の子どもたちのためにも取り組んでいくべきに思うのではございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

今いろいろ絵本から、また展示から何からいろんなご指摘があったのですが、このことについては、私どもの福祉課と、そして町の社会福祉協議会、連携して、これは対応していかなければならないということで、それからブックスタートについては、私ら小さいときもやっぱりあったのです。今でいう、年寄りの話でもうそんな分からない人もおると思うのですが、キンダーブックとか、そういったブックスタートの、やっぱり小さいときに絵本に親しむと、これは非常に大事なことで、今回のコロナで今言われているのは、久しぶりにお父さん、お母さんと川の字になって、そして絵本の読み聞かせを。そうしたら子どもが本当に喜んで、その絵本、おねだりをするようになったということで、やはりそういったブックスタートとか、絵本の読み聞かせ、やっぱりこれは私どもにとっては、一番の基本なのです。そういう絵本から語彙力を高めてやっていくことが、いわゆる教養とか知性にもつながっていくわけでございますので、このことについては、早く取組をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 子どもに関しては、そのとおりでお願いしたいと思うのですが、高齢者のほうに関して、読書と。読書と健康寿命という関係性についてお伺いしたいのですが、アメリカのイエール大学では、1日30分以上読書をすれば、死亡リスクが約20%減少するという調査報告を公表しました。健康に生きるためには、運動習慣や規則正しい生活を送ることが大切だと言われておりますけれども、これから読書習慣も重要視されるの

ではないでしょうか。

イエール大学の被保険者、3,635人の中で全く読書しない、読書が週3時間半以下、読書が週3時間半以上という3つのグループに分けて、その後の12年間追跡調査したそうですが、その結果によれば、全く読書しないグループは、読書が週3時間半以下のグループに比べて死亡リスクが17%減少して、さらに読書が週3時間半以上のグループと比べると23%も減少していたそうです。さらに、読書をしないグループと読書を週3時間半以上するグループを比較すると、読書を3時間半以上するグループのほうが平均2年間長生きしておって、読書習慣が寿命と深く関わりがあったということが分かっておるそうです。

また、読書が寿命を伸ばす例として山梨県というのを、健康寿命と読書の関係があるのですけれども、厚生労働省が発表した平成25年の都道府県別健康寿命によると、健康寿命の全国1位が山梨県、かつて行われた文部科学省の社会教育調査の人口に対する図書館数では、全国平均が2.61だったのに対して山梨県は、全国1位の6.59だったそうです。山梨県は、戦後間もなく全国に先駆けて読書の普及に力を入れて、それが今日まで続いているということです。2017年の統計では、小学校の図書館司書の配置率が98.3%、全国平均が59.3%、中学校が97.5%、全国平均が57.3%と高く、学生の頃の読書習慣がそのまま続いていることが予想されております。ちなみに、2010年、2015年にわたって笹川スポーツ財団が調査した週1回以上の運動、スポーツ実施率では、山梨県は全国で最下位だったそうですけれども、運動をしなくても読書が健康寿命の高さを支えている要素の一つと言えるのですけれども、それを本町では、読書のより一層の推進を図るべきだと思うのですけれども、そこら辺の考えがあればお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

ご存じのとおり、満75歳以上のフレイル健診始まっているのですが、今いいご指摘をいただきました。15項目の中に読書の項目はないのです。そこで、これはもう早速矢巾町で取り入れをしていきたいと。特にも認知症に関する大綱の中には、いわゆる共生と予防ということです。そして何よりも今度の健診では、栄養と運動と社会参加の項目を中心にしているのですが、今読書のことは、まさにそのとおりだと思うのです。だから、私は、いつか敬老会でも私言っているのですが、一、十、百、千、万のことで話をしたことがあるのですが、その読書の回数なんかもやっていきたいなということで、例えば十であれば、1日にその10人の方と会話したとか、もうそういう万であれば、1万歩歩いた。ただ、お年寄りさんたちは

1万歩歩くというのは、これはなかなか無理なので、だからそういう1か月に何冊の本を読んだとか、やっぱりそういうふうなことは非常にいいことだと思うので、フレイル健診項目に町独自の取組として検討させていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 最後に、ドイツの哲学者のショーペンハウエルの著書で読書についてというのがあるのですけれども、読書は、他人にももの考えてもらうことである。本を読む我々は、他人の考えた過程を反復的にたどるに過ぎない。さらに、読書には、もう一つ難しい条件が加わる。すなわち紙に書かれた思想は一般に砂に残った歩行者の即席以上のものではないのである。歩行者のたどった道は見える。だが、歩行者がその途上で何を見たか知るには、自分の目をういなければならぬという有名な一節があるのですけれども、つまり自分で考えずに受動的に読むだけであれば、本を読んでも得られるものは少ないということで、ここでも自分で問題意識を持つこと、そして本の内容を自分のこととしてよく考え抜くことが強調されております。ショーペンハウエルは、本を読むこと自体を拒否して、否定しているわけではないのですけれども、言いたいことは、自分で考えることの大切さがありますということで、そのことも付け加えて最後にお話しして何か見解があれば、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず、小学校時代は、小学校1年生から図書室探検とか、あるいは図書の楽しみとか、そういったものを学年に応じて勉強してまいります。そういう中で本とのふれあい、本からどういったものを学ぶか、そこからどういうふうに考えていくかということを学年に応じてやっていきます。そして、それを受けて中学校では国語の授業の中で、読書ということ、そういうふうな項もあります。こういう本があります。それは教師の体験だったり、友達の体験だったりをそこで示します。そういうふうにして読書について子どもたちに学ばせていきます。これが生涯にわたっていくことができるようにすることが私たちの目標です。そういうふうなことをこれからも繰り返し努力してまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、介護事業について質問いたします。

今から20年前の2000年に始まった介護保険制度というのは、介護の社会化、高齢者の自立支援を進めるための画期的なものとして現在に至っております。この間増え続ける高齢者人口に比例して、高まる介護ニーズ、経費の増大などの逼迫した課題が顕著になってきております。令和2年度は、その高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画が策定され、令和3年度から事業が始まる予定であります。既に国の社会保障審議会介護保険部会等において議論された第8期介護保険事業支援計画の基本指針が示されております。既に国の社会保障審議会介護保険部会で基本指針が示されているのですけれども、3年ごとに定める都道府県介護保険事業支援計画と市町村介護保険事業計画を立てるためのガイドラインでありますけれども、その基本指針には何点かポイントがありますが、本町としてそれをどう盛り込み、町民の安心のための介護保険事業としていこうとしているのでしょうか。また、矢巾町独自の課題も考えられるところから、その実情をしっかりと捉え、計画に反映させる必要があります。そのための調査や内容の検討など、準備が既に始まっているものと思われましてところから、以下お伺いいたします。

1点目、次期計画の策定に当たっては、アンケート調査を実施するとしていますが、どのように前期計画の検証、評価を行い、計画に反映していくのでしょうか。

2点目、今後要介護者の割合が増し、サービスに要する経費が増えるように予想しますが、その対策をお伺いいたします。

3点目、介護予防についての重点施策はどうなっているのでしょうか。

4点目、軽度者への訪問、通所介護サービスは、介護予防、日常生活支援総合事業へ移行しましたが、盛岡広域圏内の現状はどうなっているのでしょうか。

5点目、認知症の盛岡広域圏内の現状と施策の推進はどうなっているのでしょうか。

6点目、介護離職ゼロに向けた取組はどうなっているのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 介護事業についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、第7期介護保険事業計画の検証、評価については、主にサービス給付実績等の計画値と実績値を比較し、その差異の要因分析を行うとともに、各種施策の取

組状況についての達成状況等を把握し、矢巾町介護保険運営協議会及び矢巾町介護保険事業計画等検討委員会において、有識者等による評価をいただくことしております。また、その評価結果については、国の基本指針に基づき、第8期介護保険事業計画に反映させてまいります。

2点目及び3点目についてですが、サービスに要する経費の増加への対策としては、介護予防が重要と捉えており、具体的な施策としてエン（縁）ジョイやはばネットワーク事業等と連携した通いの場の拡充や継続支援、後期高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的実施に取り組んでまいります。

4点目についてですが、軽度者への訪問・通所介護サービスの介護予防・日常生活支援総合事業への移行については、平成29年度中に盛岡広域全市町において移行実施されており、訪問型サービスについては、本町を含む3市町、通所型サービスについては、2市町において実施されております。

5点目についてですが、認知症サポーター養成講座や認知症カフェは、盛岡広域全市町で取り組まれております。本町の特徴としては、認知症サポーター養成講座受講者で組織されたオレンジボランティアの活動や見守り体制整備として、わんわんパトロール隊の活動、見守りタグの導入助成などに取り組んでおります。

認知症施策の推進につきましては、認知症施策推進大綱に基づく普及啓発、本人発信支援等の5つの柱の推進を図るとともに、今年度整備予定のチームオレンジ活動拠点の活用を図りながら取り組んでまいります。

6点目についてですが、介護離職ゼロに向けた取組については、介護サービスの適切な利用の推進による家族介護者の負担軽減などに継続して取り組むとともに、仕事と介護の両立に向けた支援方策等の在り方について、第8期介護保険事業計画策定においても、その対策を講じてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

ということで、再質問あるということですが、ここで時間が正午を回りました。ここで暫時昼食のために休憩をしたいと思います。

再開を午後1時、13時としたいと思いますので、よろしく申し上げます。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開をします。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

昆議員の再質問からとなります。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 何の事業でもそうだったのですけれども、周囲の自治体や規模などが類似した自治体を参考にしながらみずから町の事業も分析、検証していくことはもちろん必要だと思うのですけれども、特に矢巾町の場合、近隣の紫波町、盛岡市の介護サービスとこのを相互に利用されているわけですけれども、その実態もしっかりとつかまなければいけないのではないかと思うのですけれども、そのためのデータ収集というのも必須のことであつてもそこら辺も把握しないと、計画をつくっていく上では、不完全ではないかなと思うのですけれども、そこら辺の周囲の自治体、類似自治体等のデータについては、どのように分析、検証しているのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） 介護保険給付におきましては、当然町民の方が近隣のそういった介護サービスの利用があるわけでございますけれども、これから本格的に第8期の計画の策定に入るわけですが、そこら辺の見積もりも甘くなったり、辛くなったりしないように、適切に精査しながら分析して対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 8期に対してはこれからということでもしっかりとやっていただきたいのですけれども、そこで介護の場合、地域包括支援センターというものの、存在があるのですけれども、矢巾町の場合、直営ではなく委託してやってもらっているわけですし、紫波町のほうは、直営でやっておるわけで、盛岡市も10か所くらい委託してやっているので、そのメリット、デメリットというのは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

ほぼ県内におきましては、直営型が多ございまして、盛岡市と本町は、委託ということで、それぞれメリット、デメリットが考えられるかと思っております。メリットにつきましては、やは



り専門性の高さという部分で、本町の場合は、社会福祉法人敬愛会に委託しているわけですが、特にも認知症施策におきましては、全国的にも先進的な取組も評価されているところでございます。

逆にデメリットといたしましては、職員が直営の場合は、そういう専門性で、やっぱり民間に追いつかなければならないという部分があるのですけれども、デメリットとしては、その分、実際に直営ではない部分で、直接共同で連携しながら対応している処遇困難ケースはございますが、どちらかという、相談がそちらの地域包括支援センターに行きますので、私らのほうに来る件数なりなんなりという部分では、やはり実態を把握するための、やはり努力が求められるという、そういう難しさがあるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） やはりデメリットもあるということですが、しっかりとそこは連携を取りながらやっていただきたいと思うのですけれども、そこで矢巾町の包括支援センターでは、今はやっていないのですけれども、毎月事業所を集めて連絡会を開いたり、積極的に各種研修などを行っていただいているのですけれども、大変ありがたいと思っているのですけれども、そこは委託してもらっているというところで一生懸命やっているのかなというふうに感じられますし、それこそ周囲の紫波町であったり、盛岡市の事業所の方が、そこには、勉強会とか、多数参加していただけるのですけれども、一方、盛岡市の包括だったりというのは、矢巾町の事業所に対して、そういうお声がけさえもないということは、矢巾町の予算によって包括というのは運営されているわけですが、盛岡市から予算をいただいているけれども、盛岡市の事業所もお手伝いするというので、そこは持ちつ持たれつでやっていけばいいのかなと思うのですけれども、なかなか矢巾町の利用者がお世話になっているのですけれども、盛岡市のほうの包括というのは、ちょっと動きが悪いのではないかなというふうに思うのですけれども、そこら辺、この場で言ってもあれですけれども、盛岡市のほうの包括のほうにも町から何かそういうふうなことを申入れていただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

本町におきまして、主にケアセンター南昌を会場に地域包括支援センター主催の研修会に

は、紫波の方も盛岡の事業所さんもいらっしゃっているわけですがけれども、費用は本町が負担しているわけでございますけれども、最初の昆議員さんの再質問での、いわゆる本町の利用者が盛岡市あるいは紫波町のサービスを使うという部分では、やはりサービスの普遍性、妥当性、客観性を担保する上では、やっぱりクオリティを上げていくことが求められますので、いいことだと思いますし、逆に盛岡市さんの取組についても学ぶべきところは多くあると思いますので、そこは盛岡市に対しても働きかけをしながら、広域でそういう連携なり、共有、あとレベルの保持に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 資料のほうを提出していたのですけれども、地域ケア会議と、その中にあると思うのですけれども、重要な位置づけとして地域包括ケアの実現のためにあるのですけれども、この地域ケア会議というものを有効に使うためには、本町はどのように行っているのか。定期的に使う必要があるように思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

開催回数は、例えば定期的に毎月とか、そのような形では行われておらないで、やはり回数的には、ちょっと足りないのかなというところもちょっと考えさせられる部分がございます。今コロナの関係で、なかなか事業所さんを集めた会議も難しい状況ではあるわけでございますけれども、一応2週間に1回定期的に地域包括支援センターと健康長寿課のほうとで、そういう今後の、コロナだけではなくて、地域ケア会議であるとか、認知症初期集中支援チームであるとか、いわゆる第8期の部分であるとか、協議を定期的に行っていますので、その中でも地域ケア会議の活性化についても議題として、やはりもうちょっと回数を増やすなりしていきたいなというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 先ほども町長もフレイルのことを触れられておりましたけれども、厚労省から、今年の健診から75歳以上の方を対象にフレイル健診をスタートさせるということですが、フレイルと同時に大事なことというのが食事というところがあります。国

民栄養調査によりますと、65歳以上の低栄養傾向の方の割合が、男性で12.5%、女性が19.6%で、80歳以上では、男女とも20%、5人に1人というのが低栄養なそうです。その原因としては、食事づくりや買物がおっくうになって、残り物や簡単なもので食事を済ませてしまう。個食による食欲の不振、入れ歯が合わなかったり、誤嚥やむせのための食事が減ったりして、栄養不足に陥っているのだそうです。特に、フレイル予防にはたんぱく質をしっかりと摂ることが大切だそうですが、いずれバランスのよい食事が誰にとっても必要なのだと思います。しっかりとそこを町民の皆さんにお知らせいただきたく思いますけれども、介護に必要なところという部分、家事支援や買物支援というものをしっかりと行っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） まさしく介護予防の中でそういう家事あるいはそういう生活支援も必要な事項でございます。家事援助につきましては、今オレンジボランティアを中心としたサービスが中心になっているわけでございますけれども、これからチームオレンジの拠点も整備しながら総合的にそういう生活支援全般にわたる体制整備を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） この項の最後にしたいのですが、災害弱者である要介護者への災害時対応ということで、特に新型コロナに対応するための福祉避難所の在り方について、要介護者や認知症の方、重度障がいの方は、配慮が必要だと思うのですが、どのように対処なさるおつもりなのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

福祉避難所、今矢巾町には14か所ございます。それで、まさしく今感染症の拡大、予防の観点で避難もですし、感染予防を観点で入れた避難所の在り方を検証しなければいけないということで、総務課の防災安全室と健康長寿課、私どもで打合せをしたところでございます。一つ考えられるのが、避難所で協定を結んでいるところでも受入れが難しい可能性も出てくることを想定しています。そこでホテルの活用ということも念頭に入れておまして、今関係課で、その詳細を詰めているところでございます。

いずれ3密を防ぎながら避難を、そしてやはり避難行動に関しては、また新たな生活様式ではないのですが、新たなちょっと考えを持った避難行動をとということも必要ではないかということ今詳細を詰めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、4問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、自閉症スペクトラム障がいのある方への支援等についてご質問いたします。

自閉症スペクトラム障がいとは、神経発達症群に分類される一つの診断名でコミュニケーションや言語に関する症状があり、常同行動を示すといった様々な状態を連続体、スペクトラムとして包含する診断名であります。近年従来からの典型的な自閉症だけではなく、もっと軽い状態が含まれることになり、重い自閉症からアスペルガー症候群まで広汎性発達障がいを連続的に捉えた概念の名称であります。もともとアスペルガー症候群は、知的障がいがない自閉症とも言われていて、自閉症との違いが必ずしも明確ではありませんでした。そのため、1990年代に広汎性発達障がい全体を連続体として捉える同概念が提唱されました。自閉症スペクトラムは、障がいになるパターンもありますし、障がいにならないパターンもあります。障がいにさせないためには、できることをしっかりやっていき、個性を伸ばしていく。できないことは無理をせずやらないという考えのもと、その人に合った環境を考えていく必要があります。自閉症スペクトラムの方は、環境さえ合えば、大きな力を発揮します。そこで自閉症スペクトラム障がいのある方に対する支援等について以下お伺いいたします。

1点目、自閉症スペクトラムの現状をどう捉えているのでしょうか。

2点目、成人の自閉症スペクトラム障がいのある方に対する相談支援の体制は、どうなっているのでしょうか。

3点目、自閉症スペクトラム障がいの疑いのある方、いわゆるグレーゾーンと言われる方への対応はどうなっているのでしょうか。

4点目、自閉症スペクトラム障がいのある児童生徒や家族に対する支援はどうなっているのでしょうか。

5点目、自閉症スペクトラム障がいのある方の周囲からの理解、環境づくりをどう図って

いるのでしょうか。

6点目、自閉症スペクトラムから二次障がい予防策はどう取られているのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 自閉症スペクトラム障がいのある方への支援等についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町の自立支援医療、精神通院の利用者のうち自閉症スペクトラムの診断名が含まれている方の人数は、年々増加傾向にあり、個々の状況に応じて適切な支援につなげていく必要があると捉えております。

2点目についてですが、町内の相談支援事業所及び紫波地域障がい者基幹相談支援センターと連携する形で支援体制を構築しております。また、専門医療機関に対し、本町の相談支援体制を周知することにより、医療機関とも連携を図っております。

3点目についてですが、自閉症スペクトラム障がいを含む発達障がいの疑いについて、早期発見や適切な支援のために、乳幼児期においては、定期的な健康診査を行っております。発達障がいの疑いがある場合には、心理判定員による発達相談を行い、健康診査後も定期的に相談の機会を提供しております。保育園及び認定こども園の就園後は、心理判定員による園巡回相談事業を実施し、幼児の特徴を捉えながら養育や保育に関する助言や意見交換等を通して、幼児一人一人に寄り添った環境の整備と支援に取り組んでおります。

4点目の家族に対する支援についてですが、本町では、児童のご家族を対象としたペアレントトレーニングを実施しており、子どもへの関わり方を学びながら日常の子育ての困り事を解消し、子どもの発達促進や行動改善を図れるよう支援しております。

5点目についてですが、紫波地域障がい者基幹相談支援センターと連携しながら実施している事業の中に、理解促進研修・啓発事業があります。この事業を通して、地域住民に対し、様々な障がいへの理解と啓発を図るための研修会を開催しており、今後も地域住民に自閉症スペクトラム障がいに対する理解と啓発を促進できるよう環境づくりにも努めてまいります。

6点目についてですが、二次的な障がいになることを未然に防ぐためには、障がいを抱える本人の自己理解が必要であり、また本人を取り巻く周囲の理解も不可欠です。さらに、本人の状態に適した環境づくりも必要となります。本町では、これらを調整するために、相談支援事業所や発達障がい者支援センター等の専門機関と連携しながら二次障がいの予防に

さらに努めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き、自閉症スペクトラム障がいのある方への支援等についてのご質問にお答えいたします。

4点目についてですが、児童生徒それぞれの症状が異なるため、どのような指示や行動、周囲の環境で拒否反応を示すかなどを学校生活の中から把握し、一人一人に合った支援の指針となる個別計画を作成しております。また、教員全体で取り組んでいく必要があることから、支援計画の共通理解を図るため、各学校において研修会を実施しております。

直接的な関わり方で共通する部分として、学習場面においては、指示や発問は簡潔に行うように心がけ、その子なりの目標を設定しながら段階的に到達させることで達成感や成就感を感じることができるよう心がけております。生活場面においては、他の児童生徒との交友関係がうまくいくように、各担任が中心となってサポートし、トラブルが起きた場合には、その子の思いに寄り添いながら、その場にふさわしい行動について丁寧な指導、支援を行うよう心がけております。

また、保護者とは、学校での様子を連絡帳や電話等で小まめにやり取りして、共通理解の下で支援を行っているほか、学年が変わるタイミングで具体的な指導体制や内容を確認し合いながら支援を行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 自閉症スペクトラムに関しては、最初に申し上げたように、障がいにならないという方もいて、すごい才能を発揮する方もいます。ですが、障がいにならないのは、周りの環境だったり整っているためであったりするのではないかと思います。そのために周囲の理解というものが大きいのではないのでしょうか。できれば、もっと広く社会全体がその理解を深めてくれれば、障がいにつながらないのかと思います。そのために私は、この場で何度も繰り返し、そういう理解について発言しておりますが、そのことでいろんな障がいをお持ちの方の理解を少しでも進み、理想の共生社会になっていくことができるのではないかと考えております。

この理解に関して全く興味のない方に少しでも興味を持ってもらえるようにしていけるよ

うに、その理解をほんの少しずつでも進めていってほしいと思います。そのため、私以前から申し上げています自閉症の方が学校に行つての授業というものを進めていただきたいということで、今すぐは、コロナによるこのような状況なのでできないとは思うのですが、教育長、やりますと以前力強くおっしゃっていたと記憶しているのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） まず、この自閉症スペクトラムについては、今昆議員おっしゃったとおり、その自閉症スペクトラム自体は、いろんな特徴があるということで、一つの特徴となります。その、いわゆるこだわりがあって、そしてそういったことでコミュニケーションが取りにくい、そういう子どもをスペクトラムというふうに総称したりするわけですが、そのことによってトラブルがあったりすることで障がいがそこについてしまうということを防ぐためにも、私たちはいろんなことで理解をしていかなければいけない。その一つがそういう学習会だと、そう思っております。

以前お答えしたとおり、学校現場のほうでそういったことをぜひ実現させたいと思っておりますし、まず教育現場がいろんなことを理解しなければいけないと、そう思います。そして、さらに一番大事なものは、私は保護者だと思っています。いわゆる家庭がその子の特性をしっかりと理解し、把握して、周りと協力するような体制がないと、その子は将来的に困ります。ぜひそのためにも啓発運動をしていかなければいけない。そういう意味でも昆議員と一緒に頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） その自閉症のスペクトラム、子どもの生きづらさというのは、ハーバード大学が6歳までに効果的な療育を受けられれば、IQを平均27ポイント上げることができるとしていて、知的障がいのある方であれば、子どものIQが平均以上になるという研究があるそうなのですが、町内でも民間で児童発達支援や放課後等デイサービスが数か所ありますけれども、預けるということがメインでありまして、療育を受けられる教育型というのが少ないように思います。全国的な比例としては、預けることがメイン、いわゆるレスパイトのところ、事業所が9割なそうです。そこで、預かり型のニーズも大変多いと思うのですが、やっぱりそういうところの療育の果たす、受けることができるというようなところも必要だし、教育型の施設というのも足りないので、しかるべき時期に適切

な療育が受けられるように、その子の将来にわたる大きな損失になってしまうので、療育が受けられる施設というのを同時に必要なのではないかなというところと、それから療育の質についても、先生が自作の教材を作ったりしているのですけれども、そのノウハウが蓄積されないという現状があるそうなので、まず療育の場というのをさらなる確保を県にも要望しながら町でも頑張っていたきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、先ほど答弁の中でもペアレントトレーニング、これはもう県内というか、町内の、ずばりお話しすると、みちのく療育園の伊藤先生、川村先生、この先生方が、本当に早くから取り組んでいただいていると。また、町内には、療育センターまた医大の附属病院、児童精神科、だから私どもは今後は、そういったことをまずそういった、私らにしては恵まれている環境下にあるわけですので、そういうふうなものをしっかり受け止めながら、最近私もちよっといろいろ情報収集したら、この間あるマスコミの報道で、この自閉症スペクトラム症、これ横文字であれなのですが、ASDと、今5歳児の子どもたちの有病率が3%なそうです。だから、珍しい病気ではないのだそうです。そういったことを考えたときに、私どもはやっぱ、珍しくない、そのためには、やっぱり適切な支援を早期に提供すること、そのことが本人と、そして保護者の生きやすさにつながるのではないのかなと。

だから、今のご指摘のことについては、私らもいわゆるもう少し理解を促進しながら、そして周りの人たちにもそういう理解をしていただいて、支えてやるということが非常に大事なことだと思っておりますので、このことについては、ご指摘のとおりASD対策、しっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） そこで、療育の現場として、幼稚園や保育園、児童発達支援や学校、それから放課後等デイサービス、それから障がいサービス事業等、この連携がすごく必要だと思うのですけれども、そこら辺の連携のまとめ役となるのは、どこがまとめ役をして、学校とか、あと連携をとっているのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

学校教育に関しては学校教育課、そして子ども課、それから福祉課、様々なところがござ



います。いずれケース・バイ・ケースがございますけれども、基本的に子どものことについては、教育委員会が中心となって各課と連携を取ります。というふうなことで、その年代、年代によってのところがありますけれども、そういうふうな連携をしながら町全体で頑張っ  
て取り組んでまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 先ほど答弁にもありました個別計画というところですが、平成27年に改訂された学習指導要領で幼稚園、小学校、中学校等においても必要に応じて、それらを作成し、その状態に応じた指導内容や指導方法や工夫を計画的に、組織的に行うことが求められているということで、全ての子どもたちに対して個別計画というのが対象となるようですが、これも先ほど教育長が言われたように、保護者の参画というのが必要になってくるのですが、重要な支援者の一人でありますので、そこも連携を取りながら、保護者の意向というのを反映させることはもちろん、実施や評価、修正においても、お互いに協力し合い、支援をより実効性のあるものにするということで、保護者に適切に情報を提供するということは、すごく県教委でも言っておりますし、大事なことだと思うのですが、本町の特別支援教育、学習、学級の指導生徒の保護者に対して個別計画というのは、教育支援計画、指導計画というのをどのように、小まめにやり取りしているというのですけれども、具体的にどのようにしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

やっぱりそれぞれの児童生徒によって個々に対応は異なってくるので、この個別計画が重要になってくるかと思えます。実際にあった事例といたしましてですけれども、特別支援学級の中で、ある子どもだけふだん使っている言葉がどうしても、そこだけが気になる子が1人いたといった場合に、なぜ周りの子どもたちは、その子がある言葉に反応するか分からないという部分を、やっぱり教えなければならないという場合に、支援学級の担任が、その保護者とやっぱりお話をした上で、ほかの子どもたちにも伝えていくとか、そういったのも含めて保護者さんからのいろいろな情報を伺っているところでもあります。これは全て子どもにおいてそうなのですが、保護者と連携して個別計画をどのようにつくっていくか。どのように教育を教えるかというところを各学校の支援学級の担任が進めているところで

ございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それから、WHOの障がいの定義にICFというものがあるのですが、このICFというものは、個人因子と環境因子という観点から説明されているのですが、そのコミュニケーションツールとしてこういうことを活用するということはもちろんなのですが、そこら辺の活用はどのように行われているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 今各小中学校で特別支援学級の担任について、いわゆる経験者をそこに配置するように努力しています。そういうことによって、その活用についても、いろんな場面でそれができるように、いわゆる経験がやっぱりこういうふうな支援教育の場合には一番大事なことです。その子の理解を、特別支援教育についての理解をどれだけしているかということが担任の力量に、そして子どもたちに反映していきます。そして、それをすることによって保護者にもしっかり説明ができる。そして、いろんなところでの活用にもつながっていくのではないかと、そう考えておりますということでお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） このICFというのは、国際生活機能分類とって、この点で研修に行くとよく分かる。私もあまり理解はしていませんけれども、すごく大事なこととって勉強を続けているわけですが、このコミュニケーションツール、医療的診断概念をベースにして、福祉的な支援制度を運用しているということだったので、まず、そこを専門の方も含めて勉強をし続けていただきたいと思います。

次に、二次障がいについて、この資料でも一番下のところに二次障がいのことについてお示ししているのですが、自閉症スペクトラムの方というのは、普通鬱には特に注意が必要で、適切な診断、治療に結びつけられるように支援を、町としても特に気を付けていただきたいと思うのですが、このことについて見解があればお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、二次障がいを予防するということが非常に大事だなというふうに私どもも捉えております。そのためには、やはり今様々な答弁の中でもございましたが、まず一つは、家族の理解もそうですし、ご本人様の自分の特徴をちょっと捉えるというか、自己理解もやはりひとつ大事な点かなというふうに捉えております。また、周囲の理解もそのとおり、様々な機会を捉えての周囲の理解を私どもも推し進めていきたい。今新型コロナウイルスの関係で町長答弁にもございました理解啓発研修の在り方を今いろいろ実務者の中で相談しております。集まらなくてもできる方法がないのではないかとということで、そこら辺も推し進めていかなければならないというふうに捉えております。

また、ご本人様とマッチングした環境をどういうふうにつくっていくか、そういう点も様々な専門の相談機関、それから相談事業者様、あと今回岩手医科大学の中に発達、新たに3月31日に岩手医科大学に障がい児者の医療学講座ができました。まさしく本当に私どもの専門の連携できる、本当に足元にそういう専門機関がございますので、岩手医科大学の医療学講座の中では、様々なスタッフの研修も考えているというふうにお聞きしておりますので、そういうノウハウ、子どもから大人、子どももそうですし、子どもの育ちをどう支えていくか、医療、保健、福祉、そして教育の一貫した流れをどうつくっていくかが私たちに課せられていることだというふうに捉えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 医大の発達障がいのところというのは、私も知っていましたので、ぜひそことも連携を取りながらやっていただきたいと、勉強していただきたいと思います。

最後にしたいと思うのですけれども、介護のほうの事業計画というのは、先ほどお聞きしたのですけれども、自閉症スペクトラムとも密接に関係する第6期の障がい者プラン、障がい福祉計画、障がい児福祉計画が今年度作成されて、来年度から実施することになっていると思うのですけれども、この計画策定の予定について最後にお聞かせください。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

次期計画に向けてでございますが、まず今月に自立支援協議会を開催する予定でございます。その中で計画の策定部会の在り方を様々ご意見を伺いながら決めていく予定でございますし、皆様のアンケート調査ですが、7月から8月にかけてアンケート調査と、そして集計

等を進めていく予定で考えております。それを踏まえての第1回の作業部会を9月頃ということで計画策定を進捗状況を確認しながら計画的に策定に至っていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で10番、昆秀一議員の質問を終わります。

次に、9番、赤丸秀雄議員。

1問目の質問を許します。

（9番 赤丸秀雄議員 登壇）

○9番（赤丸秀雄議員） 議席番号9番、一心会、赤丸秀雄です。質問に入る前に、この春先から世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症により国内で亡くなられました900名を超える方々に対しまして、ご冥福をお祈り申し上げます。また、日夜感染症予防、治療に努められている医療従事者の皆様に対し、慰労と感謝を申し上げます。

それでは質問に移りますが、1問目の質問は、コロナ禍における町の支援と取組について伺います。現在全国及び世界的に蔓延している新型コロナウイルス感染症の影響により、生活、経済、医療環境に多大な支障を来しています。国は、支援策を打ち出しておりますが、国民は対応の遅さに非常に困っていると連日新聞、テレビ、インターネット上で課題などが報道されている状況となっていて、その報道を見聞きしていると、どうにかならないものかといら立ちを感じる次第であります。また、先月まで外出への自粛規制などもあり、ストレスを大いに感じるここ三、四か月間の社会環境でありました。そこで、町では、住民の状況把握、支援などをどう捉え、取組を行っているか、以下について伺います。

1点目、サービス業、特に飲食業への支援策についてであります。2月下旬から5月中旬の期間で、例年同時期の売上げが約7割前後の落ち込みであり、固定費や従業員給与支払いに苦慮しており、助成金交付申請手続でも大変苦慮していることから、雇用調整助成金、持続化給付金、無担保無利子金融支援の状況について、町内事業者の実情を伺います。

2点目は、教育現場における課題と今後の取組について伺います。

- ①、3月学校休業となった学習遅れの対応状況と現状は。
- ②、学校行事で上半期中止となった行事の代替案は。
- ③、学校給食費の公会計化移行までの無償化の再考は。

④、学校におけるマスク、消毒液などの配備状況は。

3点目は、そのほかの取組状況と支援策について伺います。

①、県や町が独自に取り組む支援策は。

②、フリーランスや一人暮らしパート職者の方々への支援策は。

③、ひとり親世帯の生活実態把握と支援状況は。

④、町奨学金貸与者の実情把握と支援策は。

⑤、全町民対象の特別定額給付金の申請、給付状況は。

⑥、これまでの状況や現状を踏まえ、上期事業計画の大幅な変更を余儀なくされる（実際中止のものが多数発生していますが）と想定できます。それについて現時点での見解について伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 9番、赤丸秀雄議員のコロナ禍における町の支援と取組についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町では、緊急経済対策として、感染症の影響を大きく受けている飲食業等の事業者に対して、町商工会と連携を図りながら様々な支援策を実施しております。国の持続化給付金を円滑に申請できるよう盛岡市の農林会館内に設置されているサポート会場への案内、申請方法や必要書類の説明等、町でも相談体制を整えて対応をしております。さらには、資金繰りの対策として、国や県の様々な支援策に加え、町としても事業所の負担をさらに軽減するため、一部の融資制度に対し、利子3年間、保証料全額の助成を実施しております。その他、事業主への家賃補助や勤労者向け生活資金への新たな融資制度の創設なども実施しております。

3点目の県や町が独自に取り組む支援策についてですが、県独自の支援策として県産食材の消費拡大を促進する県産農林水産物販売促進緊急対策事業や県内の肉用牛農家に対し、肥育素牛の導入経費の一部を補助する肥育経営生産基盤強化緊急支援事業、地元宿泊施設を利用する住民の宿泊料を助成する観光宿泊施設緊急対策事業等の支援策があります。また、本町独自の支援策として、県融資制度の利子及び保証料補給、勤労者向け生活安定資金融資制度の創設及び利子補給のほか、農業者向けの支援策として、不作付地、いわゆる作付をしないものを作付推進による農業者の所得向上を目指す国産農産物生産拡大事業や牛肉や花卉

など需要が減少している町内農畜産物を消費者へPRする取組を実施しております。

次に、フリーランス、いわゆる保険外交員や講師業などの個人事業者や一人暮らしパート職への支援についてですが、まずフリーランスの収入減少に対しては、持続化給付金や実質無利子等の資金繰り制度や相談窓口を案内しております。また、一人暮らしパート職等の特定された対象者に対しての支援策については、実態把握に努めながら、社会福祉協議会の特例貸付や町の勤労者向け生活安定資金貸付の周知等を図りつつ、町としても最大限支援できるように取り組んでまいります。

次に、ひとり親世帯の生活実態把握と支援状況についてですが、本町独自に生活実態を把握するための調査は行ってはおりませんが、令和2年4月から開設した福祉課生活相談係において、ひとり親世帯を含め、個別の生活状況を把握し、必要な支援へつなげております。

また、矢巾町母子寡婦協議会と矢巾町福祉協議会では、月1回、ここかむ食堂を開催し、ひとり親世帯を含む地域の子どもに対し、食事の提供を通じて、子どもの居場所づくりを行っております。現在は、感染症拡大防止のため、3月から休止しておりますが、6月と7月は、ひとり親世帯や新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困っている子育て世帯を対象に、持ち帰り用のお弁当を無料で希望者に配布する予定であります。その際、町の生活相談も併せて行い、必要な情報が届くよう柔軟な相談体制を整えてまいります。

次に、全町民対象の特別定額給付金の申請、給付状況についてですが、本町では、マイナンバーカード所有者のオンライン申請の受付を5月1日に開始し、郵送による申請書を5月8日に発送し、対応してきたところであり、5月末現在の申請及び給付状況は、対象世帯1万765世帯のうち9,992件の申請があり、9,892件、25億7,100万円が給付となり、金額ベースで全体の約94%の方々が手続を終えております。

次に、上期計画事業の大幅な変更についての見解についてですが、今後も感染症拡大の可能性が想定されるため、これからの長丁場に備え、感染症拡大を予防する新しい生活様式の定着が必要となります。これからは、新しい生活様式の実践例を踏まえ、引き続き3密を避けるなど、感染症対策を十分に講じた上、各事業の実施について個別に検討してまいります。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、コロナ禍における町の支援と取組についてのご質問にお答えいたします。

2点目の学習の遅れへの対応状況と現状についてですが、3月における一斉臨時休業の際には、授業の代替えとして課題プリントの配布などで対応しましたが、小学校では少し遅れがあり、中学校ではほとんどない状況であります。小学校では、遅れを取り戻すために、4月当初に前の学年の授業を行いました。さらに、今後の状況によりますが、夏休み期間を短くするなどして、授業日数を確保する方法などを各学校と協議し、進めてまいります。

次に、上半期中止となった行事の代替案についてですが、1学期に行う予定であった運動会や修学旅行などの学校行事を2学期に延期して実施することとしております。2学期に学校行事が集中し、限られた日数の中で実施する必要があるため、今年度は学校行事を厳選しなければなりません。運動会と修学旅行は、様々な工夫をしながらぜひ実施したいと考えております。

次に、給食費の公会計化移行までの無償化についてですが、新型コロナウイルス感染症対策としての学校休業や緊急事態宣言による保護者の皆様のご心配や休業等での様々な影響に配慮をするとともに、今年度途中での公会計化への移行のため、納付回数が9月から3月までの7回と少なくなり、1回当たりの納付額が増加することから、4月分と5月分の給食費を町が負担する内容で補正予算を提案いたしました。これにより1回当たりの納付額を少しでも少なくすることで保護者の皆様の負担軽減につながるものと考えております。

次に、マスク、消毒液などの配備状況についてですが、小中学校におけるマスクの着用は、十分な距離がとれない場合や給食当番で配食を行う場合など、国から着用しなければならない事例が示されており、この内容を基本に、各学校において感染症拡大防止に取り組んでおります。マスクの用意は、各家庭にお願いしておりますが、給食当番または呼吸器系の持病がある児童生徒でどうしても用意できないときに、寄附いただいたものや学校で管理しているものを配布しております。また、消毒液については、町で取りまとめて購入する際に、学校分も併せて発注しており、現在必要なマスク、消毒液の数は確保できている状況であります。

3点目の町奨学金貸与者の実情把握と支援策についてですが、現在奨学生は17名であり、うち今年度は7名の方に貸与しております。今年度の奨学生の方からの情報によると、多くの学校が休校しており、オンライン授業等を行っている状況とのことです。また、奨学生の方々のアルバイトの収入減等についての相談は、今のところない状況であります。今後の支援策としては、現在奨学生の追加募集を行っているほか、学校を卒業して奨学金を償還中の方が経済的に困窮した場合における相談を受け付けており、償還の猶予等の支援に取

り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ということで再質問はありますが、ここで時間も大分経過してございますので、ここで暫時休憩といたします。

再開をこの時計で14時5分、2時5分といたします。

午後 1時53分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開をします。

それでは、休憩前に引き続き、9番、赤丸秀雄議員の一般質問を続けます。

再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 何点かありますので、1つずつ質問させていただきます。

まず、サービス業などの小規模事業者は、日々の収入により事業運営をしているところが多いと思います。雇用調整助成金は、申請資料の提出が多い。したがって、自力申請は難しい。社会保険労務士に依頼すれば、手数料も高く、着手金も必要であると新聞報道されています。また、持続化給付金については、これは全国版の情報ですが、システム自体が欠陥あってなかなかつながらない。申請の必要書類も、これもやっぱり煩雑である。申請後の審査に時間を要し、支給時期がままならないという状況です。盛岡周辺の部分については、私ちょっと調べ切れなかったもので、そのような新聞報道がされております。今回の支援策を一言で言えば、このような状況であり、サービス事業者の減収となったら、誰にでも支援するという目的を射ていない状況であると私は感じておる次第です。

そこで伺いますが、答弁では、町商工会と連携を図りながら様々な施策を実施しているとあります。具体的内容は、どのようなことをどの程度実施されましたか。また、対象事業者へ商工会と連携して文書などで積極的に先ほど聞いたような状況のことをPRされたのでしょうか。そのことを伺います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ただいまのご質問ですが、町商工会と連携を図りながら一体



どのような支援、どの程度行っているかということでございますけれども、これにつきましては、今まず第一は、まず相談事業、これが一番入り口でございますので、それをお互いに情報を共有しながら、そういった事業者に対しましては、どのような支援が必要かどうか、そういったものをご案内しているところでございます。ちなみに商工会さんのほうでも、かなり今まで相談件数がございまして、150件近い相談件数になってございますし、本町におかれましても、制度資金融資を通じましての相談にはなろうかと思っておりますけれども、その件につきましても、もう既に70件ぐらい融資の相談等来ておりまして、セーフティーネットあるいはそういった関係の認定をしております。

実際に家賃補助なり、資金に制度を既に利用しているというのには、まだやはり先ほど赤丸議員さんお話のように時間がかかるといったところがありまして、実行に移されたというのはなかなか、まだ数件ではございますけれども、そこをやはり我々は事業主さんの立場に立って、そこはスピーディーに手続きができるように頑張っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 特に持続化給付金については、今月いっぱい申請とかというお話も聞きますので、相談、相談というのはいいのですが、その辺の的確なアドバイスのほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問ですが、答弁で県の独自施策に地元宿泊施設を利用する住民への観光宿泊施設緊急対策事業等への支援策があるということですが、この内容を私ちょっと分からなかったもので、ちょっと解説をお願ひしたいし、また当町ではサービス業、先ほど来言っている、特に飲食店への支援のため、県内での随分始めておりますが、前売りチケットやプレミアム付商品券などの販売などですぐ日銭が事業者配れるような、直接支援を行えるようなことは考えないでしょうか。

それに町内畜産物を消費者へPRする取組を実施していると言いますが、これも具体的内容をお知らせ願ひたいと思ひます。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、観光宿泊施設緊急対策事業のことなのですけれども、こちらについては、市町村が

地元の宿泊施設を利用する住民の宿泊料の助成に要する経費を出すということで、例えば今県で進めているのは、県内の人が県内のそういった宿泊施設に泊まる場合に、幾らかプレミアム的なお金を助成をして、例えば1万円の宿泊券であれば5,000円分の助成金を出して、事前に前売りとして売り込むと、そういった内容のようでございます。

2点目の前売りチケット、プレミアム付商品券、こちらについては、我々も商工会さんと同様な内容のものはできないかということで、検討させていただいたのですが、やはり印刷、PR、そういったものに時間がかかると。例えば今から予算化して、いざやろうと思えば、恐らく一、二か月、印刷も含めて、PRも含めてそのぐらいかかるというふうな形で即効性がないということですから、ちょっとそれよりももう少し即効性のある支援策がいいのではないかとということで、今クーポン券を発行して、それを店の紹介も含めながら応援できないかということ今検討しているところでございます。

あと直接の支援ではございますけれども、今相談と併せまして、町職員を対象にしたものでございますけれども、そういった飲食店を応援するという意味で、弁当を注文、そういった飲食店から募集しまして、仕出しとして弁当を作れるところがあれば、それを夜の営業できないような飲食店もございまして、昼に弁当を売って、それが少しでも利益につながるということで、矢巾町の職員を対象に取り組んだところ、1日多いところで45件とか、そこらの弁当の注文もあったりして、すごい効果があったものですから、それが町職員今回やったわけでございますけれども、それを例えば町民にまで広げて拡大してやる方法もあるのではないかなというふうに考えてございます。

あとは、畜産物の件につきましても、これも農協さんもやっていますし、町職員もやっているわけではございますけれども、そういった肉等の販売につなげるために格安で、例えば1,000円パック、2,000円パックのものを売り出しにかけるといったので、これも注文販売にはなりますけれども、そういった募集なども行いながら消費拡大のほうにつなげているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 今のいろいろなアイデア、聞きました。それなりに動いているなど。ただ、全然見えないというのが実態でありますので、私も先日もちょっとお話ししましたが、4件ほどの小規模事業者をヒアリングしてみました。私がお世話になっているところなので、

聞きやすかったというところもあります。やっぱりどこの店も言っているのは、何とか今はしのいでいると。ただ、これが夏以降秋まで入るようでは、とても店はもたない、そういうお話をされています。ですから、町に何か要望的なのであればと言った話では、やっぱり行ってくれるとか、来てくれるよという確約が欲しいと。それにはやっぱり前売りチケットが一番なのです。これがどこでも使える、1か所に集中するような前売りチケットでは、これは考える必要があります。ただ、ある程度グループを組んだ中でとか、それからそんな印刷に手間がかかる。私は、こういう緊急時だからこそ、申し訳ないですが、公印ついたらちょっとして領収書的な大きさのもので、それに番号管理をされたものをそのお店とグループを作ったところの店印の入ったものであれば、町民であれば買ってくれると思うのです。特に、今回は10万円の配布も90%以上の方、全員が経済のために使えるとは思いませんが、10%でも3割の方でも、そういう形の認識があれば、そういう部分が出るかと思うのです。ぜひ商工会さんは、そういう形でお話しされたかもしれませんが、そこはもう少し町として知恵を出して、何とか実態を把握しながら進めてもらいたいと思っております。

次の質問ですが、今回コロナ禍における社会的に困っている方々に、フリーランス、一人暮らしのパート職等の方がメディアで取り上げられていますと。当町でも実態把握に努めながら答弁という形でありましたが、相談されなければ積極的に取り組む手立てはなかったのでしょうか。

それと、6月、7月に生活に困っている方に持ち帰り用のお弁当を配布する予定とありますが、もっと早い時期に対応を考えなかったのか、その点について見解を伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、この早い対応ができなかったということですが、今回皆さんのところで区長配布でこういう情報、まず各家庭、事業所に個人で事業所向けへの支援制度がこういうものがありますよということで、それで私どもが対応できる、今回もそうなのですが、特別定額給付金とか、子育て世帯の臨時給付金、これはもう町でやることであるので、これはもう誰一人残さない、早く皆さんのお手元にお上げしたいということでやっておるわけです。だから、先ほどからご質問のある持続化給付金とか、このことについて、それから今今回始まるのですが、ひとり親世帯の関係も、これも私は本来市町村でできるのかと思ったら、この対応は県が中心になって、社会福祉事務所のあるというのは、もう市だけなのです。だから、こういうふうなものも私らひとり親世帯とか、そういうふうなものも市町村でやらさせていただければ、だから今回町村会から要望書を出させていただいた

のです。その中には、まず地域の実情に応じた経済対策と、飲食業とか、宿泊業、旅館業、いわゆる観光関連産業、それからタクシー、生活路線を維持する公共バスとか、タクシー、そういうふうなものについて早く助成制度を創設して、助成措置を講じていただきたいと。もう国とか県にお願いしているのです。

だから、私ら何もやっておらないということではなく、私らこの間も要望、昨日もあったのですが、要望対応させていただいたのですが、そういう農林漁業者に対する支援、雇用の維持と事業の継続、これはもう先ほど言った持続化給付金を早く早期に給付してもらえと、雇用調整の助成金だってそうです。これがオンラインシステムが稼働しないで実現できないと。こんなことがあってはならないわけです。だから、私らも歯ぎしりしているのです。私らのできることは、町民の皆さんのためにやろうとしている。今回の事業所とか、フリーランスとか、そういうふうな方々、また個人向けもそうなのですが、歯がゆいのです、正直なところ。だから、それは赤丸秀雄議員のおっしゃるとおりでございまして、今後私どももこれは、国、県に要望してまいりますし、町村会を通して、またあらゆる機会を通して、個別な案件については、それぞれのところをお願いをしていくということで、もう赤丸秀雄議員以上に私は歯ぎしりしているのです、地団駄を踏んでいる状況です。

それで、この営業の自粛をしたところの協力金、支援金とか、こういうふうなものの都道府県によってばらつきもあるわけです。果たしてそういうことのあれを、だから自粛しろと言って、補償はなかなか進まない。これは、もう本当に残念なことなので、あらゆる機会を通して私どもも寄り添った形で支援をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 再質問の町長の答弁、ジレンマ、よく感じましたので、この辺はこれで終わりますが、特別定額給付金の件でちょっと簡単な質問をお伺いします。

町内には外国人の登録者が100名は在住しているかと思われませんが、この方たちの給付状況、全国的には言葉が不自由だとか、そういうメディア情報が入らないとか、そういう状況で困っているというお話を聞きますが、その辺の状況はいかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

特別定額給付金の外国人に係る状況ということでございましたけれども、外国人が今回の

対象者の中で114人ほどおりました。これは、外国人だけの世帯にすると、混合世帯を除いて外国人のだけの世帯にすると78世帯ありました。そのうち73世帯に、もう5月中に給付が済んでおります。これを率にすると93%中盤ほど、つまりは全体の94%とほぼ同じようなペースで給付が行われたこととなります。そういうことで外国人登録の方々にも特に混乱なく、スムーズに申請して給付していただいたというふうに捉えております。

残った分があるわけでございますけれども、こちらのほうにつきましては、外国人とか問わず、併せて今後勸奨して丁寧に説明し、申請給付につなげてまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 答弁にもありますように、特別定額給付金の取組では、当町の町民への対応が職員一丸で対応いただきました結果、早期給付が実現できたことに対して、大変感謝しております。新聞等報道もあり、町外の複数の方から、さすが矢巾町は違うと、私に何人か連絡がありました。ただ、私としては、残念だったことが、マイナンバーカードがあれば、オンライン申請ができるという説明でしたが、ICカードリーダーライターがなければ、最終的には申請できなかつたことでもあります。私も2日にやってみて、スマホが最新でなかつたためにできなかつた部分、それからICカードリーダーが古かつたためにステップ7まで行けば完了なのですけれども、6で止まって、もう3時間ぐらいやれなかつたという挫折した思いがありました。その辺は94%も先月のうちに申請があつたということで、大変本当に職員の皆様はお疲れさまでした。

次の質問は、こういったコロナ禍の中で、先ほど同僚議員からもありました財政関係で歳出が抑えられている部分が結構あるのではないかと。そういった部分を私質問したつもりでしたが、ちょっと答弁と若干ニュアンスが違つたので、再度確認しますが、もしイベント等で歳出が抑えられる、またあとこのまま3か月、4か月継続されることによって、見直ししなければならぬ予算等の部分について、分かる範囲であれば、変更できるのであれば変更しながら、先ほど言つた町内の困つている方、町内の経済回復のために使うことを考えるのかどうか、その辺の見解をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、今年度の予算については、もう年度当

初、まだ4月、5月を過ぎたばかりなので、まず私どもといたしましては、そういったこと。それから、これからコロナがどういう状況になっていくか、そういう状況も見極めなければならぬので、あと今私どもは、まず第1弾で1兆円の地方創生臨時交付金、次第2弾は、家賃補助を含めた2兆円のこれがどのような内容かまだ分からないのですが、やはりそういった地方創生、臨時交付金、今赤丸議員からもご指摘あったように、やっぱりそういうようなお困りの方に、やはり寄り添うような予算編成は考えていかなければならないと思うので、ただ今のところ、第1弾の1兆円、これもまだ7,000億円で3,000億円の分はまだ保留されているわけです。だから、そういった状況を見極めながらやっていきたいということと、それから来年度は恐らく税収、もう交付税の基礎になる国税、5つの税収は必ず減ります。そうすると、地方交付税も必ず減るわけです。だから、今日午前中、公共施設のことの質問もあったのですが、財政健全化ということも考えていかなければならないと。だから、そういったことを総合的に勘案しながら対応していきたいということでご理解をいただきたいと思っています。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 次に、小中学生の部分についてご質問させていただきます。

まず、午前中も質問の中であって、確認できたこともありましたので、まず運動時には、マスクは着用しなくていいという通達があって、これからの暑い中、特に体育館はエアコン効いていないと思うので、その辺の部分。それから、外での運動については、そのような状況になってよかったなと思っています。

ただ、今現状は、体育館の利用というのは、体育授業で使う部分と、それから通常であれば、朝礼とか何かで使うとかあったのですが、その部分について、どういう使い方で、その時のマスクの着用はどのようにされているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今もう体育の授業は、通常どおりというか、授業の科目としてはやっているのですが、やはりやり方は、例えば天気の良い日は窓を開けてやるとか、そういう工夫をした上でやっているところがございますし、あとなかなか全校生徒、児童生徒が集まっての集会ができない状況ではありますが、そこは例えば学校内の放送設備を使ってやるとか、そういった工夫をして各学校で工夫して行っているところがございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 小学生と中学生もそうでしょうが、中学生のクラブ活動というのは、岩手県の場合というか、矢巾町の場合はどのような状況になって、今回先ほどの答弁にありました来月の地区大会というのは、紫波郡大会になるのですか、そういう部分に対しての状況はどうなのでしょう。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

クラブ活動も今再開しておりますけれども、やはり活動時間とかも今までどおりはなかなかできないのですけれども、いずれ各クラブ交互に体育館を使うような形であったりとか、あるいは文化系ですと、例えば吹奏楽ですとか、音楽関係もそうなのですが、全体の合奏とかはなかなかできない状況ですので、教室ごとに分かれたパート練習とかで今活動を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） そのような状況で指導するほうも大変だと思いますが、密を避けるという意味では、よろしく対応をお願いします。

次の質問は、大学生等への奨学金の部分であります。今現役の部分では、町から貸与されている方は24名と少数であるという話であります。確かに、相談が来ていないからよしとしているような答弁と私はお聞きしましたが、今全国的には、大学生等が400万人おるという話であります。そのうち困窮している、困っている方、国ではご存じのように43万人程度に対して、最大でありまして20万円、10万円の支援というお話があります。400万人に対して43万人、十二、三%になるのですか、そういう状況の中で、またこれも規定はしますが、細かい規定は、それぞれ次第で、各大学に任せるような部分が言われております。そういった部分で、やっぱりせめて24名は、少なくとも多分町の出身者だと想定しますので、この方たちにくれることはできないのでしょうか、どのような状況であるのか、親御さんから聞くなり、本人から聞くなり、何とか対応できないのか。その部分の対応をどう考えるのか、何か見解がありましたらお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

実は、矢巾町の奨学生の方に、今先月からアンケート調査をちょっとお願いしていただいて、まだあまり回答が返ってきていないのですけれども、ちょっと返ってきた中の事例としてなののですけれども、まず今は休校中ということなののですけれども、今後の心配としてですが、ある方は、例えば今4年生なののですけれども、学校がこのまま再開しない場合、来年3月に卒業できるのだろうかという不安があると。もし4月以降に卒業がずれ込んだ場合に、結局今奨学金は3月までの分ということでやっているのですが、そういった場合に奨学金が出るのだろうかという不安の声が寄せられております。今後その大学がどういうふうになってくるか分からないのですけれども、こういった場合に、例えば奨学金は、基本的には大学の4年制大学であれば4年間分というふうになっているのですが、そこを例えば延長して奨学金を出すとか、そういった、今ある制度の中で工夫してサポートできればなど思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） ぜひこれもメディア放送ですけれども、5人に1人ぐらいの大学生は、このまま大学生活を維持できないというような部分も把握されているようでありまして、本当に今課長が説明されたような部分が実態だと思うので、ぜひ相談があったときは、またアンケート結果を踏まえながら対応していただきたいなと思います。

この項目で最後の質問にしたいのですが、冒頭でお話しされたように、本当に国の対応策に私は大いに不満を持っているという部分であります。まずアベノマスク、当初四百何十億円かけて、まだ岩手県に56万世帯分のうち2万8,000とか9,000世帯分しか来ないとか、それから不良品が発生して、その回収に答弁は80億円かかるとか、そうしたら1桁違って8億円に修正になるとか、本当に何だという話になります。だから、特別定額給付金の話、それから雇用調整助成金の話もしかり、何のための目的の支援金なのというところが忘れられているような対応の仕方。そういうところが本当に不満でありましたし、今回特に、持続化給付金の申請が滞っているから、これの審査を委託するという形で二十一、二の会社のところに入札ではありますが、769億円で落札させたと。普通国民の大部分であれば、おかしいなという部分とか、それで大臣が問題ありませんと発言するから、本当に聞いていると、いら



いらしてくるというのが私議会でお世話になっているからではなく、一般の方もそう思われているのではないかと感じております。

それから、あと人工呼吸器のECMO、それからPCR検査についても、内閣のメンバーは、当初この作業内容を理解していなかったのではないかと疑いたくなるような対応。普通ただ酸素呼吸器みたいなイメージで考えて増やせばいいのだみたいなイメージだったのではないかなど、私当初、私まで勘違いしていました。そういう実態が、今の内閣の方針でありまして、これを聞いているだけで本当にかっかりでしたし、先ほども言いましたように、うちで外出自粛ですから、なかなか買物以外なんていうとテレビしかないという状況でいらしました。先ほど町長は、その件に対してもいろいろ歯がゆい思いでお話しされていましたが、その辺について何か一言あれば、見解を聞いて、最後の質問とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

国というか政府は、今言ったらいららすることもあるのですが、いいこともやっているのです。例えばこの特別定額給付金、7日から支給を始めたのです。そうしたら、同日に国からお金が入ってきたのです。当初は、一時借入しなければならないなど。金額が大きいわけです。だから、やるところはちゃんとやっているのではないかとということで、だから今後私どももやっぱり県と一緒にあって、町村会、いわゆる市町村が、そしてもう一度原点回帰をしていただいて、国民のため、企業、事業者の起点に立って、もう一度やっていただけると。

それで、せっかくいいことをやろうとしているのに、何か私らにすると歯がゆいというのは、もうすぐやれる。だから、市町村をもっと、都道府県をもっと使っていいのではないかなと思うのです。国が何でもやろうとしない。だから、今後そういうふうな反省点もあると思いますので、またそういう要望もお願いしておりますので。だから、このコロナ危機の難局を国だけではなく、都道府県、市町村、一体となって乗り越えていきたいなど、こう思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 2問目の質問は、安心、安全な環境整備について伺います。

町では、何よりも安全確保が最優先されると言いますが、通学路などの安全対応に積極的

取組姿勢が見られないと私は感じておりました。そこで以下伺います。

1点目、通学路等への安全確保対応についてであります。①、小学生の通学路への防犯灯設置を全額町経費で早急に行うべきであると思うが、その考えは。

②、上矢次地域の町道赤林室岡線の県道より西の右側に、右サイドに歩道用地確保が完了してありますが、歩道設置の時期はいつ頃を想定していますか。

③、煙山小学校周辺のゾーン30設置は大変よかったです。現在もスピードを落とさず走行する車が多くあります。警察署と協議して取締りを強化し、30キロ制限着化を図る必要性を感じますが、実態把握を行っているでしょうか。

④、5月中旬に通学路であります工事中のマレットゴルフ場付近の三堤18号線交差点で交通事故が発生しました。見通しが悪く、安全対策をすべきであります。どのように考えているか伺います。

⑤、新田1区、2区行政区内は、ここは1区、2区という限定をしましたが、全町的にあります。車両の通行量が非常に多くなりました。丁字路や見通しの悪いところにカーブミラーや路面表示が必要であり、早急に設置が求められると考えますが、町の安全策は。

例えば新田1区、2区の場合は、ベン工場東南丁字路の部分や上杉踏切西の丁字路などの部分を想定しています。

2点目、空き家（廃屋）、ブロック塀、倒木など、地震、台風時の危険箇所の対応についてであります。①、町内には廃屋と思われる危険物件は、どの程度ありますか。その物件の所有者対応状況はどうなっているでしょうか。

②、道路に面したブロック塀で危険と思われる箇所は、どの程度ありますか。対応策に助成制度を設けましたが、利用、折衝状況はどうなっておりますか。

③、通学路付近や町道走行時に強風による倒木を予知している危険箇所を把握しておるでしょうか。

3点目、町の災害時対応と北上川堤防工事の今後についてであります。①、災害時の備品等で毛布、段ボールベッド、屋内利用テント、間仕切り段ボール、簡易トイレ、マスク、消毒液、飲料水など、準備状況は万全であるでしょうか。

②、災害時町内避難所の最大収容人員は、どの程度を想定していますか。また、感染症防止のソーシャルディスタンスに配慮した避難所設定としておるでしょうか。

③、土橋地域の北上川で堤防設置工事が必要なところがあります。今後どのように進めていく予定か。国からの情報を把握しているでしょうか。また、現在耕作地として利用してい

る土地は、堤防工事完了後、堤防の内側であっても耕作継続ができるであるか伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 安心、安全な環境整備についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の町負担による通学路への照明設置についてですが、議員ご指摘のとおり、通学路の安全確保が重要であると認識しておりますが、全額町負担での整備は、財政的に困難であることから、これまでどおり町が設置する街路灯につきましては、LED化工事または道路改良時に併せて街路灯の整備を進めており、防犯灯の設置につきましては、今後も自治会及び関係団体の要望に対応してまいります。

次に、歩道の設置の時期についてですが、矢巾町通学路交通安全プログラムにおいて計画した上で、段階的に整備していくこととなりますが、町道赤林室岡線への歩道設置につきましても、当プログラムに沿って、地域の要望を伺った上で進めてまいります。

次に、煙山小学校周辺のゾーン30区間についてですが、本町としては、直接確認しておりませんが、紫波警察署が速度取締りを実施しており、今後も速度取締りを含めた交通違反の取締りを継続していくことを確認しております。本町といたしましても、地元交通安全関係団体と協力しながら、広報啓発活動を継続して実施してまいります。

次に、三堤18号線の当該箇所における安全対策についてですが、その必要性は把握しており、カーブミラーの設置や路面表示による注意喚起を警察と協議し、今年度中に対応してまいります。

次に、新田1区、2区行政区を含め町内の交通量が多い箇所への交通安全対策についてですが、矢巾町交通安全対策協議会において各地区からの改善要望を検討し、順次対応しているところであり、引き続き対策に努めてまいります。

なお、上杉踏切直近の西側丁字路については、遮断機が降りたときに、交差点部に停車しないように促す路面標示を踏切通行止め期間中に施工する予定としております。

2点目の空き家の危険箇所の対応についてですが、平成28年度に実施した実態調査では150件の空き家のうち倒壊の恐れがある物件は5件となっております。この5件は、建物の基礎、外壁、屋根、防火、排水等の老朽化が進んでおり、所有者と連絡を取り、取壊しや売却等の意向について聞き取りを行っております。

次に、ブロック塀の危険箇所の対応についてですが、平成18年度に実施した現地調査において、注意または改善を要すると判断されたブロック塀は53件となっております。また、こ

のブロック塀の除却工事に対する補助制度については、3月から6件の相談があり、そのうち2件の申請を受け付けております。

次に、倒木の恐れがある危険箇所の対応についてですが、台風などで倒木が発生した場所を中心に把握しており、強風が発生した場合には、危険箇所を道路パトロールにおいて状況の確認を行っております。

3点目の避難所の備品の準備状況についてですが、現在本町では、毛布675枚、4人用の屋内利用テント60個、簡易トイレ用品1万6,800個、飲料水500ミリリットル入りペットボトル400本、非常用食料600食等を備蓄しているほか、段ボールベッド、間仕切り段ボール、飲料水、非常用食料等につきましても、災害協定等により、調達できる体制を整えております。

なお、マスクは、約1万2,800枚、消毒液、約200リットルは、感染症対策として備蓄しており、避難所開設時には、必要数を提供できる体制としております。

次に、想定される町内の避難所の最大収容人員と感染症防止についてですが、避難所の最大収容人員は、避難所として位置づけております全53施設、合計で約1万9,000人としております。ただし、これは有効面積に対し、1人当たり3平方メートルとして計算しているものであり、感染症防止として必要なソーシャルディスタンス、いわゆる社会的距離の確保を考慮していないものであります。感染症を想定しての避難所については、これまでの豪雨災害等での避難実績として336名を基本に、その約2倍の670名を想定して、町内7か所の避難所を開設し、併せて要支援者等の宿泊施設として、町内ホテルへの移送も想定して、ソーシャルディスタンスの確保を図ることとしております。

次に、土橋地域への北上川堤防設置についてですが、北上川の無堤防箇所の整備については、岩手医科大学総合移転事業や市街地整備などが進む中、全国的に大雨洪水による浸水被害が頻繁に発生したことから、平成28年度から毎年国土交通省に対し、要望を行っているところであります。国土交通省では、平成24年に策定した北上川水系河川整備計画に基づき堤防などの整備を進めており、現在は平成14年、平成19年に発生した住宅地の浸水被害地区を優先的に整備しているとの回答をいただいております。

土橋地区の無堤防箇所については、現段階では同計画に盛り込まれていないことから、国土交通省をはじめとする関係機関に粘り強く要望を続け、同計画に盛り込んでいただき、早期整備が実現できるよう引き続き取り組んでまいります。

また、堤防工事完了後における耕作の継続の可否につきましては、整備の状況による残面積で異なると思われまますので、町として現段階では、明確な回答はできないところであります。

す。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ということで再質問があるということですが、ここで時間も大分経過してまいりましたので、暫時休憩とさせていただきます。

再開をここの時計で3時5分、15時5分といたします。

午後 2時54分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開をします。

それでは、休憩前に引き続き、赤丸秀雄議員の一般質問を続けます。

再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） まず、再質問をする前に、データ確認させていただきますが、3ページのブロック塀の危険箇所のデータ、これは平成18年度という形になっていますが、これは大阪の北部地震に伴って調査したときのデータではなかったでしょうか。それまず確認させてください。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） この平成18年は、矢巾町の耐震計画を立てたときに調査したものになっておりますので、その時点での数値となっております。大阪の地震による後の調査にはなっておりません。その後に関しては、こちらの担当のほうでは調査していない状況です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 質問させていただきます。

通学路における防犯灯設置要望は、前回3月会議でも取り上げました。私事で恐縮ですが、3月に議会報告レポートでそのことを話題にしたところ、何人かから、防犯灯設置を半額を自治体負担では、設置が進まないわけだとか、家屋がない道路には設置できないわけだという声をいただきました。しかし、財政が厳しいからといって、歩行者が多い道路の安全をお

ろそかにはできないと思ひまして、今回取り上げたわけでありまして。3月会議で同僚議員が、広告塔の役割を担う意味から寄贈の働きかけへの提案もされていまして、町の財政が厳しいものであれば、PFI方式とか、PPP方式、この辺の導入によって安全確保の先取りを行うことも可能だと思ひますが、ぜひ未来ある児童生徒の安心、安全を第一に考えて、その辺検討していただきたいのですが、見解をお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、我々町のほうでは、まず街路灯というものを優先的に整備したいというふうに考えております。その手法で、先ほど赤丸議員さんがおっしゃったとおり、PPP、PFIの手法による街路灯の設置について、現在いろんな電気事業者といっても、実際の街路灯とかを設置する業者さんとか、あとは金融機関、いわゆる資金を融資していただけるような金融機関、そういったところのご意見を聞き取り調査している段階です。まだ、正確にはまとまっておりますが、やはり県外のところでも若干事例があるようでありますので、そういったところをまず町のほうで先に整備を進めていきたいというふうに考えております。予算の関係、財政計画の関係もありますので、いつ頃からというのは明言できませんが、できるだけ早くやりたいというふうに担当課のほうでは考えております。

その街路灯を設置したものを踏まえて、その設置する方法につきましては、通学路とかの関係もありますので、各小中学校の、例えばハザードマップのようなものがあれば、そういったものをヒアリングしながら、子どもたちが心配している場所を優先的に設置していくというようなことを想定して設置していきたいというふうに考えております。

その街路灯を設置した後に、各行政区さんのほう、自治会のほうで、それを補完するような形で防犯灯を設置していただくというようなやり方をさせていただいたほうが、地元の負担も軽減されるのではないかなと思っておりますので、全部防犯灯も町でということは、またそれは大変な話なのですけれども、できればそういう形で進んでいければ一番いいのかなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 今答弁いただきましたような形で、ぜひ前向きに検討していただき

たい。まず、ご父兄方は、やっぱり秋の夜長の4時以降のやっぱり帰りを心配しているという話がどこに行っても、その時期になれば聞こえますので、その辺を踏まえてよろしく願いします。

この兼ね合いでちょっとお聞きしますが、自治会の中には、今回のコロナ禍関係で事業計画の見直しが見られるところが多いと思うのです。新田の1区、2区でも、もし、1区が特になのですが、防犯灯の設置を希望して、半額、自分のところで負担するようなことができるのであれば、町では、この助成制度を、もういつも10月、11月に締め切られるのですが、まだ今年そういう状況で受付は可能でしょうか。そのことをちょっと確認させていただきま

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず、防犯灯の設置につきましては、毎年各自治会が策定いたしました計画に基づき、その内容で予算化をしているところがございます。それが今予算措置の全ての内容となっております。今回コロナ禍ということで事業の見直しということが、もし起きた場合という仮定で議員のご質問だったと思いますけれども、自治会から真に必要なものであれば、そういうご相談があれば、真摯に耳を傾けていきたいと思っておりますし、現状もそのような対応をとらせていただいております。

しかしながら、余ったからとか、そういうことではちょっと違うかなとは思うわけで、現状、そのような内容、私ども自治会長さんたちとよく情報交換のほうはさせていただいておりますが、現状の段階では、そのような要望というものは寄せられていないような状況でございます。

繰り返しになりますが、そのような真な要望があれば、私ども柔軟に対応は考えていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） そのほかの答弁いただいた部分で、まず矢次地域の歩道整備のこと、ここはこれから考えるという話で、それはいいのですが、今は結構スペース取って、距離も長く取って、これの草刈りを自主的に矢次の自治会で行って大変だと、年も取ってきてという話も聞いております。その部分の説明と、それからゾーン30エリアの交通取締まりのこと

も踏まえて、まず1回、地元住民へ、その辺の報告方々お願いしたいなど、まず思っております。ここはよろしくお願ひしたいと。

次に、質問は、空き家（廃墟）について再度伺います。新田1区と2区には、それぞれ撤去していただきたい物件が1棟ずつあるのです。私地元で、毎回、毎回言うのもあれなのですが、本当に新田1区、2区は、新しい家が建ってきて、その人たちがどんどん、どんどん自治会役員に言ってくるのです。そういった類いもあって、自治会長からの伝達もあって私が質問しているわけですが、特に私の隣の物件は、地震や台風のとくに倒壊するのではということ、私以外の2軒のお家から強く要請されています。強風があったときに、朝一番にそこを確認して、私も見に行くと。今回もよかったねというような、そういう話になっているのです。それで、その2軒のうち1軒は、昨年11月に新築移転されてきた若い夫婦であって、その方のご両親からも言われております。ご両親は、隣の行政区に住んでおるのですが、そういう話もされています。距離的には、どちらの2軒とも10メートルちょっとぐらいしか離れていない距離、私の小屋とは3メートルぐらいしか離れていないのですが、私の小屋は古いから関係ないのですけれども、まずそんな状況です。ぜひこの辺について、去年も一昨年も一言は、打合せというか、所有者に連絡取ったら、こういう状況でしたという話があったのですが、ここまた1年ぐらいお話がないので、どのような状況になっているのかお伺ひします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 何点かありましたが、最初の矢次地区の赤林室岡線沿いの確保されている歩道用地の件なのですが、そこにつきましては、過去の圃場整備等で創設された用地分というふうに認識しておりますが、そこについては、先ほど答弁したとおり、歩道の整備につきましては、そのとおり今後交通安全プログラム等に盛り込みながら進めていくというような形になろうかと思ひます。

その地元での草刈りの対応が大変だということで、4年ぐらい前に1度、やはり地元でも相当草が生い茂ってしまったということで、1度水路の部分、用地に隣接して水路があるわけなのですが、その水路の部分を浚渫、泥上げといいますか、そういったことをした経緯があります。それで、その後若干刈りやすくなってよくなったという声も聞いておりますが、また恐らくそういう状態に近くなっているのだろうと思ひます。

そういった部分の箇所については、我々道路住宅課のほうで創設しております道路愛護、河川愛護、そういった部分の中で地元で草刈り等をお願いしているところでもありますので、



引き続き、そういった部分でお願いしていただければなと思っております。同様の箇所が町内全域にありますので、そういった部分を使って、地元のほうでコミュニティを図りながらやっていただければと思っております。

私のほうに質問ありました、あと続きまして、空き家の件ですが、確かに新田の地区にもありますし、町内全域にそれぞれ先ほど答弁したとおりの件数ありますので、そういった部分の調査につきましては、いろいろ電話だったり、アンケートをとったりということで、現在やっております。その特定空き家という、解体がどうしても必要だというくらいの危険な空き家というところは、数えるほどになっておるのですが、恐らく先ほど言われた部分に関しては、まだその特定空き家の部分に入っていないのかなと思っております。

いずれにしても、そういった部分は、町のほうで、例えば解体するとか、何か対策を施すというようなことになっても、やはり所有者の方といろいろ確認を取ったりしなければいけませんので、そういった部分を今後そういう危険なところをもう一度確認しながら、今年度から道路住宅課のほうに来ましたので、現場をもう少し精査しながらそういった部分を対応していきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） ゾーン30の関係につきましてお答えしたいと思いますが、町長答弁のほうに申し上げましているとおりの内容でございます。地元としても、やはり地元の方々のご理解の上でないとゾーン30はできないということもあり、説明の上、ご理解いただいた結果として、今ゾーン30になっているところでございますので、恐らくは、地元の方々はちゃんと30キロは守っているのかなと思いますけれども、そうでない方々は、やはりちょっと警察の力を借りざるを得ないということで、警察はよく分かっているようでございます。済みませんが、今後ともそういう形で、なるべく、あとは地元の交通安全協会の方々ののぼり旗等の対応とか、そういったところも含めて安全になるような形で進めてまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 避難所の件でちょっとお伺いします。

簡易トイレ用品1万6,800個となっていますが、これの内訳、まずこれを聞いてから質問し

ます。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 簡易トイレ用品につきましては、基本的には内訳ではなく、そのものになっていました。私のところにある資料ですと、そういった内容になってございます。

○議長（藤原由巳議員） 赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） そうすれば、私のイメージの簡易トイレ用品というのは、このままトイレとして使えるという判断でよろしいのですか。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） そういったものだというふうに考えております。

○議長（藤原由巳議員） 赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 分かりました。では、最後の質問になるかと思いますが、まず非常時の避難場所の身の安全が確保されれば、いつも問題というか、課題になるのは、間仕切り、これはテントも含みますから、段ボールベッド、簡易トイレ、簡易トイレはこんなに保管しているということであるので、心配はしていないのですが、このことが大きな問題になっているようです。それで、この準備状況で、まず答弁にありますように、協定、提携しているから全部全部当然保管する必要もないのですが、その部分は再確認の意味で大丈夫ですねということを確認しておきたい部分と。

それから、避難所として位置づけている53か所、これはいつも問題になる国道より東側の部分の場所が入っていないか、この2点について確認して最後とします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） まず最初のほうのご質問ですけれども、実を申しますと、今回、前回の補正等から簡易ベッド等、段ボールの簡易ベッド等の予算を計上させていただいておりまして、段階的に数を増やしていこうと思っておるところでございます。いずれ。そして7か所、そのベッドを置くのは7か所集中的に置こうと思っておりまして、そこで町長答弁にいたしましたとおり670人分を確保していこうというふうなことでございますが、670全部を段ボールベッドにはしませんけれども、おおむね必要な数を想定しながら進めてまいりたいと思っております。

それと議員ご指摘のとおり、東側、北上川に近いほうで避難所扱いになっているところというのはある、そのとおりあるのですけれども、これにつきましても、今回ある意味ちよっ

と遅いのかもしれないのですが、ソーシャルディスタンスを考慮して、どういうふうにしていくのかということを変更して防災計画を見直す必要があるというふうには認識しまして、その考え方を今整理している最中でございます。そういった中に、最大想定は、恐らく北上川そのものが氾濫した際になろうかなと思っておりますが、その際でも、1,700人ぐらいの避難所が確保できれば何とかかなるのかなというふうには想定しているのですけれども、なので、これは災害の規模によって避難場所については、やはり変えていかないといけないのかなと思っております。その辺の整理も今後していきながら、いざというときにまごついたりにしないようにというふうなものにしていこうと考えているところでございます。いましばらくお待ちください。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で9番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、3番、小笠原佳子議員。

1問目の質問を許します。

（3番 小笠原佳子議員 登壇）

○3番（小笠原佳子議員） 3番、公明党、小笠原佳子でございます。通告に従い質問いたします。

まず、質問1番目ですが、中高年のひきこもりに対する即効性のある支援と対策についてお伺いいたします。

従来ひきこもりは、主として若者、青年層の課題としてイメージされておりました。しかし、最近では、就職氷河期世代も含め、中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされております。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに、社会的に孤立するケースも少なくありません。今後は、より身近な場所で相談支援の実施や社会参加の場の充実など、中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきであると考えます。中高年のひきこもりは、個々の人や、その家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき、大変重要な課題と捉え、早急に取り組むことを強く求め、町での対策について以下お伺いいたします。

1、町では、ひきこもりの実態調査を実施しておられるのでしょうか。実施されている場合、ひきこもりの方の人数とひきこもり期間についてお伺いいたします。

2、町では、ひきこもりの相談に対してどのような支援を行っているのか具体的にお伺い

いたします。

3、居場所づくりやボランティア活動など、就労に限らない多様な社会参加の場の確保はされているのでしょうか伺います。

4、8050問題など、世帯の複合的なニーズにどう対応されているのかを伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 3番、小笠原佳子議員の中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、これまで本町が独自に実施した調査はございませんが、平成30年度に岩手県が実施した地域住民の社会参加活動に関する実態調査や令和元年度に本町が実施した地域福祉ニーズ調査などの結果、30名のひきこもり状態の方を把握しております。また、ひきこもり期間は30年を超えるような長期に及んでいる方もおりますが、平均で約15年となっております。

2点目についてですが、本町では、福祉課に相談支援包括化推進員を配置し、ひきこもり支援も含めた生活困窮者、高齢者、障がい者など、地域福祉全般における相談対応を行っております。ひきこもり状態が影響していると判断される場合には、個別の事情に応じて関係機関と協力しながら、ご本人や、そのご家族からの相談に対応し、状況によって自宅を訪問し、相談を確実に受け止め、丁寧に寄り添った対応を行っております。また、相談支援の専門機関であります岩手県ひきこもり支援センターなどと連携を図り、専門医療機関の受診や障がい福祉サービスを利用した就労へつなげることで社会参加や社会復帰に向けて個別の状況に応じ、ひきこもり支援を進めております。

3点目についてですが、本町には、精神に障がいを抱える当事者の会として、どんぐりの会が活動しているほか、岩手県等が主体のひきこもり当事者や家族の会の団体を紹介するなど、社会参加の場を提供しております。ひきこもり状態にある方にとりましては、居場所やボランティア活動への参加は、社会へのつながりを回復できる第一歩であり、中高年のひきこもり状態にある方のニーズに応じたきめ細やかな支援が必要であると捉えており、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的な支援体制整備を図り、ひきこもり支援の充実に努めてまいります。

4点目についてですが、複合的相談に対応できるよう、本年4月からは、総合相談窓口として福祉課内に生活相談係を新たに設け、相談支援包括化推進員と相談専門員を配置し、相

談員を増員しており、生活不安等に関する相談体制の充実を図っております。

また、盛岡広域振興局や岩手県社会福祉協議会、町社会福祉協議会など、相談支援の専門機関と緊密に連携して、個別の状況に応じた相談に対応できるようにしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、再質問で、相談専門員を配置されて、相談員が増員になっているということで大変期待しておりますが、ひきこもりの方を町内で30名把握しているという回答でございました。昨年内閣府の調査によりますと、全国で40から64歳の方がひきこもりで約61万人おられるという発表がありました。また、ひきこもり問題について、積極的な取組で知られる秋田県の藤里町の社会福祉協議会では、2010年からおよそ1年半かけて全戸調査をいたしまして、町民3,800人の中で現役世代の9%に当たる113人がひきこもりをしていたということ調査されております。藤里町では、就労支援事業をするという前提でシルバー人材センターみたいなところで介護の仕事を一緒にしたりとか、特産品のキノコを使ってキッシュづくりをするような作業所を造ったりとか、実際にそういう就労支援も町でされたそうです。ひきこもりの方はいますかというような調査ではなくて、就労の支援を受けられるということになれば、実態に沿った調査ができたというふうに聞いております。当町でも実態に沿った独自の調査を実施されるお考えがあるかどうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

ひきこもりに関する実態調査を独自にということですが、現在私どもで町長答弁にありましたとおり30名の方々を把握しております。なかなかひきこもりというキーでお聞きするのは、非常に難しい観点かなと思っております。なので、今回も私ども地域福祉ニーズ調査ということで、昨年度調査した中では、やはり矢巾町においても少し割合が増えているというふうに認識しております。個別の調査に関しましては、その在り方そのものに関して、もう少し精査が必要かというふうにと捉えております。

あと私どものほうで相談支援専門員の包括化推進員、平成28年度から配置して、さらに今年度からは、相談専門員ということで1人増員しております。3名体制で相談員を増員しておりますが、その中で、様々なご相談あるのですが、税務課からの実はご照会があつて、なかなか税の支払いが困難だと。よくよくお聞きすると、ご家族で働き手がちょっと外に出て

いない状況があったりだとか、本当に様々な事情がございます。そういう中で、私どものほうでも相談を進めているわけですけれども、いずれにしても単独で行うか否か、ちょっとこの場では即答はしかねますけれども、今取り組んでいる矢巾町のこの仕組みを生かしていきたいなというふうに考えております。

特に、国のほうでも今ひきこもりの支援というのは、精神保健、心の健康づくりの分野、それから地域福祉の分野、いわゆる生活困窮の分野から二層で私どものほうに情報入ってきます。国のほうでは、いま社会福祉法の一部改正ということで地域共生社会の実現のためということで、国のほうでも法改正を考えているようです。答弁にもございましたその重層的な、相談だけではなく、参加支援、そしてさらにそれを踏まえた地域づくり、地域づくりの一つが秋田県の藤里町のように地域の社会福祉協議会が主管となった就労の場というところから、多分藤里町のエリアの特徴があると思います。なので、矢巾町は矢巾町なりの仕組みが必要ではないかというふうに私は考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、私の知人で、やはりご自分から言われたわけではないのですが、今回のコロナの影響で失業されたご婦人が、やはり経済のこととかお話を聞いている中で、自分の息子さんが高校の時に不登校になって以来、就労することなく20年が過ぎてしまうというふうなことで、福祉課のほうに相談されました。すごく相談員の方からも、何かすごく温かく迎えていただいて、すぐではないかもしれないのですが、親子の伴走者としてこれからも自分たち支援していくのでということで、また就労に結びつくような軽作業とか、リンゴの摘果とか、そんな就労のお話を聞いて、相談を受けたことがありました。

その方の場合は、息子さんとの関係性もとても良好でしたので、早い段階で相談員さんと息子さんが会うことができたり、またお母さん自身は、いままでずっと一人で抱えてこられた問題を、やっぱり役場の方に寄り添ってもらえたということを大変に喜んでおられて、ああよかったなというふうにちょっと感じたのですけれども、だからといって、何かすごく状態がよくなったということではないのですけれども、このように行政は、相談を受けにきたら支援するというような体制だと思うのです。どちらかといえば、受け身と思われそうですが、窓口にアウトリーチと訪問型の支援員を配置して、今増員をして3名で当たっていくという

こともございましたが、同行相談や信頼関係の構築といった、対本人方のアウトリーチの支援をもっともっと充実させていくような考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

まさしく今本当に今アウトリーチが本当に大事だと思っております。今私どもの相談員も実際家庭訪問しています。子ども、まずは様々ひきこもりに至った背景は、皆さん違います。なので、まずは家族の方との接点を大事にし、そしてお話できる関係性を大事にしていききたいと思っております。中には、背景には、やはり中には障がいを抱えていてという方もいらっしゃる中で、うまくそこを就労につなげていく、つなげていた事案もございます。ただ、つなげたからそれで終わりではなく、やはり仕事に就いてからも一緒に定期的にお会いしながら、今何が困っているかな、家族との関係何かなどというところを一人一人丁寧にそこは対応させていただいております。

あと子ども、県のほうでも、やはりひきこもり支援に関しては、やっぱり重点的に取り組むような考えの資料もございまして、その中には、本年度ひきこもりサポーター養成研修ということで県も、要は支援する側のスキルを上げていくというようなものだと思います。そこには、私どものような相談員、自治体職員も入っておりますし、盛岡広域振興局と関係機関と、それから様々ひきこもり支援センターだとか、民間のNPO団体とか一緒になって本当に仕組み、そしてそのスキルを上げていく必要があるかなと思っております。実際、お話を伺った中で、子ども相談員もどういうふうな関わりをしたらいいかということをご悩まします。なので、一人ではなく、相談員自身もチームで支援していくような仕組みを今やっているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、いずれひきこもりというのは、心に痛みとか、悩みを抱えて孤立してしまうと。やっぱりそういう人たちに寄り添った体制整備を考えていかなければならない。今回の社会福祉法のひきこもり関連法案は、まず市町村の、今アウトリーチ型のお話もあったのですが、体制整備を強化していくというのが法律の改正の大きな趣旨なので、だからやっぱりそういったことにのっとなって、これから市町村もしっかり対応していかなければならないと。

それで、今8050問題、本来50代であれば、就労しておらなければならない。そして、80代

のお父さんとお母さんを介護しなければならないという、本当に大変なことなのです。そういった8050問題の対策の推進もありますし、いずれそういった家庭内で複合的な問題を抱えて、やっぱりそういったことを一つ一つ、いわゆるよく言われる絡まった糸を解きほぐしてやるのが私らの仕事なので、だからひきこもり対策は、これから私どもは待ちではなくて、攻めの訪問型のやはり対策を。そのために今度生活相談係、そしていろんな体制整備をさせていただいておるわけで、そういったことも意図して今回の組織機構の見直しも行ったわけでございますので、しっかり対応させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 常々町長から言われているのですけれども、農福連携ということで、農業と福祉の連携を図っていけば、こういったひきこもり対策もうまく解決できるのかなと思います。その辺は、やはり福祉と農業と、その辺はなるべく結びつけて、農業は、特に土いじりは、心の病とか、そういったものにもいいというふうに伺っていますので、その辺は連携してやりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 今お聞きしまして、矢巾町は矢巾町のやり方でひきこもりの方が孤立することなく、訪問支援から就労まで切れ目のない相談支援体制の確立を望みます。ひきこもりの方は、決して特別な人ではありません。社会とつながりを欠く期間が長くなり、高年齢化することによって社会参加がますます難しくなると思われまます。仕事も限られてしまうと思います。そのためにも、早い時期に支援機関につながるができるよう、相談する窓口を知らずに年を重ねることがないよう啓蒙活動への取組に、またこのように一般質問させていただいて、ご自分のほうから相談していただく方が増えることを願っております。再度このことについてお伺ひいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、まさに今小笠原議員のご指摘のとおりでございます。もうこのことについては、本当にネットワーク化をして、みんなで家庭、地域、もうそういった社会参加、そういったネットワークを強化して、またボランティアの方々のお力添えもいただいて、何よりも初動というか初期の、引きこもってしまったからあれなので、できるのであれば、初動体制というか、そういう体制整備も私ども包含しながら体制整備を



していきたい。だから、そのためにも、やっぱり相談、しっかり寄り添いの、そして傾聴してやるのが大切だと思いますので、そういった体制整備を今後さらに強化してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 2問目の質問をいたします。新型コロナウイルス感染拡大への対策についてです。

新型コロナウイルスの感染拡大が世界規模で猛威を振るい、日本では人との接触機会の8割削減を掲げ、経済活動や外出の自粛など、緊迫した国難とも言えるような状況が続いております。その中で矢巾町での対策についてお伺いいたします。

1、町で新型コロナウイルスの影響による失業または倒産の状況についてお伺いいたします。

2、新型コロナウイルスに関連する支援制度、相談窓口について、町のホームページに分かりやすく掲載されておりましたが、ホームページを見ることのできない方への周知についてお伺いいたします。

3、町で自粛警察と言われるような被害が出ていたのかどうかお伺いいたします。

4、新しい生活様式を私たちの暮らしに根づかせる必要がありますが、どのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 新型コロナウイルス感染症拡大への対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町が把握している範囲では、感染症の影響による町内失業者は14名であり、町内事業者の倒産はありません。

2点目についてですが、町ホームページを閲覧することが困難な方に対して、周知を図るため、必要な情報を一覧にしたチラシを広報やはば6月号と併せて全世帯へ配布しております。

3点目についてですが、いわゆる自粛警察は、感染症拡大に伴い生じた社会現象の一つであり、全国では、自粛要請に応じない事業者や他県ナンバーの車両を標的とした被害が報道

されておりますが、町内における被害は確認されておられません。

4点目についてですが、国から新しい生活様式へ移行していく必要があるとして、日常生活に取り入れるべき実践例が示されました。町といたしましても、新しい生活様式を暮らしに定着させることが大変重要であると捉えております。手洗いや手指消毒の徹底、マスクの着用、3つの密の回避など、これらのことが当たり前の生活習慣となるようさらなる定着化に向けて町ホームページややはラヂ！での周知、町内施設へのポスター掲示、全世帯のチラシ配布など、あらゆる機会を捉えて普及啓発を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、1点だけ再質問させていただきます。

新しい生活様式についてですが、感染防止の取組には、有効な治療法やワクチンが確立されるまで終わりが無いと思います。正しく恐れながら日常の生活を取り戻していく指針が新しい生活様式です。ちょっと重複しますが、人との距離をできるだけ2メートル開ける、外出時や屋内にいるとき、会話するときマスクをつける。帰宅後は、すぐに手や顔を洗う。その上に小まめに換気し、3密を避ける。ご自身の健康チェックは、自分でちゃんと体温を測る。買物は、空いた時間帯にする。徒歩や自転車の積極的な利用をする。また、働き方の新しいスタイルとしてのテレワーク等を示されております。無症状や軽症の人でも感染を広げる例があるからこそ、みずから感染から守るだけではなく、周囲に感染を拡大させないことが不可欠であります。この実践が感染防止と社会経済活動を両立するための行動原則であると思います。このことについて、町では、例えばテレワークのこととかで何か進んでいることがありましたら、そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。簡潔明瞭にお願いします。

○町長（高橋昌造君） ただいま議長から簡潔明瞭と、一言で言うと、テレワークの推進とか、いずれこれは特に事業とか何かを推進していくにおいては、BCP、事業継続計画、これにのっかって、そういったテレワークの推進なんかやっていかなければならないわけですので、これが当たり前のことになるように。だから、今デジタル化ということで、これがいろいろトラブルを起こしておるわけですが、いずれそういうことのないように、矢巾町でもいろんな今光ファイバーからWi-Fiから何から、今いろいろな取組、本町でも考えておるのですが、できるのであれば、あとはセキュリティーの構築、これがやっぱり問われるわけござ

いますので、そういった事業継続計画、BCP、作成して、もうこれが当たり前になるような形に、また見える化を推進してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 以上でこの項はよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、3問目の質問をさせていただきます。矢巾町での病後児保育事業の取組についてお伺いいたします。

病院以外の施設で病気回復期の子どもを預かる事前に通院しておく等を条件としての矢巾町内での病後児保育事業を新規開設の考えはないかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 矢巾町での病後児保育事業の取組についてのご質問にお答えいたします。

本町においては、現在町内保育所等の5つの施設で保育中に体調不良となった園児を看護師が保育する体調不良児保育を実施しておりますが、病後児保育は実施しておりません。また、病児保育については、広域連携の協定によって、矢巾町の方でも紫波町1施設、滝沢市2施設、盛岡市4施設、合わせて7施設をご利用いただけるようになっております。

町内施設における病後児保育事業の新規開設についてですが、病児保育事業と同様に、病院や保育所等に専用スペースを設け、専任の看護師及び保育士を配置して保育を実施する必要があります。本町におきましては、急な発熱等により登園できないお子さんについて、病院を受信後、すぐに保育できる病児保育事業に対するニーズが多くあることから、引き続き事業者や医師会等の関連機関と綿密な調整を図りながら実施に向けて努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 当選して、去年の6月も病児保育についての質問をさせていただきました。1年ぶりのまたこの質問なのですが、ちょっといろいろ見たときに、病後児保育については、愛知県の幸田町というところでも今年1月から病児保育にはちょっと手が届

かないけれども、病後児保育事業が開始されて、回復期のお子さんを預かることでお母さん方からすごく喜ばれているというふうな記事を見ました。また、県内におきましても、近くの北上市や花巻市でも病児保育はできていないけれども、病後児保育はしているというようなことも聞いております。

本当にお子さんは、急に熱を出したり、そういうことが多くて、病児保育のほうがいいことは、もう本当にその場でお医者さんに、小児科医に診ていただいて、そのまま預かっていたらということ、一番そのほうがいいのではないかと思います、それができないのであれば、私の勝手な考えなのですが、町内にはこずかたこども園に専用のスペースがあることも聞いておまして、こども園での病後児保育事業だったら、小児科の先生との、常勤がなくても開設できるのではないかなということを思いまして、今回この質問をまたさせていただきます。いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） お答えさせていただきます。

小笠原議員のおっしゃるとおり、北上、花巻では、病後児保育をやられているようですが、この答弁書にもあるとおり、やっぱり圧倒的に病児保育のニーズが高いのです。病児保育は、今朝起きたら子どもが熱があると、それで集団保育は無理だと。保護者も仕事を休めない。急を要するわけです。そういったとき、預かってくれるのが病児保育で、私ちょっと行ってみたのですけれども、協定を結んでいる紫波中央小児科、そちらのほうに入ってみると、玄関を開けて左側が病後児保育室、右側が小児科なのです。なので、ルートとしては、小児科に行って診察を終わったら、二、三メートル歩いて、扉を開けると保育園があると。それで、保育しているうちにまた熱が出たら、二、三メートル行って、先生のことを呼びに来てとかというふうに医療機関併設型と言われているのですけれども、あれを見て、これだなと思いました。

あとは、先ほど子育て保育園の話があったのですけれども、それは承知してはいたけれども、当初はケアセンター南昌に小児科があったわけですが、今はそれがなくなって、工夫すればできるかと思うのですけれども、ちょっと難しい状況になっていまして、そのほかに徳田地区に小児科があるわけですが、その小児科の敷地を見れば、まだ増築するにいいスペースが十分にあるなどというふうに見ていまして、医師会とかでも相談しているのですけれども、徳田地区の小児科の先生とはまだ、いつかは会おうと思っているのですけれども、まだ会えない状態になっております。昨年度から前任者が相談はしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 今町内小児科医院との連携についてまで教えていただきましたので、再質問はそれをしようと思ったのですけれども、そのことを教えていただいたので、確かに病児保育がいいに決まっているのですけれども、ただ子どもって一日で回復するわけではないので、1日目は、そうやってご自身が休んだり、家族の方、ご主人に休んでもらったりとかしてみてもらって、2日目、3日目となったときに、津志田に行ったり、紫波に行ったりしないで、矢巾町内で2日目も3日目も、もしお子さんがすごい発熱とかでなければ、病後児保育で預けてもらえるということは、やっぱり働くお母さん方にとっても、一つの安心なのではないかと思えますので、でも今課長が徳田の小児科の先生に会いに行ってくださいという話でしたので、ぜひともそのことをよろしくお願いいたします。

質問になっていないのですね、すみません。それでは、またお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうからお答えいたします。

先ほど課長から詳しく説明があったとおり、病後児保育、病児保育については、町長のほうからも最重要ということで指導を受けておりますし、そのために関係機関並びに医師会と十分に相談をしながら課長も現場に行ってちゃんと先生と会うということなので、行けるのであれば、私も行って状況を見たいと、そう思っております。とにかく頑張りたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ございませんね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で3番、小笠原佳子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、ここで時間も大分経過してございますので、暫時休憩といたします。

再開を若干時間ないのですが、4時10分、16時10分といたします。

午後 4時01分 休憩

—————

午後 4時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開をします。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、4番、谷上知子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（4番 谷上知子議員 登壇）

○4番（谷上知子議員） 4番、令和やはば、谷上知子です。一般質問の原稿を読み上げます。

今後の新型コロナウイルス感染症予防対策についてお伺いします。

小学校がお休みになってから約2か月、最初、近くの1年生が黄色い帽子かぶった1年生が、「明日から学校ないのだよ、嫌だな」と言うから、「うそ、本当なの」と言って、私も悪いことをやってしまったのですが、その後北中学校の生徒が自転車で来たので、「小学生がこう言っていたけど、どうなの」と言ったら、「本当ですよ」と言われて、それから町は静かに、静かになりました。子どもたちも本当に家を出ることなく、決まりを守って生活したなど、そういうふうに思っております。私自身も時々草取り、時々買物、そしてあとは家の中で様々なことをして暮らしました。なぜ岩手県がこんなにコロナが全く出ないのかなというのを非常に考えながら、何も結論は出なかったのですが、どこか辛い状態でありながら、一つも患者さんが出ないということをごどこかで誇らしく思う自分がいたなという感じがします。その原因については、これから専門家が研究をし、既に進んでいると思いますが、なぜ岩手県がコロナを感染させないで過ごすことができたか、これは本当に世界に誇る喜ばしいことではないかなと、本当にそう思っております。

そのときに、陸前高田でお医者さんが感染したのを知らないで93人の患者さんを診たと。それから、11人の看護婦さん等の医療関係者がいたということで心配はしたのですが、何もなかったということの報道があつて、ますます何だかすごいまちなのだなと、すごい県なのだなということを誇りに思いまして、でも何となくどういうことをしてそういうふうになったのかなと、せつかく同じ県内なので、行って見たかったのですが、県内の移動も自粛ということで、ファクスで陸前高田のどこで扱っているかなと思ったら、防災課でした。災害として捉えているのだなということで、どういうふうな対応をなさったのですかと言ったら、やっぱり答えることはできないと、個人の情報の問題もあるので、これ以上はお答えすることができませんが、何もなかったことをうれしく思っておりますというふうにお答えしていただきました。

きっと93名の中にはお年寄りの方もいたと思うのですが、陸前高田も3.11の災害を受けておりますので、きっと危機管理というものがすごく進んでいるのではないかなど、私は想像しました。それともう一つは、やっぱりこれは医療とか福祉とかだけではなく、防災の観点からも考える必要があるのだなというのを防災課が担当してお答えしていただいたときに、ああ、なるほどなというふうに思いました。まず、そういう話は時々出てくるとは思いますが、質問に入りたいと思います。

①番、町民が新型コロナウイルス感染症検査を容易に受けられるよう、検査機関を町内の個人病院を指定していただくなど、県に働きかけはどうかお伺いします。

②番、新型コロナウイルス感染症予防ワクチンの接種が実施可能となった際には、接種希望者へインフルエンザ同様の接種費用を助成する考えはないか伺います。

③番、新型コロナウイルス感染症予防のため、中止や延期となる町関連の行事や一時休止となる行政サービスに関する迅速な広報の対応について伺います。

④番、町内に居住する外国人技能実習生等への新型コロナウイルス感染症に対する医療対策の支援について伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 4番、谷上知子議員の今後の新型コロナウイルス感染症予防対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、新型コロナウイルス感染症の検査は、岩手県が主体となり、PCR検査を実施しており、町内の個人病院は指定されていない状況です。現在県において二次医療圏ごとの発熱外来設置に向けた調整が進められており、盛岡市と広域市町及び発熱外来実施医療機関等が連携しながら運営していく予定となっております。

2点目についてですが、予防ワクチンは、全世界から完成を熱望されているところでありますが、接種が可能となった際には、町として接種費用の助成を行ってまいります。

3点目についてですが、対象者が限定される行事については、個別に文書による通知や電話連絡を行い、広く周知が必要な行事については、広報やはば、町ホームページ、やはラヂ！及び定例記者会見により、情報を発信しております。

4点目についてですが、町内に居住する外国人技能実習生等の方々に対しても、町民の皆様と同様検査費用や治療に係る医療費は公費負担となっており、感染症に関する相談は、県の帰国者、接触者相談センターとなっております。町といたしましても、実習先等を通じて

適切な情報提供を行うなど、引き続き支援に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） まず、1問目の検査を容易に受けられるよう町内の個人病院の件についてなのですが、なかなかまだ検査システムといいますか、検査するスキルも、それからワクチンも完璧に開発されていないということなのですが、日々テレビ報道などを見ると、どんどん新しいのが出ているということですし、今のところ岩手県の検査体制を見ると、今までで約六百何人、700人近い人が陰性だということなのですが、この矢巾町においても簡単に検査をして、もし駄目であれば、どこかにさらに治療に行くというふうなことができるように、矢巾町だけではないと思いますけれども、ぜひ県のほうにも働きかけて、町民のために。何が不安かって、自分がかかっているかどうか分からないというのがすごく不安なのです、町民の方は。そこでそういった一番先の対応というものが、すぐ身近なかかりつけのお医者さんでできるというのが最も大事だなと、理想かなと思いますので、なかなか難しいことだと思いますけれども、発熱外来や、それからPCR検査などできれば、今後は薬やワクチンや検査方法のスキルが簡単になるようであれば、働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

今岩手県内におきましては、二次医療圏ごとの発熱外来設置の動きがあるわけでございますけれども、まだ県内において、例えば巨人の坂本選手のように抗体検査で陽性になったという、抗体検査の導入についても全国的には導入の動きが始まっていますので、岩手県においても、いずれそんなに遅くない時期にそういう体制が整備されるものと考えておりますので、いずれそういった情報を入手しながら、地元医師会とも相談、協議の上、町民の皆様にとって、より安全な、そういう体制の構築につながるようご相談を申し上げてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） ②についてですけれども、ワクチンが開発になったときに、インフ



ルエンザに今助成をいただいているわけですが、同様の助成費用をしていただくということですが、今インフルエンザの費用、どれぐらいかかっているのかなと予算書を見てみるとところ700万円ぐらいかかっているのですが、今後もっともっと検査したり、それからワクチンを打ったりということで予算が増えるのではないかなと。かかる費用が増えるのではないかなと思いますけれども、そういったときには、例えば今回のように、突発的なことがあったときに対応できるような基金みたいなのは、矢巾町にはあるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 基金につきましては、そのような場合、財政調整基金で対応することになるかと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 国保の基金は今はないのか、あっちにいったから、全部。ないのなものね。なそうです。財政調整基金があると。

他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 新型コロナウイルス感染症予防のために様々な楽しみにしていた行事なども中止になったり、それから延期になったりして、それは当然のことだと思いますけれども、その広報について、前回から何人かの方もお聞きしているのですが、いろんな形で町のほうでも発信しているので、これ以上どうすればいいの、ビラをまけばいいのかというような感じですが、でも、やっぱり町では聞かれるのです。どうなっているのとかと。私も町をきれいにする運動の日に、ごみを拾いながらいると、とても今からちゃんと聞いていないと大変だからというから、その後決まってから、はっきり皆さんにお知らせできるようになってからそこの家にはお知らせしたのですが、何でそういうことを言うかという、テレビで、例えば青森の有名なお祭りなんかとか、大きなお祭りがどんどん、どんどん中止になったり、先にまず出るのです、マスメディアに。では、矢巾町どうなるの、今から準備しなければならぬみたいな話をされて、ちょっとしたタイムラグだと思うのですが、1週間ぐらいの。

それで、これを言うと、班長さんや行政区長さんに対して攻撃をするような形にとられると大変私は困ってしまうのですが、そういうことではなく、みんな一生懸命やっているのですけれども、例えば5月の広報やはばは、やっぱり1週間かかるのです、家に届くのに。だから、5月8日ごろなのです。そうすると、その間に中止になったりなんかするのが、もう

とっくに過ぎていたりなんかして、そのタイムラグがちょっとやっぱり今回は、不安も大きかったのかなと思うので、ただ、ではどうすればいいかというのも、私も、ではどうしたらいいのだろうかという答えが返ってこないのですけれども、まずそういったことがあって、今は上半期の分だけは決まったそうだからということで落ち着いたようですが、例えば夏祭りなども若いお母さんたちが子どもたちを連れてさんさ踊りに参加して練習させるためにシステムを組んで、誰々さんが何日練習だよという形で進めていますので、その辺のことも町の声として届けたいと思います。今後どういうふうにしたらいいのか私も分からないので、お聞きしたいなと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、谷上知子議員からどうなっているのと言われないうちに、ちゃんとやっていかなければならない。そこで、内部でも特にも予防接種とか、スポーツカレンダーとか、田園ホールのカレンダーとかあるわけです。そういうことについては、早め早めの対応をするように話もしておりますし、例えば乳幼児健診とか、そういった3歳児健診とか、だからその辺のところをもう一度精査させていただいて、ただちょっと下心もあるのです。できるのであれば、やりたいところも今まであったのです。そういったこともあったので、あれだったのですが、今後そういうところも、できればうちのほうでも7月からは、いろんなガイドラインをしっかりと作り上げて、もう国、県で示されているガイドラインよりももっと厳しくあれして、いろんな活動が再開できないか。今いろんなところの組織と検討していただいて、例えばいきいきまちづくり委員会であれば、保健、医療、福祉の関係で、今国で示されているガイドライン、これにさらにどのような取組をしたら、こういうふうなイベントができるかとか、そういう組合せを、今今月中に精査して、そして皆さんにお示しをしていきたいなと思っておりますので、いずれそういったイベントの開催等については、早めの対策。

今あれなのは、今日谷上知子議員の2番目の質問にもあるのですが、スポーツ、文化活動、こういうふうなものの再開もどのようにしたらできるものか、そういうふうなものもちょっと内部で今検討させていただいておりますので、そのところは、地域の方々にも谷上知子議員流にご説明していただければなと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 4番目の町内に居住する外国人技能実習生への支援についてなので

すけれども、どうなっているのかなと考えながら、また私らが交流を持っている中国の方等は、食材を扱う職場でして、簡単にも行けないなというふうに考えながら、ただ餃子作りとか、そういったことで交流を持っております。また、さらに昨年の佐藤健一課長さんと外川さんという女性の方が餃子作りパーティーのほうに参加したり、職場に来ていただいて、何か困ったときには私も行きました。私たちに相談してくださいというコミュニケーションを深めております。

それで、やっぱりそういったことがとても大事なのではないかなというふうに思っていたところ、昨日の岩手日報の下に県内外国人遠い支援というのでかたかとした記事が載りまして、そこでやっぱり一番は言語の壁だと。いろいろなシステムがあってもうまく通じないと。それで、私もそこに注目してずっと様々な記事やら、インターネットやらを見てきたのですが、簡単な日本語で聞きましょうとか何かとは言っているのですが、やっぱりそこに行くまでが大変で、職場の人がコロナにかかったときには、誰かついていくというふうなことを書いても、どう考えても不可能かなという感じです。職場に行っても、中国語を話す人ってあまりいない、ほとんどいないのです。

そこで昨日の記事から奥州市の実践、奥州市の国際交流協会は、給付金の申請書をやさしい日本語など5種類で翻訳し、外国人の世帯主に送付していると。それから、感染の疑いがある場合に、相談する県のコールセンターには、通訳がおらず、外国人が症状を伝えるのは大変難しい。県立大学の先生は、言語の習熟度、生活習慣の違いから災害時などに孤立しやすい、外国の方とって、その対策として、私たちもふだんから顔を合わせ、不安や課題を解消できるネットワークづくりが大事だろうというふうに載っておりました。なるほどなと思いました。それで、前から何度も事あるごとに言っているのですが、今AIで簡単に、スマホがなくても外国語に、こう押しながら話をすると、例えば高橋町長さんと言うと、何とかかんとかと英語で答えるような感じのが、しかも高くないのです。一番安いのは1万9,000円くらいです。高いのは、もっとあるのですが、まず2万9,000円ぐらいただと、私も行ってきてきたのですが、とてもいいのがあるので、どこに置くかとか、誰が持っているかとかということについては、私も考えが及びつかないですけれども、例えば高田地区には、インドの方もロシアの方も中国の方もおりまして、ごみの収集なんかで本当に困っていると。その人たちに言葉が通じないのだよというから、民生委員さんと区長さんが自治会でも買って持っていればいいのか、なんて勝手に考えたりはしておりますけれども、その言語に対応するために、ぜひ臨時交付金もいっぱい出て、臨時交付金の5番目に感染症拡大

防止対策、その内容について、感染拡大防止対策に関わる物品等購入できるというふうに出ておりますので、幾らかでもないと思いますが、矢巾町の役場にも置いておいたり、そういうことをしてぜひ外国の、私たちが働きたくないような時間に来て働いて、矢巾の経済も支えてくれるし、日本の経済も支えてくれる人たちに対してやっぱり温情を与えるべきではないかなと。与えるべきは人情、どうでしょうか、町長、お考えを聞きます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

私どもも外国人ではなく、働く地域の仲間として、今谷上知子議員がおっしゃったとおり、その地域の仲間、一員として考えた場合は、当然ご指摘のとおり対応していかなければならないと思いますので、もうこのことは、やっぱり心の寄り添いも大事なわけでございますので、これはもう内部でいろんなことが想定される今度の感染症対策または地震とか、大雨洪水とかの災害対策とか、いろんなことが考えられる。または、急病でお医者さんにかからなければならないときとか、もうここ日本で、外国で暮らして、いろんな悩みとかもあるわけですので、そういったことにしっかり寄り添うようなことを内部で検討させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 町に元気を取り戻すための文化活動についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策が終えん後に、町を元気にするため、子どもから大人までが参加でき、普段着で出かけられる地区の公民館等を会場とした町主催による文化活動を企画し、コミュニティを活性化することが必要と考えるが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 町に元気を取り戻すための文化活動についてのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症については、治療薬や予防のためのワクチンが完成されない状況では、終えんには、なかなか至らない状況と推察されます。以前のような日常の生活には戻れないものの、日本全国で感染者が減少していることから、生活と気持ちの平常化に向けて、日本全国及び矢巾町においても日常生活を取り戻すため、前向きな気持ちで努力しなけ

ればならないと考えております。

議員ご提案のとおり、子どもから大人まで元気を取り戻せるような文化活動が必要であると考えており、このような情勢をできるだけ改善するためには、町民の皆さんの協力も必要であります。本町といたしましては、地区の自治会単位での様々な元気な活動を一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、各地区の公民館は、それぞれの地域住民相互の連携と親睦を図る場所でありますことから、それぞれの地区の特性を生かした様々な活動や活力あふれる事業について活性化が図られるよう町においても応援してまいります。

また、町が主体で実施している出前講座は、これからは新しい生活様式に配慮しながら開催することや出前講座にないメニューでもご要望いただき、町民の元気が出る、またコミュニティが活性化できる事業や講座を企画し、開催いたしますので、たくさんのご要望をいただきますようお願いいたします。

今後は、生活の平常化に向けて町や地域が活性化し、元気を取り戻せるよう町公民館と地区の公民館が元気な地域づくりの車の両輪として事業をさらに推進してまいります。

その他、例えば町の様々な施設を利用した児童生徒による音楽祭やスポーツの交流試合など、町や地域をより活性化させ、町民の皆さんの笑顔があふれるイベントなどを企画してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、これをもちまして4番、谷上知子議員の質問を終わります。大変ご苦労さまでした。

---

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日は引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 4時38分 散会

令和2年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第3号）

令和2年6月5日（金）午前10時開議

議事日程（第3号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長 兼防災安全室	藤原道明	君	企画財政課長 兼未来戦略室	吉岡律司	君
税務課長	花立孝美	君	町民環境課長	吉田徹	君
福祉課長	浅沼圭美	君	健康長寿課長	村松徹	君

産業観光課長	佐藤健一君	道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木芳満君
文化スポーツ 課長	田村英典君	農業委員会 会長	米倉孝一君
農業委員会 事務局長	高橋保君	上下水道課長	浅沼亨君
会計管理者 兼出納室長	佐々木智雄君	教育長	和田修君
学校教育課長	田中館和昭君	子ども課長	田村昭弘君
学校給食共同 調理場所長	村松康志君		

**職務のために出席した職員**

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長 補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

---

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日も昨日同様、早め早めの休憩を取りながら換気をしながら進めてまいりたいというふうに思いますので、ご協力をお願い申し上げます。

なお、併せまして、本日は金曜日ということで正午にフライデーオベーション、医療関係者への感謝の拍手を行ってございますので、その時間になりましたら議事を中断いたしまして、そちらの行動をさせていただきますので、併せてご協力をお願い申し上げます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、引き続き本日も一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

1番、藤原信悦議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（1番 藤原信悦議員 登壇）

○1番（藤原信悦議員） 1番、町民の会、藤原信悦でございます。一般質問に入ります前に、今日一番最初の質問に入りますので、コロナの件で一言申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス禍により、これまでの日常が非日常となり、命を失う方もおられました。大変寂しい限りというか、ご冥福を申し上げたいと思います。

また、ウイルス禍の早い終息と非日常からの回復、平穏な生活の到来を祈りますとともに、回復に向け日夜努力されている医療機関の皆様あるいはサービス等で一生懸命になっ  
らっしゃいます業者の皆様、それからそれぞれの事業を継続するために日夜努力されている事業者の方々に感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、早速質問に入りたいと思います。



質問は3つ用意してございますが、第1問目は、人口減少に向けた取組についてでございます。質問通告書に従って読み上げたいと思います。これまで子育て支援や定住、移住支援策等もあり、町の人口は増加してきましたが、平成17年以降、人口は2万7,000人台と停滞している状況でございます。なかなか今後の増加というのは、難しいように考えております。よって、人口減少を緩和する方策、3万人構想もあるわけですがけれども、人口減少を勘案する方向に早く舵を取り、社人研、国立社会保障・人口問題研究所が予測する消滅可能性都市にならないよう、これは全国で896自治体が指定されていますけれども、そうならないよう方向を変えていただければと思います。取組をしていただければと考えます。それを踏まえまして、以下の減少に向けた取組についてお考えをお伺いいたします。

1つ目は、平成27年10月の矢巾町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによりますと、合計特殊出生率を高める施策と純移動率を上げる施策により、人口の減少を抑えることになっていましたが、その取組経過と問題点もあったと思いますけれども、その辺につきまして伺いたいということでございます。

それから、2つ目は、県外に進学、就職した者がなぜ町に戻らないのですか。その真因をつかみ施策の参考にすべきと考えます。そのためには、何らかの方法で県外在住者の声、どうやったら矢巾に帰ってきてくれるのと、率直なところを聞く機会をつくるべきではないかと考える次第でございます。この辺のお考えをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 1番、藤原信悦議員の人口減少に向けた取組についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、矢巾町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略に基づく取組を進めてまいりました結果、本年5月1日時点の人口は、住民基本台帳ベースで2万7,256人となっております。昨年度末で当初の計画期間が終了したことから、有識者を交えて、その評価を今月以降行う予定としておりますが、人口ビジョンで目標としておりました2万8119人に対して860人のマイナスであるものの、何も施策を行わなかった場合を想定して国が推計した予想値であります2万5,890人と比較すると、約1,360人のプラスとなっております。一定の成果はあったものと考えております。

今年度からは、今後行われる評価の結果も踏まえつつ、昨年度に策定いたしました総合計画後期基本計画及びそれに連動する第2期総合戦略に基づき、これまで以上に多くの方々が

住みたいと思うようなまちづくりを推進することによって、町全体の魅力を高めつつ、人口の自然増、社会増を図り、総合戦略に掲げる3万人の実現に向け、引き続き努力してまいります。

2点目についてですが、県外在住者の声をお聞きする場として、U、I、Jターンの就業支援イベント等に取り組んでおりますが、議員ご指摘のとおり、今後声をお聞きする機会の充実を図るため、オンラインの活用等、その方法を模索し、町の施策に生かしてまいります。矢巾町に愛着を持っていただけるようSNSを活用するなど、積極的に情報を発信し、多くの方々が定住、移住していただける施策に引き続き取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 1つ目の回答についてご質問申し上げます。

1つ目の回答なのですけれども、私の質問とちよつとずれているかなという中身になっているような気がします。というのは、1つは、評価を数字でなさっておりますけれども、人口ビジョンで、総合ビジョンで掲げた目標値と目標値を作成する段階で参考にしたはずの推計値、これをごちゃごちゃにして評価されているので、ちよつとこれは問題あるのではないかなと思います。あくまでも総合ビジョンの目標値についてどうだったのか。そして、その抑制については、確かに何の結果が出たのか分かりませんが、上がってはいますけれども、問合せをしているのは、それはどうやってやったのか。そこでいろんな問題があったはずなので、それを精査してほしいということなのです。それがその次の3万人構想に通じるのか。あるいは3万人はいかなくても、一定のレベルでキープできるのか。

というのは、データを見ますと、平成17年以降で大きく人口の構成が変わっております。総合ビジョンで掲げています合計特殊出生率、引き上げるとは書いてはいますが、その逆です。昭和63年には2.08、人口置換水準の2.07を超えております。この置換水準というのは、人口が減りもしないし、増えもしない。均衡状態のレベルです。平成2年には1.81、平成2年に1.41、悲しいのは、平成27年は1.25、過去最低。県、国レベルよりも下になっていきます。平成30年でかろうじて1.42までいきましたが、国の平均値とほぼ同じという、要するに今まで合計特殊出生率が優等生であったものがはっきり言って国、県レベルを下回るレベルになっています。この辺やっぱり何か問題があったのではないかなということで、やっぱりちゃんと精査すべきだと思います。

それから、2つ目は、人口動態の件ですけれども、国勢調査等を見ていると、やはり自然増がやっぱり下がっていますし、社会増についてもかつてほど転入は増えておりません。移動率を上げたいという目標に対しても、やっぱり現実はそのように動いていないと。もし、このままいけば、今は抑制効いていますけれども、いずれ10年、20年、30年たてば、がらっと人口構成は変わるし、我々65歳以上の年代がいなくなったときに、上はなくなって下は薄いという状況で、社会基盤、それから経済に及ぼす影響ってかなり大きいと思います。これは、やはりなぜそうなのかを精査していただきたいと思いますけれども、その辺について、町長のお考えをお尋ねします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、まさにご指摘のとおりでございます。いずれこのまち・ひと・しごとづくり、それといわゆる私どもが掲げております人口3万人構想、これはもう関係するわけでございます。何よりも今私どもが子どもが欲しいとか、結婚したいと、そのお金だけで、今いろんなことを考えては、また国でもこの間もご存じのとおり、少子化社会の対策要綱、大綱が示されたのですが、その中でも、いわゆるいろんな、例えば児童手当の拡充とか、いろんなことが今示されておるのですが、やっぱり子どもが欲しいとか、結婚したいと、そういう環境づくりをつくっていかねばならないと。

だから、今お示しあった出生率もいろんな歴史的な変遷を今藤原議員がお示しになったわけですが、私はそういった意味で、これからの家族の在り方とか、地域コミュニティ、こういったものを、それで結婚をしやすい環境とか、子育てをしやすい環境づくりを。だから、今国でやっておりますお金で解決しようとするところから、やはりもう一度原点に立ち返って、私ども国は別にして、国も県もいろんな対策を今やろうとしておりますが、町として、この少子化対策、本気度をやっぱり示していかなければならない。だから、今回のご質問について、私どももう一度検証させていただいて、そしていわゆる計画はいろんな計画はつくるのですが、事後検証、そして統計はうそをつかない、もうそのものの数字なので、だからそこをもうちょっと。

今日は、先ほどの答弁でもまやかしたいな、何もやらなければあれだったと。これは、うちの担当課があれした答弁書なのですが、私それをもうちょっといろんな意味でまち・ひと・しごとと。これからの、いわゆる仕事も、お子さんたちが矢巾町でやっぱり仕事をできる就労の場がなければならぬわけです。だから、今後そういった意味で、今まだちょっと苦戦しておりますが、でももう1年半以上たってようやく、今コロナの関係で仙台の東北農

政局も県外へなかなか足を運ぶのに大変だったということで、これが何かもう一歩というよりも半歩前進して、市街化区域の拡大、これも方向づけ。それから、盛岡南道路、このことについての環境アセスも今入るところでございます。このことによって国道4号なんかの企業の張りつけも今出てきておりますので、だから今ご指摘のことについては、私どもといたしましては、もっと根が深いわけでございます。そこをもう一度精査をして、そして今言う働き方改革、まず役場から変えていきたいと。働き方改革というのは、ある意味では、生き方、生活しやすい環境づくりの改革なのです。今役場でも私言っているのですが、時間外勤務とか、そして休みもなかなか、年休も取れないと。それをやっぱり改善していかなければならないのだということで、まずそういったことから改善をしていきたいと。

昔は、仕事をいっぱいする者、休みを取らないで仕事をするのが優秀な職員だったのですが、今はそうではないのだと、意識を変えていかなければならないのだということで、だから今ご指摘のことについては、全くそのとおりでございますので、今後まちづくり、そして人づくり、そして仕事づくりの、これはもうみんな連携する一つの仕組みなわけでございますので、そういうことにしっかり取り組んで、そして人口目標、3万人構想、ぜひ達成をさせていただきたいと。

あと細かいことは、担当のほうから答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まずもって議員質問の趣旨から若干違う視点での答弁になっていたことにつきまして、改めておわび申し上げたいと思います。議員ご指摘のとおり、私ども答弁いたしましたことにつきましては、主に移動の成果という部分について書かせていただきました。しかし、質問の趣旨から考えますと、構造がどうなっているのか、推移はどうなっているのか、取組がどうなっているのかといったようなところのご指摘だったと思います。そういった意味では、まず7次総の前期でございますけれども、矢巾町子ども・子育て支援事業計画を中心といたしまして、総合的な政策の成果として、これを合計特殊出生率というものが出てきているのではないかなと思います。町長答弁でありましたとおり、統計はうそをつきませんので、この成果というのが一つの要因ではないにしろ、このような結果になっているということは、何らかの策を講じなければいけないと考えているところでございます。

議員ご指摘のとおり、昭和63年の合計特殊出生率が2.08、人口置換水準が2.07、この時点では、人口置換水準を合計特殊出生率が上回っていたわけですがけれども、平成29年度では

1.25。出生者は187人まで減少しているという現実には、幾ら移動を増やしても長い視点で見れば、人口は縮小傾向、大きく縮小していく傾向にあるということはやみません。全てのこの187名が仮に矢巾町にとどまったとしても、50年後とかの人口につきましては、80%の人口でしか構成されなくなりますので、そういった意味では、ここを上げるという取組、そして次のご質問につながると思うのですけれども、産んで働く場所の確保ということは、非常に重要な点だと思いますので、矢巾町を挙げて取り組まなければいけないと思っております。

もう一方、適切な土地利用ということで住める場所の確保ということと住みたくなる町の魅力向上といったところも併せて進めていかなければならないと思っております。現状矢巾町に住みたくても住む場所がないというようなことがありますので、先ほど申しあげましたように、これフルセットで今後取り組まなければいけないと思っておりますし、改めて検証して、議員ご指摘のとおり精査をしてみたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 2点目の回答についての提言というか、お考えでございますけれども、就労支援とか、行政側でいろいろおやりになっていきますけれども、実際に、自分もそうだったのですけれども、岩手を離れてどこかに行けば、学校のことでいっぱい、バイトのことでいっぱい、何となく矢巾のことはもう忘れてしまっているのです。そういう意味で、やっぱりふと思い出してもらえる機会として、せっかくつくっていますから、年史本ぐらいは行き先が分かっているのであれば、矢巾町のお知らせで渡して、送って、見ていただいて、何となく矢巾を意識をしてもらおうという方法もあるのかなと思っております。

それから、やはりUターンしてきた方、Jターンしてきた方も、いろいろあると思うのですけれども、矢巾に住まわれて、移住された、住まわれた、そういう経験者の方々をそういう就労支援のときに、コメンテーターと言ってはおかしいですけれども、参加させて、直接話を聞く機会をつくれば、もっと矢巾を知ってもらえるのではないかと。

もう一つ頭の中で考えているのは、せっかく矢巾会ってやっていますよね。これあっちに住んでいる人たちだけ呼んでいますけれども、私のいとも東京で県人会の幹事をやっていますけれども、今集まらないそうです、若い人が。若い人が集まらない理由は簡単です。連絡の取りようがないのです、あのだっ広い東京で。ですから、やはりこれについても分かっている人は、お金どれだけ取るかという問題あります。相手学生さんだと大変だと思いま

すけれども、呼んで東京で、あるいは関東で、あるいは関西で頑張っている先輩たちの本音を聞くと、私が知っている人たちは、大抵は、本当は帰りたかったという人、結構多いですから。そうすると、ふるさと岩手の、矢巾のよさを先輩たちが説明してくれるのですから、いいUターンの機会づくりになるのではないかとということで、そういう提言について町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

先ほど申し上げたまち・ひと・しごと、これはもう連携して取り組まなければならない。それで、大変今私ども役場でいろんな計画をあれしているのですが、やっぱり独創的な、いわゆる独自性をもうちょっと打ち出していかなければならないということで、矢巾ならではの取組をやっぱり考えていかなければならない。今までは、金太郎あめで、よそで、さつき吉岡課長がフルセットと、もうフルセットも大事なのですが、やはりそういった私どもとしては、せっかく岩手医科大学、それに関連する企業でもいいですし、それから今矢巾町は流通の、もうそういった、そしてあと私は過去には、アイワなんかあったときは、女性の社員の方々があって、何というのか、やっぱり女性の職場があるということは、私は町にとっては非常に。だから、今後の企業誘致も、そういったことも視野に入れながらやっていかなければならないのではないのかなということで、だから今度の、先ほどもお話ししたのですが、国道4号盛岡南道路、これは必ず周辺には企業が張りつくわけでございますので、そういうときに、私どもが今後どのようにして、いわゆるどういう業種、業態がいいのか、そういうふうなものも、そして先ほどからお話するように、矢巾町出身の、いわゆるお子さんたちが地元の企業に就職できるような、そしてそこで完結できるような仕組みをつくっていきたいと。

だから、今出生率が下がってきているというのは、町外に出ていっているからなのです。そういうふうな人たちをいかにして取り込んでいくかということです。だから、このことについては、私どもも地方創生の一丁目一番として、やっぱり今ご指摘のあることを。そして、やっぱり若い人たちからの声もお聞きして、だからそれはできるのであれば、いろんな機会、そして今日は教育委員会の教育長もおるので、そういった場を通して、いろんな情報収集して、そして矢巾町の将来の方向付け、方向性を示していきたいなど、こう考えておりますので、いずれこれは時間をとらない、躊躇なく取り組んでまいりたいと考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） それでは、2問目、先ほどちょっと回答の中にも出ていましたけれども、産業振興、働く場のことについてご質問申し上げます。

生まれ育った町で働き、暮らしたいと考えている人もいると思いますが、現実はなかなか難しいものとなっています。平成28年のデータを見ますと、町の産業の主力は、卸小売業、医療サービス業、運輸通信業で全事業所数の77.3%、従業員数は77.6%を占めていますが、1事業所当たりの従業員数は11.4と規模は小さい状況です。また、製造業の従業員者数は、全産業のわずか4.7%です。従業員数に至っては8.6%。どうしても製造業は人数が多いのですけれども、それでも1事業所当たりの従業員数は20.6という状況になっています。出荷額、売上高を見ましても、製造業の売上高は、平成10年で約422億円、町勢要覧を見ますと。ところが、26年のデータですと200億円、52.5%ダウンしています。町長も先ほど申しましたとおり、アイワが平成10年に閉鎖しています。翌年の15年の出荷額151億円です。151億円まで落ちて、かろうじて今200億円です。町人口は増えていますが、産業で見ると、こういう状況です、こういうので見ると。

では、小売りはいいのではないかと、卸小売業の販売額を見ますと、平成9年がピークで3,638億円、流通センターがありますからなっています。でも、同じ平成26年の販売額は2,812億円、22.7%のダウンとなっています。これは、その他収入はちょっと除いていますが、純粋な販売額という意味では落ちているということです。要は、産業全体が、町が発展している割にはなぜか伸びない。ということは、先ほど町長もおっしゃったように、働き先は限られるということでございます。

ということで、早期に企業誘致や産業振興策を策定しながら、これから先の新卒者やUターン希望者の雇用や町の財政にもよい結果が得られるように何とか進めていただければと思います。今の延長では、正直言って何も変わらないような気がしますので、先ほどからご回答はいただいていますけれども、ぜひこの点をお考えいただければと思います。ということでお尋ねします。

産業振興や就労の拡大を図るために企業誘致は有効な方法と考えますが、町は今後どのような方法で取組を進める考えかお伺いします。重複するかもしれませんが、お尋ねいたしま

す。

それから、②ですけれども、既存産業の育成、発展を考えると、個々の企業が単独で取り組むには、企業規模、それから人的要因から難しいと考えます。そこで、産学官共同でプロジェクトを立ち上げ、成功事例をつくる。その業種間で、一つの。それを矢巾モデルとして個々の企業の発展に普及させるにはという考え方はないか、この2点について伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 産業振興についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町では、現在市街化調整区域における地区計画制度を活用し、国道4号沿線に企業誘致に向けての土地を確保できるよう調整を図っております。また、今後進められる土地利用計画の見直しの中で企業誘致向けの土地をさらに確保し、企業のニーズを把握しながら、町の企業立地奨励制度を活用し、積極的な誘致活動に取り組んでまいります。

2点目についてですが、町内には県立の産業技術短期大学校や岩手医科大学があることから、産学官が連携しやすい環境を生かしながら、町内企業との共同研究など、新しいプロジェクトを模索し、本町の特色を生かした商品開発や新たな産業の発掘、育成につながるよう努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 1点目の回答についての質問でございます。文中に、企業のニーズを把握しながらとございますけれども、町としてどのような業種の企業を誘致しているのかを明確にすることのほうが私は先だと思います。と申しますのは、流通センターは卸小売業の流通団地、徳田の下田は工業団地という位置づけをしています。この団地誘致がどのような業種を目指しているのかははっきりしないと、企業にとっては、誘致されても行けません。というのは、企業は同じエリア内で、流通業界であれば、取引先がそばにあれば、あるいは物流なんかも考えると、同じ中であるほうが効率がいいわけです。A社はB社に団地内で発注して、そこからすぐ物流が来ると、そして集合してどこかに出すということか、そういうやり方を現在とられているわけですから、やはり企業のニーズは分かりますけれども、やっぱり町としてどういう団地をつくりたいのかお考えになったほうがいいのではないかと思います。



ますけれども、その辺についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、実はこの特命の担当課長を置きまして、まず私ども企業のニーズというのをどうなのかということ、それでやっぱり待ちの姿勢での企業立地というのはもう無理だと。やっぱり攻めの企業誘致ということで、それで今いろんなことを、今年の3月で、いわゆる道路住宅課のまちづくり推進室に移行したのですが、それも引き続きやってもらわなければならないのですが、まさに企業の皆さん方のニーズというのは、いろいろ多種多様にわたっておるのです。だからこそ私どものほうから出向いて、どういう矢巾町の場合、例えば課題があるのか。その課題解決をするために、どういう取組をすればいいのか。だから、先ほどの答弁書の中でも企業立地奨励制度なんかも、思い切った大胆な仕組みをつくってやることも一つの考え方ではないのかなということ、もうそういったことを。

それから、今岩手医科大学のトップと話をさせていただくことがあるのですが、いずれ医大の周辺に将来やっぱり医療関係の企業、私らも考えていくから、町も一緒に考えていかなければならないと、そういうお話も現実にはされておるわけです。だから、今まさしく矢巾町が大きく変わろうとする、そのことについてのやはりビジョンをしっかりと示していくことが私らに課せられた課題でありますので、もうそういった情報収集から次のステップ、どのようにして、例えば矢巾スマートインターチェンジ、私ら当初は道の駅とか何か考えていきたいと。ところが、いろんな流通の方々からお聞きすると、将来いわゆる自動車道が、いわゆる自動運転、運転手の確保があれだと。だから、そのときに、スマートインターチェンジ機能を使った物流を考えていきたいと、そういうふうなお話もお聞きしておるわけです。だから、そういった今企業が私らよりも早くスピードが、どんどん、どんどん、もう変わってきているのです。だから、そういうことを言われてから動くのではなく、注文を取って、そしてそれにお応えできるような、そのために今回まちづくり推進室をつくらさせていただいたということで、そして窓口は、もうワンストップで、あっち行け、こっちに行けということのないようにやっていきたいということで、そういうことを取組をやっていきたいということで。

あと今あれなのは、県立の産業技術大学校にもあれなのは、今のいろんな科があるのですが、やはり矢巾町になじむような科の設置をこれからお願いすることも今想定して対応していきたいということも含めて検討させていただいておりますので、いずれ例えば固有名詞出

してあれなのですが、駅西にあるベンも、移転したいという時期もあったらしいのです、矢巾町から。または、矢巾町内の中での移転。でも、ここでお世話になったから、やっぱりここで創業の、当時創業なされた方の思いを大切に、ここでもうまた建て替えをしてやっておるといふことで、だから私どもは、そういった創業者とか企業の熱き思いを知ること大切なのです。

だから、今矢巾町においでになっている1次、2次、3次のそういった企業の方々にも足を運んで、私も実際歩いて、例えば下田の工業団地に行くと、何言われ、一番言われたというのは、矢巾にはホテルがない。それから、帰るときのお土産、地場産品がない。そういうことまで、私らはまた別な税金も固定資産税を考えてほしいとか、そういうことではないのです。だから、そういうことをもうちょっと酌み取ることが大事だと。だから、そういったことは、今後町の商工会とも一緒になって連携しながら取り組んでいきたいということ考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 質問の3番目は、北上川氾濫浸水時の避難行動のための取組と無堤防区域の解消についてということでございます。近年異常気象により、河川氾濫により浸水の頻度が多くなっています。北上川は、昔から、やはり氾濫しておりまして、それに絡んでご質問をさせていただきます。

1つ目、氾濫で浸水被害が発生する徳田地区には、指定避難所が12か所ありますが、明治橋地点上流域で2日間の総雨量が313ミリメートルであった状況での堤防の損壊等があれば、想定されれば、そのうちの2か所は、2メートル以上の浸水区域となります。多分ご存じだと思いますけれども、土橋の農業構造改善センターと、それからふれあい館がある焼却場施設のところでございます。それで、洪水浸水想定で他の避難所に移動するように、私も家に張っていますけれども、新しい北上川浸水想定による浸水域避難区域、避難方向図はありますけれども、では具体的にどうやって動くのよということについては、記載もないし、決まった行動計画についてどれだけの方があるのか、分かっているのか、あるいはあるのか、そ

の辺について伺いたいと思います。

2つ目、他避難所へ移動するのはよろしいのですけれども、歩行等に障がいがある方にとっては、避難はさらに難しくなります。私も測ってみたのですけれども、土橋の農業構造改善センターから一番近いのは、間野々の公民館です。2キロ弱あります。さらに逃げようとして、東に行くとなると、そこからやっぱり1キロ近くかかります。西に行って北郡山公民館に逃げ込もうとすると3キロあります。普通は、ちょっとなかなか大変だと思うのです。その辺についてどうなっているのか、ちょっと確認したいということでございます。

本町も参加しています国交省絡みですけれども、北上川上流洪水減災対策会議では、今年度までに氾濫被害の最小化を目標にし、3つの取組事項を挙げております。その1つに、安全な避難行動のための取組をするということで具体的な計画をつくることになっておりますけれども、その辺の進捗状況について伺います。

それから、3つ目は、昨日赤丸議員さんも確認されておりましたけれども、北上川右岸地域、高田から紫波の高水寺までは堤防があるのですけれども、土橋地区には800メートルほどございませぬ。この区域に先ほど言った一発で水をかぶる避難所があるということです。堤防がない分、まして雨量が少ない段階で浸水することは予想されます。人命と財産を守るための取組として、国にやっぱり強く堤防設置を要望していただきたいと考えますが、お考えはいかがでしょうか。

以上の3つでございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 北上川氾濫浸水時の避難行動のための取組と無堤防区域の解消についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、北上川については、大雨による洪水災害が見込まれる場合は、明るい時間帯から浸水想定区域外の徳田小学校及び矢巾東小学校を避難所として開設の上、避難準備、高齢者等避難開始を発令し、町民へはやはラヂ！、屋外放送設備、緊急速報メール、ヤフー防災アプリ、町ホームページ等のあらゆる手段により安全な場所への早めの避難を促す想定としております。

2点目についてですが、議員ご指摘のとおり、安全な避難行動のための取組が掲げられております。この中で矢巾町が対応すべき目標として、まず出水期前にホットライン連絡体制を確認があり、例年出水期前に、岩手河川国道事務所との連絡体制を確認しているほか、併せて目標として掲げられております想定最大規模降雨による水害リスクや避難に関する情

報の住民周知及び洪水痕跡の保全や市街地での洪水に関する各種情報の表示、浸水実績等の周知については、町防災マップのホームページ掲載や配布等による周知をこれまでに実施し、目標について達成されているところであります。

しかしながら、掲げられた目標のうち、想定最大規模降雨による水害リスクや避難に関する情報の住民周知については、大雨災害の多発化に伴い、北上川の洪水被害の住民意識をさらに高めていく必要があることから、ハザードマップのさらなる充実や防災ワークショップ等を通じた流域住民への意識啓発等により、氾濫被害の最小化、小さくしていくことの目標に向け、努めてまいります。

3点目についてですが、北上川の無堤防箇所の整備については、岩手医科大学総合移転事業や市街地整備などが進む中、全国的に大雨洪水による浸水被害が頻繁に発生したことから、平成28年度から毎年国土交通省に対し、要望を行っているところであります。

国土交通省では、平成24年に策定いたしました北上川水系河川整備計画に基づき、堤防などの整備を進めており、現在は、平成14年、平成19年に発生した住宅地の浸水被害地区を優先的に整備しているとの回答をいただいております。

土橋地区の無堤防箇所については、現段階では同計画に盛り込まれていないことから、国土交通省をはじめとする関係機関に粘り強く要望を続け、同計画に盛り込んでいただき、早期整備が実現できるよう引き続き取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 水害となると、普通の移動は難しく、普通はゴムボート等を使ったりするのですが、こういうものについての用意はできておられるのでしょうか。

それから、消防訓練等は自治会でしょっちゅうやりますけれども、水が出たときのゴムボートを使つての避難訓練というのは、やったことが私記憶にないのですが、その辺についての演習計画等はお持ちなののでしょうか。

その2点をお伺いたします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） ただいまのご質問ですが、ゴムボートの用意ということなのですが、すみません、記憶の範囲でございますけれども、用意はされておられません、矢巾町としては。

といいますのは、やはり北上川等の本格的な洪水に対応するということになると、基本的には国や県のレベルでいろいろやっただいているところがありますので、そういった一環として、まだ矢巾町では用意をしておりません。したがって、出水時のゴムボートによる移動等につきましても、基本的にはまだやられておりませんが、今般防災計画を見直しをしまして、その避難所対応とかも考え直すというふうにしてございます。

それから、町長答弁にありますように、現在は昔とは違って、いち早く危ない状況が予測された際に、情報発信をしながらちょっと距離があるというところに関しての直接的には、公助としての対応は難しいところがございますが、自助、共助、自主防災組織等も含めた自助、共助の段階のところで極力早い時間から移動していただくというふうな対応が直近で効果が出そうな対応なのかなというふうに考えておりましたので、そこを何とかうまくいこうにしたいと思っております。

いずれゴムボートの対応につきましては、国や県等と相談しながら必要だということであれば、購入の備品とか、それから訓練の導入とか、相談してまいりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） ゴムボートは、広域消防で準備しているはずですので、後で確認していただきたいというふうに思います。過去に使った例があります。駅前の水害の際に使った経過ありますので、確認をお願いします。

他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で1番、藤原信悦議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、ここで一旦休憩に入りたいと思います。

再開をこの時計で11時、7分ぐらいの時間でございますが、再開を11時といたしますので、よろしくをお願いします。

午前10時52分 休憩

-----  
午前11時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開をいたしますが、この時間帯から米倉農業委員会会

長が出席しております。よろしく申し上げます。

質問に入ります前に、先ほどの藤原信悦議員の質問に関しまして、藤原総務課長から報告が1点あるということですので、発言を許します。

藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 先ほどのゴムボートの件、矢巾分署に確認をいたしました。矢巾分署として1台保有して保管しているそうです。広域消防の備品ということで。それから、訓練につきましては、これまでの水防訓練等も行われておりません。

以上、お伝えいたします。

○議長（藤原由巳議員） それでは、本来に戻ります。

13番、川村よし子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子です。

1番目の質問は、新型コロナウイルス危機から命と暮らしを守る施策について町長にお伺いします。

新型コロナウイルスのパンデミックに対する懸命の対応が地球規模で続けられております。WHO世界保健機構は、3月12日にパンデミック、世界的感染拡大流行に対する宣言をいたしました。感染対策のための経済、社会活動の大幅縮小などによって人々の命と暮らし、経済が広範囲で深刻な事態となっております。新型コロナウイルス感染症の拡大の中で人々の命を守ることが国と地方自治体の最大の責務となっております。これは、日本の憲法第25条に定められた生存権を保障するということであり、中でも第2項の「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」の具体化であると考えています。中国武漢から始まったこの流行から約4か月が経過し、3密を避けるために人との接触を避ける自粛要請を行ってきています。その中で大きな経済減退が危惧されておりますが、特にも弱者に対しては、経済的な打撃だけではなく、生活環境にも大きな変化が予想されています。以下お伺いします。

1点目、児童扶養手当の受給世帯、親元から離れて生活する学生を持つひとり親世帯にひとり親家庭給付金支給事業を創設できないかお伺いします。

2点目、独居高齢者や高齢者世帯の見守り訪問事業として、町内の飲食業者による食事提供サービスを行ってはどうかお伺いします。

3点目、要介護3以上と認定されている在宅高齢者を介護している家庭の町単独による臨時給付金の創設はできないか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 13番、川村よし子議員の新型コロナウイルス危機からの命と暮らしを守る施策についてのご質問にお答えします。

2点目についてですが、独居高齢者及び高齢者世帯の食事提供サービスによる見守り訪問事業としては、矢巾町在宅老人配食サービス事業として、現在2業者によるサービスを実施しておりますが、議員ご提言の町内飲食業者による配食サービスも含め、今後の支援体制の在り方について検討してまいります。

3点目についてですが、現在介護保険サービスを利用しない要介護4以上の在宅要介護者を介護する方を対象に、在宅要介護者家族介護医療事業を実施しております。

なお、対象の拡大については、実態把握を通じて総合的な検討を行うとともに、既存の各種サービス等の周知啓発や利用促進も図りながら、在宅要介護者の生活維持の継続及び介護者の負担軽減を図ってまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、新型コロナウイルス危機から命と暮らしを守る施策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、国ではひとり親家庭への支援策として、児童扶養手当受給者を対象としたひとり親世帯への臨時特別給付金を支給するため、第2次補正予算案に盛り込み、令和2年5月27日に閣議決定いたしました。制度の概要についてですが、児童扶養手当を受給している方や公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当を受給していない方等へは、第1子に5万円、第2子以降へは3万円を給付するとともに、感染症拡大の影響で収入が減少した方については、申出によりさらに5万円を給付することとしております。給付事務等については、県において実施することとなり、8月頃から給付開始が可能となるよう調整を進めております。

また、国において、家庭から自立した学生等に対する支援策として、新型コロナウイルスの影響により、経済的な理由で就学の継続が困難にならないように、学生支援緊急給付金制

度が創設されております。

本町といたしましては、国と同様の施策を行うのではなく、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第2弾の交付メニューをはじめとする国の様々な制度を活用しながら町独自の支援策について準備を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 再質問に入る前に、町の新型コロナウイルス感染症に対する支援制度の一覧表を発行したことは、私は本当に素晴らしいものができたなと思うのですけれども、この相談体制の中で、矢巾の福祉課とか子ども課、健康長寿課、学生支援部というところに相談件数があると思うのですけれども、どのような相談が多くあるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） よし子議員、通告に準じて質問をやり取りしているので、それは後日、後のほうで、再質問をお願いします。

○13番（川村よし子議員） はい。

それでは、再質問に入ります。昨年の10月の消費税増税後、地域の経済が冷え込んでいる中で、今年に入り、新型コロナウイルス感染が世界的規模で4、5大陸に拡大して、命の危険とともに雇用や営業の機会の激減に、縮小、喪失することにより経済的生活危機が深刻化してコロナショックと言われる状況に直面しています。新型コロナウイルス感染症は、地震、津波、風水害と同様自然災害の一つと捉えている学者も多くいます。地震、津波、風水害は、地域が限定されておりますが、今回のコロナウイルスショックは、世界的規模で発生し、4か月経過しても、なお収まることがないです。どんな災害でも社会的弱者ほど被害が深刻です。2011年発行の岩波新書の山本太郎著の「感染と文明」の中には、グローバル化が進行し、人と物の移動が大量、高速される中で、新型感染、この本を書いたときには、インフルエンザは、この後も地球全体を覆うと警鐘しています。また、2013年発行の岡田晴恵、田代真人著の「感染爆発に備えるー新型インフルエンザと新型コロナー」、これも岩波新書店で発行していますが、新型感染症についても国民幸福追求権とか、生存権、そして財産権を保障する上からでも、憲法の上から見ますと、このコロナショックからの復興のための備えを町民一丸でやっていかなければならないと考えています。

そこでお伺いします。この新型コロナウイルスの支援制度一覧表を作成した、その動機をお伺いします。特にも再質問の中で町内ひとり親家庭、150世帯ほどいますが、18歳以上の



未成年者をどれほどと考えているのか、調査しているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 18歳以下ね、以上でなく。

○13番（川村よし子議員） 以上です。18歳以上です。

○議長（藤原由巳議員） の未成年者。

○13番（川村よし子議員） はい。

○議長（藤原由巳議員） 以上で未成年者。

○13番（川村よし子議員） はい。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず、第1点目の支援制度一覧を作った動機でございます。まず、例えばこの制度が様々ふくそうしていて、報道が先行してしまうという事例がありました。そして、インターネットのニュースで流れ、そして町民の皆さんは、それを見て今どうなっているのだろうというようなところがすごく不安だったと思います。私どもも実務をする中で、今どこに問合せをしたらどうつながるのかというところ、一番町民の皆さんが困らないためにはどのようなつながりをつくったらいいのか、一覧にするべきだという認識を持ってまいりました。

また、併せてホームページの閲覧動向なんかを見ますと、特別定額給付金、これが5,000件ほどの閲覧数があったり、子育て世帯への臨時特別給付金、これが1,000件を超えるというような閲覧数がありました。この方々が果たしてどんな、ホームページを見ただけで理解していただければいいと思うのですが、そういった方々だけではないということを思った場合、まずホームページ上で同じような中で、議員確認はされていると思うのですけれども、ホームページの中でも単語をつけて、どこにいけばすぐ分かる、情報にアクセスできるかということをやりました。それと同じくホームページにアクセスできない方に見てもらおうということでこの一覧表を作り、なおかつ自宅で見損ねた方も見ていただけるように、町内の施設にもお配りして、見る機会を増やしたということが現状でございます。

動機は、多くの方に確実に見てもらいたいということ、この一言に尽きます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） お答えさせていただきますけれども、18歳までは把握できておりますけれども、18歳以上というのは、数字は把握しておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 町外に出ている方で18歳以上というのが分からないということなのですけれども、18歳未満の方は分かるのですね。私の記憶では、昨日の一般質問の中で人数的なのが何か少ないなと思って、14人とかという感じに聞いたので、ちょっとお伺いしたところでした。その18歳以上を何で確認できないのか。そして、18歳未満で町外に出ている、町外というか、県外とか町外とかに出ている人は何人いらっしゃるのですか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） 児童扶養手当という制度は、18歳に達した日以降の最初の3月31日までというのが児童扶養手当の支給要件なのです。なので、それ以降はどうなっているか分からないわけです。しかも、児童扶養手当というのは、都道府県知事が認定して給付する制度になっていまして、町村は分かりやすく言えば、窓口だけやっているのです。窓口で受け取って、知事に進達、ここで言えば盛岡広域振興局のほうに進達して上げる。それで振興局が口座に振り込んでいくわけです。なので、受給者台帳というのは、市町村にないのです。なので、把握できないというか、するべきではないというか、そういうことになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） もし、その児童扶養手当を以前いただいて、18歳以上、18歳未満でも町外に出ている人を調べることはできるのですよね。調べて、やはり困っている、ひとり親で困っていて、県外に出ている人たちがいると思うのです。そういう方に、やはり支援することが今求められていると思います。矢巾に帰ってくるかもしれない子どもたちもいるかもしれないし、今後矢巾にふるさと納税をしてくれるかもしれない、そういう方たちをやっぱり放っておくことには、そういうふうなことは考えないで、やっぱり支援することが求められているのではないのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、先ほど14人というお話があったのですがすけれども、昨日の私の回答の中であった、恐らく奨学金を今借りている学生が17名いるという数字のことかなと思っております。それで、

今その大学、高校以上に進学するに当たって、経済的に困難な場合は、矢巾町で奨学金を借りている方がいらっしゃるということなのですけれども、やはり一番困っている方は、奨学金を借りたりして子どもさんを上の学校に行かせるということになっていると思いますので、まず奨学金制度自体が、まずこの下支えになっているかなと思っておりますし、先ほどの教育長答弁でもございましたけれども、今国では学生の支援制度を創設して給付を行うことになっておりますし、各大学でもそれぞれ自分の大学の学生が困っている部分に関しては、大学でも学生支援をやっていくというのが徐々に、4月以降、いろんな大学出ていますので、そういったのを活用して、やっぱり学生が引き続き、これはひとり親に限らないのですけれども、困っている学生を支援していくというのが進んでいるのではないかなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 岩手県内の状況を見ますと、県外に在住している地元出身の学生に対する支援というのが、新聞等でも報道がありました。宮古、釜石とかありましたけれども、こう見ると、少しずつ増えてきて、金額も増えてきているのです。ちょっと紹介をさせていただきますが、小さい町というか、例えば洋野町では、町産食材等を支給、2回やっていると、あと釜石市では大学、短大、専門学校対象者620人に釜石ラーメン、水産加工品などの地場産品等1万円相当。それから、陸前高田市は、市奨学生に大学生は3万円、高校生は2万円、就学援助世帯には3万円とか。それから宮古では、これは報道があったのですけれども、市外で暮らす出身学生に5万円、予算規模は5,040万円、米、お菓子、加工品などの地場産品セット送付、予算額は1,295万円。盛岡市では、盛岡エール便というのを使って三大麺などの詰め合わせ、対象者は1,500人と。国の制度もありますけれども、国ではできない、町のアピールと一緒に支援するという、そういうことが求められていると思うのですけれども、どのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

今県内の様々な市町村の状況については、今議員お話しされていますけれども、まず困っている世帯、困っている子どもたちにどういうふうにやっていくかということをもまず私たちが考えていきたいと、そう思っています。そのための手段として、今回もいろんなことを提

案させていただきましたし、補正予算のほうにも計上させていただいております。また、さらにいろんなことを調査しながら、さらにどういったところで困っている人がいるか、待っているのではなくて、昨日もほかの議員からもお話がありましたが、こっちから積極的に調査をして、そして働きかけて、そして困っている人を見つけて、そこに支援をするということに取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 先ほど県内の状況で、岩手県なり、宮古市、釜石市、陸前高田市等でふるさと便ということでいろいろ支援をされているというような状況は町のほうでも把握してございますし、今検討しているのは、町内の業者とコラボしまして、そういった町産品を提供できないかということで今実際話が進んでいるところでございます。それが実際できるかどうかというところは、やはりそこは教育委員会と、そういった対象者をどのように絞るかというところを詰めていきながら第2弾、第3弾の交付金を利用しながら支援を図ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 質問は、高齢者のことなのですけれども、独居高齢者とか高齢世帯の見守り訪問事業として、町内の飲食業の方の食事提供サービス、これはやっているということなのですけれども、これをもう少し拡大をできないかというところをお伺いします。

これは、県で調査した中で、飲食業の方々がすごく打撃を受けているということが報道されております。矢巾町でもそうだと思います。特に飲食業の方々が43%の打撃とか、そういうふうな報道です。ですので、高齢者の方々が1人でデイサービスもお休みのところもあるし、お休みでない普通にやっているところもあります。それから、独居高齢者の方々から老人クラブの行事が何もなくなった。青松学園もなくなりましたけれども、本当に話をするのが3日に1回とか、そういう感じで本当に困ると、認知症になりそうだと、そういう声もあります。ですので、そういう会話をしながらおいしいものをいただく、そういう対策も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、川村よし子議員のおっしゃるとおり、今飲食業、サービス業、もういろんな方々が大変な状況下にあるというのは、ご指摘のとお

りでございます。そこでお年寄りさんたちの宅配、そういうふうなものもあれなのですが、私らにすれば、お年寄りさんたちだけではなく、やっぱりこういうふうなときこそ町民が一丸となって、そういうふうな飲食業とかサービス業、または地元には、バス、タクシーの関係もあるので支えていかなければならないと。

今できるのであれば、国とか県からいろんなガイドラインが示されているのです。飲食業とか何かで飲食するときのあれも町として、やっぱりガイドラインを示して、みんなが安心してお店に行っておいしいものを食べたりなんだりする、そういうことを考えていきたいと。

お年寄りさんたちだけでは解決できないのです。やることは大事なのです。ただ、私らにすれば、そういったお支えをしてやるためにどういう仕組みがいいのかということを考えていかなければならないので。だから、7月から活動再開に向けて、今商工会なんかともお話しさせていただいておるわけですが、できれば町独自のガイドラインを作って、そういった方々にみんな支えていくということと。

それから、高齢者の方、もう今、本当にひとり親のお話、これも支給申請への申請主義なのですが、いずれみんな困っているわけです。だから、ただお年寄りさんたちは、ある意味では、年金とか何かも受給できているからあれなのですが、本当に救わなければならないのは、今子育てしている世帯とか、そういう方々なのです。だから、限りなく範囲を広げてお支えするというのは、これは町の財政の限られた財源の中では難しいわけですので、そのところはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 3番目の要介護3以上の認定されている在宅高齢者を介護している方への町単独による臨時給付金の創設はできないかというところで質問させていただきます。

いろいろな制度があるから、今も町長が答弁されましたが、いろいろな給付金とか、いろいろありますから、矢巾町独自でできないのかというところで質問させていただきました。考えているのかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

本町におきます在宅介護世帯に対する助成制度につきましては、先ほど答弁の中で要介護

4以上の世帯でサービスの利用がまずない、介護サービスの利用につながない世帯を対象に年額10万円を支給する制度は、既にごさいます。要介護3まで伸ばすかどうかということでごさいますけれども、これまで要介護4以上にしてきた考え方といたしましては、まず在宅介護の中でもやはり軽度の方から重度の方まであるわけでごさいます、4以上であれば、まずは国の寝たきり度基準でいくと、大体要介護4、寝たきりの純寝たきりあるいは寝たきりの方が、ほぼ要介護4、5ということで、3の方との違いは、状態像でいきますと、それぞれ国のほうでは5項目を示しているわけでごさいます、日常生活動作、歩行、排泄、入浴、食事、そういったものが、まず自分で1人ではできないというのが要介護3の方であって、4以上の方はほとんどできないというところすみ分けがなされているところでごさいます。

なお、本町の要介護4以上の方に対する介護手当の支給状況でごさいます、例年予算計上はさせていただいているのですが、なかなか実施には至っておらないということで、そういったところも総合的な課題として捉えまして、今後介護手当の考え方についても、できればサービスを利用していただくのが最も社会保障制度の利活用という意味でもよろしいわけでごさいますので、そういった観点も踏まえながら今後検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2問目に入ります。学校給食共同調理場の民営化についてお伺いします。

教育行政方針で学校給食共同調理場の民営化について検討するとありますが、民営化は、事業者の利益を掲げることが主体になることが考えられます。このことは、保護者の財政的負担の増加や地産地消率の低下、従事する労働者の過重負担などが予想されますが、このような問題をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 学校給食共同調理場の民営化についてのご質問にお答えいたします。

3月会議の教育行政方針では、学校給食共同調理場の民営化を含めた持続可能な運営形態の在り方について検討をする旨申し上げました。その趣旨は、町として持続可能な体制をどう構築していくのが最善なのかを検討するに当たり、民営化という選択肢もあり得るのではないかということであります。一番大切なことは、子どもたちが安全な給食を安心して食べられる環境づくりであると考えております。そこで本年度から時間をかけて、今後の学校給食共同調理場の運営形態の在り方を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今の答弁をいただきまして、持続可能な事業としてやっていくのにといいことで予算議会のときには、民営化の検討を考えるということの中で、労働者の定年があるということをお話があったと思うのですけれども、その労働者の定年、調理員の定年ですけれども、正職員ではなくて、今後臨時、パートで採用するという、そういうことも話し合われていたのかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（村松康志君） お答えいたします。

現在共同調理場には正職員が5名おります。一番年が高い、年齢が高い方は59歳、若い方は41歳ということで、今年定年になる方が1人おります。そうすると4人ということになります。学校給食の調理において、この正職員が、学校給食は、主食と主菜と副菜と汁物と4つのラインがありまして、それぞれに正職員がリーダーとして入って、それでパートとかの調理員の方々に指示を出し、そして毎日の給食を調理しているわけでございます。ということで、この4人を切ってしまうと、そういった体制がとれなくなるということは危惧されますので、まだ先の話なのですけれども、それを見据えてこれから時間をかけて討議していきましよう、そういったことでございます。

以上、お答えとします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私は、近隣の共同調理場の実態というか、いろんな県の方針とか、町の方針、あると思うのですけれども、民営というか、委託しているところが多くなってきているというところで労働者の、短時間の労働者を確保するのが大変ということも聞きました

た。労働実態も大変だ、確保するのも大変だということを聞いております。そこで働いている方も若い人でもあります。いつやめようか考えているとか、そういうことがありますので、やはり民間委託、民営化されたら、ますますそういうことが矢巾町でも起きかねないと思いますので、民営化、民間委託は、私は避けたほうが良いと思います。

その点でやっぱり学校給食は、教育の一環としてやれば、働いている人たちが生き生きと笑顔で働いているのを見れば、自分も矢巾町に貢献しようとか、そういうことを目に見えて感じると思うのです。だから、センター方式ではなく、自校方式がよかったのですけれども、今は労働者が、調理員が働いているのがなかなか見えないところでやっていますので、でも正職員をやっぱり今後も充足させることが必要だと思います。ですので、その考えをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず、民営化ありきということではなくて、一つの選択肢ということで私の答弁もありましたけれども、その時代の流れの中でどういった方法が良いのか。でも、基本は、先ほど申し上げたように、子どもたちの安心、安全な給食提供です。そのことは第一です。それから、雇用の問題があります。それから、施設設備の問題があります。そういったこと、様々なことを含めて、そしていろいろな事案を検討しながら矢巾町の子どもたちにとってどういう方法が良いのか。矢巾町にとってどういう方法が一番いいのか、持続可能な方法、それを模索してまいりたいと、そういうふうにお話ししているのです。よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 地産地消率の面からでも、やはり民営化、民間委託ではなくて、直営のほうが良いと思います。今給食センターになってから地産地消率が下がりました。前の自校方式だと、栄養士さんがもう県から派遣というか、異動になっていますので、地域の農家の人たちとの顔がなかなか見えない状況で、そして大量に仕入れなければならないから、農協、そしてこれからは組合でやることになるわけですけれども、身近な農家から仕入れていました。それができなくなってきました。ですので、やはりそういう労働者、そして地産地消率を高めるためにも直営が良いと思います。どうですか。

○議長（藤原由巳議員） 堂々巡りですが、和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。



自校方式がよかったのは、そのとおりだと思います。でも、時代の流れもあります。それから、施設、設備の問題もありました。ということでセンター方式になったわけですが、何が変わったからこれが悪くなったということではなくて、その中で最善の方法を考えようということを言っているのです。地産地消率、それは私たちこれから目指すものの中でどういふふうにしたら地産地消率を上げることができるかということを考えていきます。それから、雇用の問題も考えていきます。そこは、こちらのほうにちょっと時間をいただきたいと、そう思います。よろしくをお願いします。

○議長（藤原由巳議員） これ以上の答弁はないと思いますが、再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 3問目に入らせていただきます。農業振興事業について町長と農業委員会会長にお伺いします。

市街化区域の農地の位置づけが2015年4月成立の都市農業振興基本法によって関連の法律や制度改正が行われ、営農を継続することを条件に都市農地を守る仕組みが大きく広がりました。しかし、農地を守り、農業を営んできた農家が高齢化や後継者問題、農業で生活が成り立つかという不安が広がっています。このことから2点お伺いします。

1、営農組合を解散している地域もありますが、矢巾町としては、今後の営農組合の在り方をどのように考えておりますか。

2点目、農業委員会で耕作放棄地の調査はどのように進めておりますか。今後の耕作放棄地の対策はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 農業振興事業についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、昨年度の就学営農実態調査において、全国では1年間で120組織が解散、廃止し、県内では、12組織が解散、廃止して11組織が新設されている状況であり、本町では、法人化等に伴う発展的解消のみとなっております。いずれ本町としては、営農組合は、地域農業において重要な役割を担っているものと考えておりますので、引き続き集落営農組織の法人化等、営農基盤の強化を推進し、認定農業者や、それ以外の家族経営、個人農家とともに、それぞれの地域の営農を担い、支えていけるよう人・農地プランの話し合いを通じ、支援をしてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 米倉農業委員会会長。

○農業委員会会長（米倉孝一君） 引き続き、農業振興事業についてのご質問にお答えをいたします。

2点目についてですが、昨年度は、7月から11月までを農地パトロールの強化月間とし、農業委員を中心とした各営農組合等のご協力をいただき、現地調査を行っております。調査によって明らかになった耕作放棄地に対しては、所有者に利用意向調査を行うことによって改善を促しております。利用意向調査をきっかけに改善に向かっている農地もあり、一定の効果が現れておりますことから、引き続き同様な取組によって耕作放棄地の解消に努めてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何点かありますが、随時質問させていただきます。

農家の担い手がなくなって、全ての農作業を営農組合に委ねているということがあります。そういうお年寄りの方がいました。そして、この方は、次の世代の農作業もできない。次の世代の後継者もないということで、いずれはこの土地も売りたいというような話もしました。それで、田畑は荒れ放題というような状況で、そういう状況の中でも農業委員会が耕作放棄地を指摘されるので、自分は本当に大変だということを、年金で農業をやっているというような話をされます。また、営農組合を脱退すると、今まで自分が費やしたお金は戻ってくるのかという質問もされます。それから、農業をやっても実入りが少ないから、継承できない。担い手がない。親族は、遠くにいるというような、そういうお話もします。そこでお伺いします。

営農組合をやっていて、担い手をどう育てているのか。みんな全営農組合に担い手が、40代、50代の担い手がいるのかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今町内には31組織の営農組合がありますがけれども、それぞれその組合によって年齢構成等違ってございますし、でも大まかな平均的なお話をさせていただきますと、やはり50代以上の方が中心になっているのかなというふうに思っております。若い方々は、担い手農家ということで個人で経営されている方もいらっしゃいますし、やは

りその辺の営農組織の方々には、農業近代化資金などを使いながら最新の設備を購入して、それを上手に機械化作業を組合員の中でやっているような状況だというふうにお聞きしてございます。町のほうとしても、そういった営農組合が円滑なそういった農作業なり、収穫作業、経営、効率、効果的な経営ができるような形で支援を進めていきたいというふうにご考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何回か今までに農業について質問させていただいて、担い手について質問させていただいたときに、昨年度から長男というか、自分の家も農家をやっている、新規就農ではなくて、後継者として育てているという制度を利用したという一例がありましたけれども、それを増やす取組とかはどのように行っているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） その後継者の育成についてでございますけれども、もちろんそれは本人の希望というか、親元就農ということで親がもちろん農業をやっている、お子さんがそれを引き継ぐというような環境がうちのほうとしても、そういった環境ができるような形でこれからも支援していきたいと思っておりますし、なかなか親が、今給料が、先ほど川村議員からもありました実入りが少ないというのは、確かにそうだと思いますけれども、魅力ある農業をつくるためには、やはりそういったものも発信していかなければならないと考えておりますので、町としても農協と一緒にバックアップをしていきたいというふうにご考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） その担い手の確保のために、矢巾町は、矢幅駅を中心に開発が進められてきました。また、岩手医科大学誘致により、藤沢地域とか、高田地域、それから徳田地域、矢次地域も少しずつ農地が減少しております。しかし、耕作放棄地もあります。こういう中で担い手を積極的に育てる、確保するということが必要だと思います。

なぜかという、私は、農業は健康をつくる源だと思っております。ですので、矢巾町の面積を99ヘクタール、その中でも、やっぱりまだまだ農地がたくさんあります。そういう中で担い手を育てて、その本人の希望もあると思っておりますけれども、担い手を確保、育てることが必要だと思いますが、もう少し年月、5年とかではなくて、もっと年数を長くするとか、そういうことも必要だと思いますが、そういう考え方はどのようになっているのかお伺いしま

す。

○議長（藤原由巳議員） 認定農業者の数、分かっている。個人担い手、認定農業者に関わっていると思うのですが、結構な人数いるわけですね、その辺との絡みもあると思うのですが、それでは、はい、佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話ありましたとおり、認定農業者の会というものがございまして、やはりその中には、若い世代の認定農業者の方もいらっしゃいます。そういった方々が、やはりみずからの規模を拡大しながら、当然収益も上げて、リーダーという形で町内の農業者の方々に示すことができれば、農業というものはこういうふうの魅力のある仕事なのだなど、それなりの収益もあって暮らしていけるのだなどというふうな姿を見せることができると思いますので、そういった方々をやはり町といたしましても支援をしつつ、魅力ある農業の発展に向けてフォローをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋 保君） 加えて私からも答弁させていただきます。

担い手の育成の前に、まず新規就農者を増やすということも大事というふうに考えております。そのためには、従来から様々ご意見をいただいております、5反歩要件、50アール要件、農業者の要件、これが一つ大きなハードルとなっておりますので、これを緩和できれば、一番いいところでございますので、この辺のところにつきましては、県農政部あるいは県農業会議からご意見をいただきながら、どうにかできないか、方法を模索していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） ということで幅広く農業者を求めていくと、こういうことなそうですが、他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で13番、川村よし子議員の質問を終わります。ご協力ありがとうございます。

正午には、まだ若干時間がございまして、今日の会議の冒頭申し上げましたフライデーオーバーション、正午からアナウンスされまして、皆さんと一緒にこの場でやりたいということでございますので、暫時その間休憩といたします。トイレ等にご用のある方は、行っていた

だきまして、直ちに自席に戻っていただきたいと。

なお、傍聴されている皆さん方もよければご協力をお互い申し上げたいと。あと5分ほどでございますので、よろしく申し上げます。

午前 11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、15番、山崎道夫議員。

1問目の質問を許します。

（15番 山崎道夫議員 登壇）

○15番（山崎道夫議員） 議席番号15番、一心会、山崎道夫でございます。私は、町長に対して2問質問いたしますが、まず第1問目でございます。新たな農政指針に対する取組についてお伺いをします。

今後10年間の農政の指針となる新たな食料、農業、農村基本計画が4月からスタートしました。同基本計画は、担い手について経営改善に取り組む認定農業者らを重点的に支援する従来の姿勢と併せ、中小、家族農家など、多様な経営の営農継続も重視して、経営規模の大小、条件に関わらず農業経営を底上げするとの方針を打ち出したものとなっております。計画には、10年先の食料自給率目標を掲げることになっており、カロリーベースで前回と同じ45%としましたが、2018年度には過去最低の37%まで落ち込み、目標にはほど遠い状況に置かれております。こうした中であって、新型コロナウイルスの影響で食料輸出国の中には、輸出を停止する国も出てきており、移民に労働力を依存する欧米諸国では、移動制限で食料生産の大幅な落ち込みが予想され始めております。費用対効果に合わないからと農業の効率化を強引に推し進めてきた結果、食料自給率が37%まで落ち込み、食料の大半を海外に依存する状況に陥ってしまったと言わざるを得ないのが現状であります。

このような中、新型コロナウイルス感染症対策の最中、マスクの大半を中国に依存していたことにより、いざという時に店頭から全くなくなったという大変厳しい状況を目の当たりにしました。その結果、多くの日本人は、海外依存の危険性について、特にも海を越えた食糧依存がいかに危険かについても皮膚感覚で感じたのではないかと捉えております。食料、農業、農村基本計画は、おおむね5年ごとに見直すとされておりますが、食と農に関する国

民運動の展開を通じて、国民的合意の形成も盛り込まれております。今後農業、農村の重要性について理解を醸成し、国産の農産物を応援していこうという流れをつくるためにも、官民共同の国民運動を展開していくことが強く求められております。新計画に沿った政策推進に当たり、経営規模の大小にかかわらず、希望が持てる農業政策の推進と食料自給率の向上の観点から、本町の基幹産業である農業の活性化対策とやりがいを持って農業を継続していくための環境整備について以下伺います。

1点目でございます。新計画では、規模の大小にかかわらず経営の底上げを図ると明記されました。本町の10年間ににおける農業経営の推移、特に経営者数や、その規模、作付作物、収入、年齢構成、新規就農者数の推移などについて示されたい。

また、経営の底上げを図るとしてありますが、このことをどう捉え、今後本町の農業政策にどのように具現化していくのか、展望も併せて明らかにされたいと思います。

2点目でございます。今日までの国の農業政策は、担い手の規模拡大や法人化など、構造政策に偏ってききましたが、新計画の中では、中小、家族経営、兼業農家など、我が国の農業生産の約4割を占める中小、零細農家の支援を強化すべきとしております。しかし、現状では、町として進めている農業者への支援策は、新規就農者の支援や親元就農者への支援、リーディング経営体育成、強い農業、担い手づくり総合支援、矢巾農業担い手応援事業など、主に担い手や営農組合、農業法人が対象となっております。今後、家族経営や兼業農家、定年退職後の小規模農家等に対し、使い勝手のよい支援策を検討し、経営規模に合った農業施設整備や機械導入などへの支援策を創設すべきと考えますが、どうでしょうか。

3点目でございます。消費者が国産を積極的に選ぶ気運を高めるために、国民運動を展開するとしてありますが、その一つの取組として、食育や地産地消などを官民共同で幅広く推進することが求められております。こうした取組のほかに、今後町としてどのようなことを想定し、取り組んでいくのでしょうか。

また、輸入農産物の残留農薬や遺伝子組換え、いわゆるGM食品などの危険性等、科学的に裏づけされている情報を消費者に提供するなどの取組も重要な取組と考えますが、どうでしょうか。

4点目でございます。農村地帯で食料自給圏をつくるスマート・テロワール構想が一部地域で芽吹き始めたと新聞報道されておりますが、報道によれば、耕畜連携や農商工連携を通して、地元消費者の需要に応えることで地方都市を含む広域の農村自治圏を形成し、地元で消費するものは地元でつくろうという動きから食料安保の確保や農村活性化を目指す取組

として注目され始めたとのことであります。実証段階ながら、着実に地域内にファンを増やしているとのことであり、本町においてもノウハウを研究し、関係する組織などと連携し、取り組んではどうでしょうか。

5点目であります。新しい農政指針の下、食料自給率の向上を目指し、特徴的な取組や具体的な実践例を参考にし、JAや関係機関と連携して、持続可能なやりがいのある矢巾型農業を確立することが求められておりますが、今後の取組についてお示しをされたい。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 15番、山崎道夫議員の新たな農政指針に対する取組についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町の直近10年間における農業経営の推移のデータはありませんが、平成22年と平成27年の農林業センサスの数値でお示しすれば、経営者数は平成22年では632人、平成27年では526人となっており、減少傾向にあります。これは、高齢化による離農と集落営農の設立及び集積、集約化の取組による影響と考えられます。経営規模としては、平成22年には1ヘクタール未満の経営体が約5割ありましたが、平成27年には約4割となり、その分この2から20ヘクタール規模の経営体が増加しており、これも農地の集積、集約化による影響と考えられ、近年さらに顕著になっているものと予想されます。販売額は、平成22年と平成27年の割合に大きな差はありませんが、近年の担い手に対する支援や集落営農組織等大規模経営体の増加により、経営体当たりの販売額も増加しているものと予想されます。年齢構成については、平成22年は55歳から64歳が約4割となっておりましたが、平成27年には60歳から69歳が約4割となっており、高齢化が顕著となっております。新規就農者数については、平成28年以降のデータとなりますが、毎年2から3人となっております。

経営規模の大小、条件にかかわらず農業経営の底上げについては、将来の担い手の掘り起こし及び既存の担い手の後継者育成のためにも非常に重要なことと捉えており、経営所得安定対策や多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度等を活用していくことにより、引き続き底上げを図ってまいります。

2点目についてですが、国では、中小、家族経営など、多様な経営体に対し、産業政策と地域政策の両面から支援を行うこととしており、認定農業者ではない系統出荷のみの農業者についても産地として取り組むことで国の支援を受けられることとなっております。また、

小規模農家等に対する使い勝手のよい支援策については、家族で力を合わせ取り組む農家や兼業農家が定年退職後に認定農業者や地域の集落営農を担う人材として活躍している事例も多いことから、こういった農業者も対象となるよう既存事業の拡充を検討してまいります。

3点目についてですが、食育や地産地消等の取組以外としては、食の匠の認証などを通じた日本型食生活の推進に取り組んでまいりたいと考えております。また、残留農薬や遺伝子組換えの情報の消費者への提供については、町としても重要な取組と考えており、遺伝子組換え表示制度の周知に努めてまいります。

4点目についてですが、スマート・テロワール構想は、地方都市を含む広域の農村自給圏構想ということですが、先進地であります山形県庄内地域や長野県の取組を研究し、本町の農業政策の参考にしております。

5点目についてですが、矢巾町農林業ビジョンにおいて、持続可能な農業経営体の育成について分析を行っており、系統出荷の水稲農家においては、必要な農業機械を全て個人で所有するなど想定した場合、経営規模15ヘクタールでも赤字経営となる試算であり、高収益作物との複合経営や農業機械の共同利用を推奨しております。国が示す食料・農業・農村基本計画においても多様な経営による営農の継続も重視し、農業経営を底上げしていく方針としておりますので、本町といたしましても規模によらず農業経営を向上させていく取組について引き続き支援をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 5点について質問をし、それぞれ町の農業に対する思い、それから継続可能な農業をどう進めるかということについての答弁がございました。それでちょっと確認をしておきたい部分がありますが、これは昭和45年には矢巾町の農家戸数は2,000を超えていたわけです。2,002戸になっていました。専業が247戸ということで専業もかなりその点では少なかったわけですが、それが平成に入って、平成2年には1,912戸、そして専業が136戸ということで、およそ半分になって、農家戸数は半分までいない、90戸ぐらい減ったのですが、専業が半分近くまで減ってきています。平成27年には526戸、昭和45年に比べると1,476戸、いわゆる1,500ぐらいの農家の戸数が減っています。専業が144戸ということで、これも昭和45年に比べると150戸ぐらい減っています。そういった農業を取り巻く厳しい状況の中で踏ん張ってはいるわけですが、なかなか農業者は減少傾向にあるということ



が伺えるだろうというふうに思います。

兼業は、これも大分減っているわけですが、昭和45年には1,755戸あったのが、平成27年には423戸ということで1,300以上が兼業も減っていると。耕地面積は、矢巾町も住宅建設とか、あるいはまちづくりで農地がかなり宅地化されたり、工業用地になったりしておる関係もあります。昭和45年には3万1,032ヘクタールぐらいあったわけですが、それが平成27年には2万3,358ヘクタール、先ほど99ヘクタールの話もある議員が言っておりますけれども、99ヘクタールだと矢次の面積ぐらいになりますので、認識を改めていただきたいわけですが、2万3,358ヘクタール、7,960、結局8,000ヘクタールぐらいが減っています、農地面積も。そういうことで矢巾町の農業も大きく様変わりをしてきているわけですが、今度の食料、農業農村基本計画は、やっぱり小農あるいは家族農業、兼業農業が担っている約4割の生産力をやっぱり大切にしなければならないと。特に37%まで落ち込んだ食料自給率をできるだけ早い段階で45%まで引き上げたいというのがこの計画の中にあるわけでありまして。

そこで矢巾町は農業が基幹産業だとずっと言っております。当然そういう形にはなっているわけですが、今日の質問にもありましたが、農業もそのとおり、それから商工業も、やっぱり厳しい状況になっているのは、そのとおりなのですが、やっぱり食料を生産する農業が衰退をしていくということは、安心な、いわゆる生活が脅かされる可能性があるということで、私はやっぱり食料を海外に依存するのは、非常に危険だというふうに捉えております。国策でそうなってきてわけですが、やっぱりここでもう一つ目線を変えて、矢巾型農業、いわゆる矢巾の農業のビジョンを本当に今の時代に合ったものにしていかなければならないというふうに思っております。そういう意味では、担い手を中心とした、いわゆるリーダー的な役割を果たしている、いわゆる担い手の農家は、当然これは支援をして頑張ってもらわなければなりません。もう一つ、農業一本で食っていくという捉え方もあるのですが、もう一つ先ほど言った中小の農家、それから兼業農家、家族農家、これをやっぱり矢巾町の場合は、しっかりと支えていく体制をつくっていかなければならないのではないかと、いうふうに思っております。

結局は、兼業することによって安定した農業もできる可能性がある。結局そういった意味では、地域に合った農業の進め方をやっぱり考えていく必要があるのではないかと。それには、やっぱり雇用の場が、たまたまここは盛岡圏あるいは北上、花巻にも近いということで兼業で雇用をしてもらって、そういったところに行って働いて、土日の農業でやっている

人もおるわけです。そういった状況を考えれば、実際そういう兼業農家がいるところは、水田率が高いというデータもあるのです。決して水田だけが農業ではないのですけれども、やっぱり日本の農業の食料を担っているのは稲作であります。したがって、そういう意味では、兼業農家を大切にしていけることが、今後のやっぱり矢巾町の一つの農業を守り、育てて、いわゆる維持可能な農業に結びつけていくということも一つの視点では必要だろうというふうに思っています。

そこで提案をしたいわけですが、農業プラスアルファで農業に携わっている方たちを支援する事業、これは全国でも取り組んでいるところもあるようです。結局は1人の農家、1人多役型の地域社会づくり支援事業ということで、これは国の、たしか農林省ではない省庁の支援事業だというふうに思っておりますが、そのうち出てくるとは思いますけれども、1人で、いわゆるいろんな職に就いて行って、そこで得た収入を糧にして農業もやると。1人多役型の地域社会づくり支援事業、これを矢巾町も、すぐにはできないとしても、やっぱりそういった農業の在り方も追求して行ってほしいものだなというふうに思っております。いわゆる農業プラスアルファというのは、半農半業的な考え方になります。いわゆる酒蔵勤務とか、庭師をやっているとか、大工さんをやっているとか、あるいはスキー場に勤務しているとか、高速道路の除雪、それから場合によっては道の駅に勤めるあるいはホームセンターみたいなところに勤めながら、土日は農業、休みの日は農業にいそしむと。それから、場合によっては、新聞配達でもいいというようなこともあるようですけれども、そういったいわゆる農業以外の給料、現金収入を得ながら家族農業や中小の農業を自分の力でやっていくと。あるいは地域の営農組合でもいいですし、それから生産組合でもいいわけですが、そういう方たちと一緒に地域の農業を守っていくと。そういうふうな考え方があってもいいのではないかなということで私この提案をしたいわけですが、

実は、たしか長野県で取り組んでいる政策だったと思いますけれども、耕作面積は10アール以上であればいいと。あるいは年間農産物の販売額は15万円以上であれば該当すると、対象にするということで、そういう方たちが農業に土日ばかりでなく、休みの日も携わっていくという方たちについては、上限250万円を融資するという制度をやっているところがあるということで、実は議会人という、私たちが毎月議員研修の資料としてもらっています議会人という冊子があるのですが、その中にたしか載っていたと思っております。

もう一つ、農業で豊かなライフスタイル応援式というのもあるとあって、これは移住やあるいは2つの、自分はその村や町に住んでいなくても、近くから通ってくるという2つの居住地と

いうのを持っていながら農業をやっても対象にするという、そういうふうな支援事業もあるようなのです。したがって、そういった幅広い矢巾に合ったような農業に対する支援策、これについての検討をぜひお願いしたいと、そういうふうな思いで今提案をしましたので、それに対する所見をまずお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ただいま山崎議員からもお話があったとおり、農業を守る、農地を守る、これはやはり基本的なことだと思っております。矢巾町の農業もそういった形で取り組んでいかなければならないということで、今新たに支援策のご提示がそれぞれあったわけでございますので、それにつきましては、こちらのほうでも研究して、ぜひ矢巾に合った農業のスタイルというものをつくっていききたいと思います。

特に、ただいまお話の中にありました家族経営、兼業農家、これにつきましては、農地を守る、いわゆる耕作放棄地、これがやはり解消するには、通常の担い手農家とか、そういう営農組合というものは、やはり汎用の効く農地でないとなかなか、大きな圃場とか、そういった汎用の効く農地でないとなかなか手を、拡大できないというような趣がありますけれども、やはり耕作放棄地とか作付していない土地、そういったものを勧奨していくためには、やはり家族経営、そういった兼業農家の人たちを支えていかなければ農地を守っていくことができないのではないかなというふうに考えてございますので、ただいま2つの支援、こちらのほうご提示あったものを参考にしていながらそういった家族経営、兼業農家の人たちを支援してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） ぜひ研究をしていただいて、家族農業で農業をやるというのは、家族共々に農業の在り方というのを研究をしながら様々な技術継承もしながら、経験ももちろん要りますけれども、様々な研究をしながらやるということで、非常に家族の結びつきもいいだろうし、そして地域との結びつきも当然あるわけですので、そういった取組方も矢巾町としてはいい取組になるのではないかとということで、ぜひ検討していただいて、すぐには無理だとしても、コロナが収まって、ある程度税金も普通に入ってくる、国からの交付金も来るというような状況になった時点では、ぜひそういった研究を実現化していただくようお願いをしたいというふうに思っております。

それから、国交省の2015年からのスタート、今お話ししたのが国交省の所管の事業なよう

ですけれども、今年6月ということですから、もう今年なのですが、特定地域づくり事業推進法、これは総務省の管轄なようですけれども、これが仕事の波があって、なかなか雇用しても、例えば農業法人が雇用しても、仕事のない時期に給料を払わなければならないということで、非常に苦慮しているという実態が全国的にあるということで、これは一業者で周年雇用が難しい職場あるいは事業所の仕事を組み合わせることによって周年雇用が可能になるというようなことで、そういった非常に柔軟性のある事業もあるようなのです。これは、当然農業者がそういう気持ちで、いわゆる組合的なものを設立して取り組むということになるようですけれども、いずれにしても農水省だけの、いわゆる事業ではなく、総務省もやっている、あるいは国交省もやっている、環境省もやっている、いろんな事業があるようですので、そういった使い勝手のいい、そしてこの地であれば、それを使えるという事業が結構あるのではないかというふうに思っているのです。それが今自治体に果たしてしっかりそれが伝わっているのかというのは、ちょっと私も疑問なのですが、そういった様々な制度、政策をチェックをして、矢巾に合った、そういった事業の取り込み、情報収集、そういうのをぜひやってもらいたいというふうに思っていますが、今現在そういったことで幾らか情報的なものがあれば、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 恐らく農業に関係するものにつきましては、雇用も含めて経産省とか、そういったものも補助事業とか出しているはずだと思いますので、その辺も併せて把握しながら、農業に合ったメニューがどれだけあるか再確認をいたしまして、反映させていきたいと思いますので、また議員皆様からもそういった情報が、ちょっとうちのほうだけでも把握し切れない部分はあると思いますので、ありましたならば、情報提供をいただきながら、それについて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋農業委員会会長。

○農業委員会事務局長（高橋 保君） 私のほうからも加えて答弁させていただきます。

耕作放棄地の補助メニューについて、県のほうからも示されていたやに思いますので、その辺のところ、矢巾の耕作放棄地解消に見合うかどうかも含めて検証をさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、今農林水産省だけではなく、いろんな国土交通省から農業政策の取組、今国で示されているのは、全部で10項目あります。それで、今ここを全部挙げるというのもあれなので、農産物の供給機能の向上、担い手の育成確保、それから何ととっても、山崎議員が今日質問されている中で、やっぱり農産物の地元における消費の促進、まだまだこの10項目にわたって、これはもういろんな各所、政府が横断的に対応する項目として挙げられておりますので、私どもも一つ一つそれを拾い上げて、先ほどお話のあった農業のプラスアルファ、こういうふうなもの、そして今矢巾町でも今年の4月から林業アドバイザーも採用しておるわけですが、いずれそういった、もう農業だけではない、いろんな林業とか、いろんな組合せも今後の検討課題として取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） かなり質問を用意してきましたが、あと1点だけ。遺伝子組換え等の、今日の答弁にもございます。消費者にしっかり伝えていくことを取り組んでいきたいというような話ですが、実は、これはちょっと古いのですが、2016年4月5日に明治大学の山浦康明という教授の講演を聞いたことがあるのですが、東京でしたけれども、遺伝子組換え食品が、いわゆる301品目、日本は認めていると。それで、日本が世界で一番輸入を認めているということを言っておりました。したがって、日本は、世界のモルモットの存在になっていると。モルモットと言われているということも話されておりました。

微量な混入ということで、日本は遺伝子組換えの、例えば小麦あるいはしょうゆに使う大豆とか、みそに使う大豆、これは5%まで混入は認めて、表示はしなくてもいいというのを日本は唯一認めていると。ヨーロッパは非常に厳しくて0.9%混入していれば、全部表示することになっているのだそうです。これは、ヨーロッパ各国が連携をして、そういう取組をしていると。しょうゆ、みそ、食用油、これが入っているのだけれども、その食品には、遺伝子組換えを使っているというのは表示されないと。これが非常に大きな問題になるのではないかということでお話しされておりました。今ナスとかズッキーニ、パパイア、リンゴ、サケ、アルファ米ということで遺伝子組換えが進められているのだそうです。したがって、そういうのもどんどん日本には入ってくる、あるいは来ているかもしれません。2016年の話でしたので。

日本における研究は、花粉症を抑制する米の、いわゆる研究はしているそうです。そのほ

かについては、遺伝子組換えはやっていないというふうなことで、あくまで輸入品に入っているのが日本に食品として出回っていると。それでも、遺伝子組換えの推進団体は、グレーゾーンというのはオーケーを出していると。あくまでリスク分析をして、科学的、しかも理論的に証明しなければ、基本的に輸入を認めるというのが日本の推進団体の主張なそうです。

一番厳しいのは、日本として気をつけなければならないのは、アルミニウムを含有する食品添加物、これはアルツハイマー病との関連が指摘されているそうですが、この規制を欧州は、もうそれは絶対だめだということで入れないのだそうですが、ベーキングパウダー、いわゆる食品に使ういろんな素になっているベーキングパウダーがアルミニウムを含む食品添加物になっていると。日本は、それをいち早く認めた。これは、アメリカの要求に沿ったものであり、消費者よりも事業者、いわゆるご都合主義的な取組だということで、かなり警鐘を鳴らしていました。

私もいろいろ調べましたが、実は先ほど言った議会人、4月号ですが、これに非常に興味深いことが書かれているのです。米国牛肉は、欧州は絶対食べないと。成長ホルモンが入っていると。欧州に輸出をするアメリカの牛肉は、成長ホルモンを入れないのだそうですが、それでも食べないと。日本にだけはどんどんと来ていると。それで、アメリカの牛肉は食わないで欧州牛肉を欧州では食っていると。欧州、豪州、いわゆるオーストラリア。日本では、オーストラリアの肉もアメリカと同じリスク。オーストラリアは、ヨーロッパに輸出するものについては、ホルモン投与を禁止して、EU向けに肉を輸出するには成長ホルモンは使わないと。日本だけには成長ホルモンを使って育てた牛をどんどんと入れていると。こんなことが書かれています、議会人の中に。

アメリカでは、ホルモンフリーとか有機の牛肉を扱うスーパーや飲食店が急増して、経済的に余裕のある人は、それを選んで買うと。しかし、貧困層は、安いものを食うしかないからということで、そういうホルモン投与したのを食べていると、そんな状況なようです。ホルモン乳製品の話もありますけれども、EUは、この牛の成長ホルモンが注射された乳牛由来の乳製品は、絶対使わないということにしているのだそうですが、日本は、全くそういうのは厳しくない状況でホルモン乳製品が日本に入っていると。

それから、アメリカの穀物農家は、日本に送る小麦には、除草剤を直接散布して乾燥させて収穫し、輸送時には、日本で収穫後散布が禁止の農薬、防かび剤を噴霧して、これは日本人が食べる分だからいいのだと米国研修時に聞いたというのが日本の農家の人たちが研修に行ったとき言われたと。日本はざる法だというようなことで、非常に危ないものが、いわ

ゆるアメリカ中心に入ってきていると。あるいはオーストラリアのものも危ないと。

国産小麦の食パンからは、GMの、遺伝子組換えの食品、いわゆる小麦とかは国産には検出されないけれども、輸入麦の食パンからは、全て除草剤が検出されていると。アメリカの要求で小麦の残留基準値を6倍に緩めたから、今後検出は高まるだろうと。日本人の命の基準値は、アメリカの必要使用量から計算されるということで、非常に危険なものがどんどん入ってきているよと。それをいわゆる知らないで消費者は安ければいいという思いで買っているよと。

したがって、そういう危険性のある輸入物が、日本の食料自給率が低いがためにどんどんと買わざるを得ないと。そして、アメリカのいうとおり、残留農薬も基準値を緩めて入れている状況にあるよということを警鐘を鳴らしております。東京大学の教授なのですが、これが議会人に載っておりましたので、議員さんたちは見ているかもしれませんが、そういうことがあるということでやっぱり日本の食料は、日本で作るのが基本だということを私自身も強く思いましたし、そのためには、やっぱり矢巾町も自給率を高めるための方策、いわゆる大型農業ばかりではなく、当然必要な分はあるのですが、そういった家族農業とか、小農を大切にしながら様々な支援策も考えていただいて、自信を持って農業に取り組めると、持続可能な農業をやりながら、そして次の世代にバトンタッチをしていくような政策を今後考えていただきたいなというふうに思ってこれを紹介しました。何か所見があったら、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

いずれ今年の3月に閣議決定された新たな食料、農業、農村基本計画、そのキャッチフレーズがもうご存じのとおり、我が国の食と活力ある農業、農村、次の世代に引き継ぐための基本計画なのです。それで、今お話のあった遺伝子の組換えの食品、残留農薬、それから今そういったものの改正もいろんなものが議論されておるわけです。例えば身近な問題といたしましては、岩手畜産流通センターから豚肉を出荷するためには、そこの国に合わせたものでなければ輸出できないと。そういった今国では、農業の成長、産業化のために、いろんな輸出を今進めておるのですが、受けるほうは、物すごく厳しい規制があるわけです。

ところが、私らのほうでは、今言ったようなものが、そういうふうなものが入ってきていると。これは、もう矢巾町だけでは対応できない。やっぱりだから今後国とか県、そういうふうなところをお願いするしかないわけですが、そこで今日山崎議員からスマート・テロワ

ール構想、これなのです。山形県とか、今農業の先進県である長野県、岩手県は長野県のまねをしてと言えればあれですが、例えば何一つとっても、リンドウ、レタス、そういうふうなものをはじめ、だから安代でリンドウの説明会をやったときに、笑うに笑えない話があったというのです。林の道の林道の説明会だと思ってきた方が多かったです、最初。そののかなり昔の話なのですが、当時、紫波、ここの管轄しておった所長さん、玉山清さんという方がおったのですが、その方からのお話でお聞きしたのですが、だから今私どもとしては、もしできるのであれば、矢巾町で採れた農産物、農畜産物は、今度のいわゆる食料自給圏構想で、医大もあれば、いろんな医療、介護、福祉施設もあるわけですので、そういうふうなものに供給できるような広域圏内構想、やっぱりそういうふうなものを安心して、安心、安全で食べられる、そういうふうなのが学校給食とか何かにも、いわゆる地元で採れた地産地消のものを、そういったことを一つの構想の一環として考えていきたいということで、いずれこれは私どもといたしましては、それから食料自給率と今国でちょっと言っているのは分からないあれなのですが、食料国産率というのがあります。食料自給率と国産率、こういうことは、私はもう自給率でまやかしはやめて、もう37で厳しい状況にあるのだと。だから、そういうことをやっぱりやっていくためには、今言われておる国連の家族農業のこういった、もうご存じかと思うのですが、2019年から10年間にわたって家族農業年、こういうふうなものも取り入れて、やっぱりやっていかなければならないのではないのかなということで、やっぱりこれからしっかりした政策の下で、構築して対応していかなければならないということで、特にも食の安全、安心、消費者の方々にそういうものが供給できるような体制整備を構築していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これ以上の答弁はないということで。それでは次に、2問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） それでは、2問目の質問を行います。心の湯治場、森林セラピーコース設定の取組についてお伺いいたします。森林セラピーとは、癒やし効果が科学的に実証された森林効果を言うが、森林環境を利用して、心身の健康維持、増進、疾病の予防を行うことを目的とし、全国で64か所の森林セラピー基地が認定されております。森林セラピーの見聞を目的に、令和元年11月26日に会派合同で福岡県の篠栗町と令和2年1月21日に、産業



建設常任委員会で石川県津幡町の森林セラピー基地の取組について視察研修を行いました。そして、その効果について両町から学んでまいりました。それは、次のような癒やしの効果が科学的に解明されているとのことであります。1つには、ストレスホルモンが減少する。2つ目は、副交感神経活動が高まる。3つ目は、血圧、脈拍数が低下する。4つ目、ナチュラルキラー細胞が増強し、がんに対する抵抗性が高まるなどの効果が実証されているとのことであります。特に、現代社会は、時間に追われ、慌ただしく過ごす日々により心が疲れたと感じる人々が増えております。森林セラピーは、森の力で心と体を元気、健康にしてくれることから、ストレスを抱える前にメンタルヘルス対策として、森林セラピーを取り入れる企業が近年増えてきているとのことであります。以上のことから以下について見解をお伺いをいたします。

1点目、本町の観光の目玉である春の菜の花畑と夏のひまわり畑を中心として、稲荷街道松並木、水辺の里、弊懸の滝などを巡るハイキングコースを設定をし、保養センターで汗を流していただく。見て楽しみ、歩いて体験し、お湯につかり癒やされる。心と体を元気にする森林セラピーコースを整備し、心の湯治場、癒やしの里として大いにPRし、西部地区の新たな目玉事業として取り組むべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

2点目であります。城内山の登山コースを整備し、南昌山の登山コースと併せて自生している植物などの案内板やところどころにベンチなどを設置し、森林浴や登山を通じて、より多くの幅広い年代の方が訪れ、矢巾町の西部に行けば元気になるといった心も体も癒やされる森林セラピー事業の実現を図るべきと思いますが、どうでしょうか。

3点目、本町は、今年度観光ビジョンを策定するとしておりますが、森林セラピー事業を観光ビジョンの柱の一つに組み入れ、本町の特徴的事業として実現し、多くの人を呼び込む起爆剤にするべきと考えますが、どうでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 心の湯治場、森林セラピーコース設定の取組についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、議員ご指摘のとおり、森林セラピー事業は、森林に癒やし効果を結びつけることにより、森林資源の新たな活用方法になり得ると考えております。観光産業の振興として、集客の促進、生活習慣病の予防等の要素を取り入れ、医学的効果の検証による保健事業の推進、地元企業との連携による社会貢献活動の推進や森林の保全活動等、多く

の効果をパッケージ化することにより、相乗効果が期待できます。本町の西部地区に点在する観光名所をハイキングコースとして設定し、国民保養センターを心の湯治場として定着することにより、多くの効果が得られると考えておりますので、関係機関との協議を進め、実現に向け鋭意努力してまいります。

2点目についてですが、城内山の散策コースは、車の通行を許可しておらず、気軽に足を運べるコースではありませんが、山頂からの眺望をより多くの方に楽しんでいただくための新たな登山道を設定すべく、地域の方々のご協力をいただきながら現地確認を行い、実現の可能性について検討しております。また、ヤマユリをはじめ多くの植物が自生していることから、植生の看板や散策を楽しむ方々の休憩スペースとしてベンチの設置等に取り組んでまいります。

3点目についてですが、今年度観光ビジョンの策定を進めておりますが、森林セラピー事業を組み入れることに当たっては、幾つかの課題があり、例えば西部地区一帯の森林資源と事業活動による医学的効能の認定、森林セラピー効果の案内板等の設置や歩道のチップ舗装等の整備に係る財源確保、集客だけでなく、貴重な森林資源に対する保全面の対応等が挙げられます。これらの課題の解決の解消に向け関係機関と協議を行い、長期的な観点から観光ビジョンに組み入れ、策定してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 森林セラピーの活用について前向きに検討していくというような答弁がありました。森林浴効果というのは、科学的に立証はされていますが、私たちは体験的に小さいときから山に行くと、もうすがすがしい気持ちになる。本当にリフレッシュされるというふうなことで、森林の効果というのはすごいなというのを小さいときから感じてきましたけれども、木々から発散されているフィトンチッドとかという、ちょっと舌をかむような成分ですが、これは雑菌を殺す効果があるということで、これも実証されていると。赤松林には気持ちを高揚させる効果があるのだそうです。杉林は気持ちを穏やかにする効果がある。

本町は、面積が67.32平方キロメートルですが、そのうち山林は5.55平方メートルしかない。いわゆる8%ちょっとなのです、山林は。したがって、そういう意味では、水源涵養林としての効果と申しますか、役割も十分果たしてもらってはいますが、それと同時に、や

っぱりそういった町民が気軽に歩けるコースを、そんなに金をかけなくてもいいのですが、設定をしてもらうことによって杉林あるいは広葉樹と赤松が混生している、そういった混合林を歩く場所を造ってもらえれば、ぼけ防止にもなると。野山を歩くことによって元気になると。足も丈夫になるというふうなことで、ぜひ町民の健康維持、そしてぼけ防止のためにも、あるいは町外の人たちも矢巾に行けばああいうコース歩けるよと、元気になるけれどもという、そういう場をぜひ造って提供することが矢巾町の一つの努めといたしますか、そういうこともあるのではないかなということで私はぜひ森林セラピーコースの設定を、設置をしていただければ、非常に将来にわたっていいハイキングコース、いいリフレッシュコースができるのではないかとこのように思っておりましたので、これは恐らく前向きに検討してくれるということですので、実現は可能だというふうには思いますけれども、十分に検討してもらって、観光ビジョンにぜひ組み込んでいただくことをお願いをし、その決意をお聞きをして終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、先ほどもお答えしたのですが、今年の4月から林業に関するアドバイザーというか、専門職をお願いして、今やっぱりそういった、今日はいい質問をしていただいたのです。心の湯治場という、本当にそういった意味で、癒やし効果を創出できるような、いろんな取組をやっていきたいということで、そして今矢巾町では、山林はもう西部にしかないわけですので、そういった西部地域の活性化にもつながるわけですので、ぜひこの取組は、皆さんと一緒に、例えば今岩手医科大学の関係でこれから交流人口、関係人口も増えるわけです。そういったことを視野に入れながら、そういったハイキングコースからウォーキングコース、いろんなものを設定しながら前向きに取り組んでいきたいと。そして、これは町民の皆さん、議会の皆さんにも観光ビジョン、いわゆる観光振興の計画を皆さんにお示ししてやっていきたいと、こう考えております。

だから、西部には霊峰南昌山から始まって、城内山、田沢山、いろんな山があるわけです。そういった山の活性化も含めて取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は、よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で15番、山崎道夫議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。ここで暫時休憩といたします。

再開を2時10分、14時10分といたします。

午後 1時59分 休憩

—————  
午後 2時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、14番、小川文子議員。

1問目の質問を許します。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号、14番、日本共産党の小川文子でございます。私は、2問の質問をいたします。

まず、1問目は、スーパーシティ構想について町長にお伺いをいたします。人工知能AIやビッグデータなど最先端の技術を用いた事業を官邸主導の規制緩和で導入するスーパーシティ法案、国家戦略特区法改定案が5月13日、参議院本会議で審議入りし、法案の行方が現実的となってきました。そして、この質問を出した後に、5月27日に参議院本会議で可決成立をいたしました。

本町の3月議会で私は、この質問をいたしましたけれども、法案が当時は、まだ国会で審議中でありましたけれども、町は、本町の5項目の課題がスーパーシティ構想により解決が可能であること。また、国家戦略特区の指定を念頭に置きながら情報収集していくという答弁でございました。そこで以下お伺いをいたします。

1番、提案のあった5項目について、具体的にどのようなことを考えているのか伺います。

2番、国家戦略特区の指定を申請する場合には、前もって議会及び町民に公表する考えがあるかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 14番、小川文子議員のスーパーシティ構想についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本年1月31日に開催されました議会全員協議会でご説明をさせていただきましたとおり、移動分野では、個人に合わせた移動サービスの提供。医療、介護の分野では、食生活の改善や運動習慣の改善を通じた健康増進モデルの形成。防災分野では、

防災情報のICT化による住民避難支援。環境ごみ分野では、社会心理学などを活用した環境配慮水準を高める活動への改善。教育分野では、いじめに対応するための基盤となる環境整備を本町のアイデアとして応募しております。

2点目についてですが、スーパーシティ法案が成立し、応募する場合は、その内容につきましては、議員の皆様へご説明をさせていただきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、再質問は数点ございますけれども、再質問に入る前に、1月31日の全協で示された内容について若干確認をして、復習も込めて確認をしてまいりたいと思います。このスーパーシティ構想の出た背景といたしまして、説明を受けた資料では、人工知能AI及びビッグデータを活用して、社会の在り方を根本から変えるような都市設計の動きが国際的に急速に進展している。しかし、世界でも丸ごと未来都市はまだ実現していない。我が国にも必要な要素技術は、ほぼ備わっているけれども、実践する場がない。そこで自治体あるいは企業から進んだアイデアを募集をしたという、その背景が示されました。

そして、その中では、幾つかの世界的な事例として、ICTの最も進んだ国として、中国の杭州市の例が示されておりました。この中国の杭州市では、アリババ系の系列会社が行政と連携をいたしまして、交通違反や渋滞対策に取り組んでおりました。杭州では、顔認証が既にできておりますために、道路上に異常を認めると、その顔認証によりまして、すぐ情報が警察にいきまして、そして逮捕なりということになります。多い日には1日500件を超えると書いてあります。また、スマホのアプリの必要のない顔認証によるキャッシュレスが可能で、無人のコンビニが展開中であると記されておりました。

その後、カナダのトロントでもグーグルの子会社が進めておりましたスーパーシティ構想がございましたけれども、グーグルの子会社の、今回のコロナの経済的な影響で事業継続が難しくなったということと、そしてトロントの市民の反対運動がございまして、このトロントの例は中止となったということを知っております。

そのような背景の中で未来を先取りする、こういう国家戦略特区構想が本町でも研究され、そして議会の説明になっているわけがございます。このスーパーシティ構想は、国会でたくさん議論されておりますし、3月議会でも私は、大学の研究者等の紹介もいたしましたけれども、一番の問題は、個人のプライバシーと権利を侵害する重大な危険があるということ

ございます。スーパーシティ構想は、企業など実施主体が住民の個人情報を一元管理する代わりに医療や交通、金融などのサービスを丸ごと提供するシステムでございます。個人の情報や行動履歴は、集積され、分析され、個人の特性や人格の推定まで可能となるものでございます。政府は、個人情報保護法制を守ると説明をしておりますけれども、現在の日本の法制度は、IT技術の進歩に追いついていないという指摘がございます。

このような中、今重要なものは、個人情報を保護しつつ、先端技術を住民の福祉向上にどう生かすのか、国民的な議論が最も重要と言われております。コロナの災害の中で国民が苦しんでいるさなかに、ほとんどの国民が知らないうちに国民的な議論もないままに、この法案が国会で可決、成立して、一人歩きをし始めたことに私は大変危惧を覚えるものでございます。

さて、このような前置きをいたしましたけれども、町が進めようとしている5つの項目について、3月議会でも具体的にお聞きをいたしましたけれども、これは内閣府にアイデアとして出ただけで、この個々具体的なことを聞かれても、まず困るというようなお話ではございましたけれども、未来戦略室、私は最初は行政の部署の中に未来戦略室というような、いわゆる非常に珍しい用語の部署があるものだなと思っていましたけれども、結局この未来戦略室は、国家戦略と結びついていたのだなということが最近ちょっと分かったような気がいたします。

といいますのは、例えば医療、介護の分野、これは今医大の敷地の中でメディカルフィットネスを展開中でございますけれども、このメディカルフィットネスのデータ集積をして、その方に一番合った、いわゆる運動の提供と併せて健康の支援をしていくというようなものが、今回のスーパーシティ構想の中に1項目として入っているでございます。ですので、まるきり架空なことを出したのではないということだと思っております。

そして、いじめ対策、教育については、いじめ対策と、それからいわゆる今度の補正で出ますけれども、オンライン授業ができるような1人1台のタブレット端末の貸出し、これらもコロナ対策ではございますけれども、また文部科学省が進めるGIGAスクール構想の一連の流れの中ではございますけれども、最終的には、オンライン授業が、このスーパーシティの中の目的、目標といたしますか、目指す中身になっているので、ただアイデアを出したという、そういう簡単なものではないかと私は思うのですけれども、これらについての考え方をまずお聞きをしたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

質問の趣旨をできるだけ私なりにかみ砕きながらお話をさせていただきたいと思いますが、でも、まず内閣府に公募した内容でございますけれども、これは3月議会でもご説明しましたとおり、あくまでこういう意見公募というのはたくさんあるのです。例えば地方分権でもそうですし、様々な活動の中で地方がどのようなことを考えているのかというようなことを国では、様々な形でアンケート調査だったり、ヒアリングだったり、今回の公募だったりというような形で集約しています。あくまでそれに対して今矢巾町が考えていることというものを出したわけですから、矢巾町の要素が盛り込まれていても、それは何らおかしいことではないと思うのですけれども、これに関して、先ほどの前回の議会からもお話を申し上げましたとおり、基本的には、あくまで意見として出したものですから、それ以上の具体的な検討というものはしておりません。

ただ、しかしながら、今様々お話をいただきましたので、まずスーパーシティというもののなのですが、スーパーシティというのは、何か一つ法律ができたということではなくて、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律、ここの中の一部改正の部分が、俗に言うスーパーシティ法案と呼ばれているのは、皆さんご承知のとおりだと思います。従来は、様々、国家戦略特区って何か目指して、どこか突破してやろうというような気運でいろいろなところで出ると思うのですけれども、そのときというのは、一つの事業提案者が内閣府に例えば物を提出する。そうすると、その案というのは、ばらばらに調整されて、結局事業者の提案がその形にならないという問題点がありました。

今回のスーパーシティ法案というのは、それが内閣府が一体となって包括的に進みながら各省庁の調整をするということで複数分野の規制を外しながら一体的に実現することができるようになったのというのが、実はこのスーパーシティ法案です。ですから、小川議員が恐らく言っている最先端のものというものについては、データ連携の部分をおっしゃっていることなのだと思いますけれども、そこに関しては様々な議論があることは承知しております。

冒頭前段の中でこういうデータが集積され、あるいは個人が特定されて可能となっていくということが懸念されるという前提条件でお話がありましたけれども、さきの国会審議の中で、委員会討議の中で政府では、これらは基本的には集積されて残っていくデータではないというようなことを答弁しております。したがって、前段で申し上げたことにつきましては、以前内閣府が出していた資料から類推したものと思われるのですけれども、基本的に私どもでは国会の委員会答弁以上の認識を示すことができませんので、基本的には、そうい

う個人情報につきましては、私のほうといたしましては、先ほど申し上げましたように、集約されるものではないということと、例えばマイナンバー、こうしたものと同等のセキュリティーを講じていくというような話を政府では、さきの国会での審議の中でやり取りしておりますので、そういうものと認識しながら情報収集をしていたところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 分かったような分からないようなところがございますけれども、本町としては、このスーパーシティ法案に対して、将来特区を目指していくという、特区の指定を目指すことも念頭に置きながらという、微妙な表現ではございましたけれども、一つの方向性があったわけでございます。それがなければ、あえてアイデアの募集に応じる必要もないわけで、これだけのエネルギーを要する仕事をいろいろな忙しい中でやる必要はないわけですから、やっぱりそれなりの考えがあっておやりになったことだと思うのですが、今後もこの情報収集は続けていくということでございますか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、まずプライバシーの保護の兼ね合い、これが一番今度のスーパーシティ構想の、まず私どもとしては、そのところが、それで今私もいろいろな勉強をさせていただいてあれしたのですが、結局このスーパーシティ構想の成功するか、しないかの鍵は何かということは、やっぱり内閣府が分かりやすい説明を行って、私たち国民に信頼して使用できる環境を醸成してもらうことなのです。

それで、そのためには、やっぱりいろんな個人データの管理、利用、それから透明性の問題、いろいろあるわけです。やっぱりそういったことを一つ一つ解決しながら、私どもも今小川文子議員が心配しているようなことが解決できなければ、私らは、だから、今申し上げたとおり、国の責任においてプライバシーの保護、このことにしっかり、そしてそういう仕組みを、また今度のスーパーシティの目的、こういうふうなものを明確化してもらいたいということで、これは今年の8月から公募が始まるようなのですが、いずれその間、私どももいろんな情報収集をさせていただいて、まず検討をさせていただきたいということで、いずれ今小川文子議員が心配している個人データの扱われ方、これが今一番心配なんでしょうから、そういうふうなことに丁寧に説明していただいて、そして信頼を得られるような仕組みをお願いしていきたいということで。



それで今回のコロナ感染症対策で、今教育委員会ではG I G Aスクール構想、オンライン授業、これはもう小川文子議員さんのところなんかでもオンラインを利用してやられているようですが、いずれ今オンラインは、私は教育のI C T化、これはもう避けて通れない大きな課題なわけでございます。だから、オンラインであれば、授業とか診療とか、いろいろあるのですが、私はまず子どもたちの、児童生徒の教育、今回みたいなことがあって、コロナ禍によって第2の氷河期はつくりたくない。そのために今回オンライン授業、ここに予算を、地方創生の臨時交付金をお願いしてやるというのは、そういうこと。やっぱり同じ失敗を繰り返してはならないということなのです。

それから、あとはこれから在宅医療、介護の問題、特にも高齢者なり、障がい者、そういったある意味では、生活弱者の方々がお家で、在宅でいろんなバイタルネットみたいなものを使って診療できる、診察できて、そしてそういうふうなもののお薬をもらったりすることができるシステム。これは原形は、岩手県でも宮古と合併する前に川井村の保健師さんがこういう取組を始めたのです。だから、これは岩手は、私はそういった意味では、先進地だと思います。そういったことを、だから私は今回のスーパーシティに手を挙げさせていただくというのは、教育、そして保健、医療、福祉の分野、そういった、そして高齢者、障がい者の方々に優しい仕組みづくりを考えていきたい。間違っても国は、そういうことはないかと思うのですが、個人データの扱いで信頼を失うようなことがあれば、私どもはそういうことには、はっきり言わせていただきますが、手は挙げません。だから、そういうことを小川文子議員にもご理解していただきたいということでお願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私はオンライン診療をやっておりません。初めに申し上げておきますが、オンライン診療というのは、川井村の例もありますが、本当にお医者さんがいらっしやらないで、お産に助産師さんが1人で立ち向かわなければならないと、そういうときにお医者さんのアドバイスを受けながらやられたというのは聞いておりますけれども、基本診療はオンラインではできません。獣医であります。そこははっきりと言えるところでございます。

です。ので、いわゆる条件が整わない場合、あるいはコロナ等の緊急の場合のツールなのでございます。そこで、これを常態化してWi-Fiの基地を45基つけて町内どこでもオンラインの診療あるいはオンライン授業をできるようなシステムをつくっていくということが、あ

る意味スーパーシティの先取りのような気がいたすのでございます。そこを便利であればいいのかというところが疑問なのでございます。

例えば小さな子ども、これ予算委員会の質疑とも関係してきますけれども、6歳、7歳の子にオンラインでタブレットを1枚貸し出していいのか。あるいは現在は4Gですから、そこまで被害はないかもしれませんが、最終的には5Gのいわゆる基地局になってくるかと思えます。そういうときに電磁波が町内くまなく飛ぶわけでございます。それらがあまりそういうことを議論しないでいきなり補正でぱっと始まってしまうというこのやり方、これが私は大変、今まで疑問に思っているところなのです。

さきのメディカルフィットネスにもそういう傾向がございました。8月の段階で内閣府の、いわゆる承認、内諾が下りたので、既に業者を公募したと。もし、議会がこれで反対するようであれば、公募は中止しますというような、言ってみれば、半分決まったような段階で議会に説明がされる。しかも、普通補正では考えられないような2億6,000万円のような高い金額がぱんと出てくる。今回の補正は、コロナ対策ですから、補正の額としては大きいのですけれども、こういう大事なことが補正という形でぱんと出てくる。やっぱり町民としては心配なところがあるのです。このやり方、これが私はまずちょっと心配なところなのです。まず、このやり方について町長さん、もう少し説明をお願いします。あまりにも唐突であるということでございます。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 私のほうからちょっとお答えさせていただきたいと思います。

まず、話がちょっとごちゃごちゃになってきたので整理をしていきたいと思っておりますけれども、今回の補正でWi-Fiの基地局を出したものとスーパーシティ法案というものの中で今後考えていくというものは、全く関係ないものでございます。例えば先ほど5Gの遠隔診療の話という話をしたと思っておりますけれども、今は4Gだから影響がないという話なのですが、5Gの特徴として超高速、あと超多数同時接続、あとは超低遅延ということがあって、特に医療期待されているのは、その低遅延、例えば岩手医科大学で沿岸の診療をする際に、リモートでするときに、そこの遅滞速度というのが遅延がないために医療に貢献する。これが期待されているのが、俗に言うスーパーシティにおける遠隔診療なんかであって、私どもそういうことを全く想定しているものではございません。ですから、あくまで案として提案した内容と、今回の補正というのは別枠で考えていただきたいなと思っておりますし、そもそも前提条

件が全く違いますので、そのやり方という形について、今回につきましては、コロナ感染症対策ということで提案させていただいております。

そういった中でここにつきましては、やり方が、何でもそうだという話なのですが、前回全協のときもお話を申し上げましたけれども、基本的には28日に申し込まなければいけなかったということと4月7日に発表される経済対策の中で十分検討してまいりましたコロナ対策ということで、この点はこの点としてご了承いただきたいなと思います。

なお、スーパーシティ法案につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、例えば個人情報の扱いに疑義があるだとか、そういったものについて、当然やるときには、突っ走っていきななんていうことはあり得ないわけです。そういったこともご理解した上で、このものに対しての反対ではなくて、矢巾町がどんなふうになっていくのかといったときに、どんなツールを活用していくのかという視点でそういう議論をさせていただければ、私どもとしては本当にありがたいなと思っています。

なぜならば、やはり若い人たちといったものについては、こうしたツールに対してどのように使っていくのかというリテラシーは非常に高いです。私たちぐらいの人たちがむしろついていけないような状況でございまして、そういった次の次世代を担う子どもたち、若者たちがどのように活用するのかということも当然考えていかなければいけないでしょうし、例えば今回先ほど電磁波の被害の話もありました。こういうものについても検討していないわけではなくて、一応私どものほうとしては、そういう心配がないかというものには検討させていただいております。

一例を申し上げますと、無線通信の電波が人体に及ぼす影響というのは、熱作用というのがよく知られています。一つは、刺激作用の低周波というやつで、浴びるとすぐピリピリ、チクチクするような電波、これは船舶の航行等に使う、特殊な用途に使われているそうです。あと熱作用の高周波、これを浴びると熱くなってくるという作用なそうです。これを応用しているのは電子レンジです。こういうものは、携帯電話の基地局や放送局から当然発射される電波なのですが、長時間浴びた場合には、やはりその熱作用はあるということは確認されているそうですが、基本的には、総務省のほうで出しております電波防護指針というものについて守られているということの中で現在私どもは解釈して仕事を検討させていただいているところであります。

ですから、例えば今後5Gがすごく問題があるというような場合は、当然検討を改めなければいけないところがあると思いますが、現在私ども与えられている情報の中、国が示して

いる指針の中で、可能だということで踏んで検討しているものでございますので、その点ご了承くださいませ。

なお、全く関係ない話ですが、Wi-Fiの45基の話、こちら携帯電話が発する電波の100分の1から1,000分の1ということで、電波防護指針に比べましてもはるかに低い数値で影響がないものとして、免許がない方でも運用できるというレベルのものというふうに認識しておりますので、申し添えます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまの企画財政課長の答弁に追加しまして、私のほうからGIGAスクール構想の部分、ちょっと補足させていただきたいと思っております。

まず、GIGAスクール構想、先日の全員協議会でもご説明させていただきましたけれども、国のほうで令和5年度までに全児童生徒にタブレットなどを含んだ端末を配備するという構想でございます。これは数年前、三、四年前ぐらいから日本における教育の現場のICT化が世界に比べて遅れているということで国のほうが中心になって進めているところでございますけれども、令和5年度までの計画で順次配備する予定だったのでございますけれども、そのとおりコロナの感染症の拡大の関係で、国の整備分は全体の3分の2の予定なのでございますけれども、これを令和5年度までのものを今年度、令和2年度で1年間で国は整備するというところで国の補正予算のほうも通って、これは全国で整備を進めるということになったものでございまして、プラス3分の1は、地方整備分になるのですが、この分も本町は順次整備する予定だったのですが、やはり整備するからには、町内の全児童生徒一気に整備したほうが教育の差というものが出ないとこちらのほうでも判断いたしまして、ぜひ今年度に整備していきたいというもので国の整備と併せて整備したいというふうになっているものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） この安全性が担保されるかどうかというのは、国会答弁でさえはっきりとしないと。それがましてや地方の中ではっきりと町長さんが断言できるという状況には至らないのだろうと、まずちょっとそこを危惧するものでございます。それでとにかくまず慎重に進めていただきたいというのが一番でございます。

それで、今回のコロナのこともそうですけれども、本町の今のまちづくりの基本が、いわゆるフューチャーデザイン、50年後の未来社会から見たまちづくりということが一つの柱になっているかと思います。特に7次総については、6次総の検証ではなしにフューチャーデザインで考えていくという立場でございました。その中にありまして、未来社会が本当に先取りすることがいいのかどうかという議論がまずそもそもなされていないのであります。今回のコロナでも人類が野生動物に本来が持っているコロナというようなウイルスを目覚めさせてしまった。これは、地球温暖化あるいは自然破壊、そしてあまりにも野生動物の住んでいるところまで人類が侵入していった。そういうことがあります。

それでこのままこういう開発、便利であればいいのかというこの人類の方向性が問われているのではないかと思うのです。ですので、慎重にこのコロナの反省に立ちまして、やっぱりこれは慎重に扱っていかねばならないと私は思います。町長のお考えがあれば伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長、簡潔明瞭をお願いします。

○町長（高橋昌造君） ただいま議長からご指導いただきましたので、完結に。まず、小川文子議員が心配しております個人データの管理とか、そういうふうな課題とか、それから今言った電磁波、やっぱり子どもは先ほども申し上げたように、国民の皆さん、子どもであれば町民の皆さんの信頼性、安全性を担保できなければ、この事業はできないわけです。だから、そういった信頼、安全性、これは一つ一つ丁寧に確認しながら進めていきたいということと、それからオンライン授業、オンライン診療、さっきちょっと誤解があった保健師とか何か診療できるはずがないので、そういった学校の先生方とかお医者さん方が、いわゆる自分たちの役割をしっかりと果たせる環境づくりも大事なわけでございます。

特にもオンライン授業であれば、今度私どもの小中学校の先生方、取り組まなければならないわけですので、そういった役割をしっかりと果たしていくことができるのか、そういうふうなこともしっかり追跡しながら、だからもう何度も言いますが、オンライン授業、オンライン診療等の可能性は、必ずそういったことを担保にして進めていくということで、これは国の責任においてしっかりスーパーシティ構想を進めていくのであれば、お示しをしていただきたいということで、そのことの審議を受けて、私どもがこれから対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） これ以上に勝る答弁はないと思いますが、再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　今回コロナで大変な状況に陥っているわけで、この8月から募集があるということですが、少なくともこのコロナの終息、二、三年かかるかと思えますけれども、コロナの終息が済むまで、このスーパーシティは封印をしていただきたい。そして、コロナに全てのエネルギーを傾注していただきたい。コロナをはじめ、今不要不急の、このスーパーシティに関わっている時間はないと思います。そのことを申し上げたいのですが、どうでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　担当課長、説明。吉岡企画財政課長。現段階では、さっきまでの答弁しかないのだから、それを話してください。

吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　町長に代わって私のほうからお答えいたします。

まず、封印していただきたいということなのですが、現在まだ国のほうで具体的なスケジュールというのは示されていないのです。実は8月というのは、コロナの前の話でございまして、そのときには8月という話でございましたけれども、今回はコロナの関係の中でどのような方向性で示されるのかというような、法案は可決されましたけれども、そういう情報はまだ一切入ってきていませんので、そういったところを総合的に勘案しながら考えていきたいと思っております。

また、私どもこれ応募したときには、コロナのことを全く考えたスーパーシティの提案となっております。しかしながら、北村大臣がこの法案の答弁の中で言っておりましたけれども、新たな生活様式、3密を回避しながらということの中では、密を回避するというところの中には、疎を活用していくという方法しかありません。そうした中では、IOTの活用というのは、必要不可欠だというのは、これは多くの方が言っていることですし、これを否定する人というのは、恐らくいないのではないかなと思います。そうした中で、社会的にスーパーシティが社会課題の解決につながるようなものであれば、当然私どもはコロナ禍の中であっても、当然考えていくべきことだと思います。

しかしながら、そうでないものにつきましては、当然私どもは慎重に考え、そこに力を注ぐべきことではないようなものに関して、そういう分野に関しては、当然やらないつもりです。そこは、私のところでそういうお答えをしたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。

(「ありません」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、2問目に移らせていただきます。2問目としては、徳田在来種の手トムギについて質問をいたします。

徳田在来種の手トムギは、農水省に種子が保存、登録されている貴重な矢巾発の地域資源でございます。また、後世に伝えていくべきものと認識しております。今後の栽培の継承をどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 徳田在来種の手トムギについてのご質問にお答えいたします。

徳田在来種の手トムギについては、さんさジュースが発売された当初から活用されており、本町としても奨励補助金で支援してはいたしましたが、残念ながら平成27年度を最後に作付いただける農業者がない状況となっております。貴重な地域資源であると認識しておりますので、作付の復活と利活用に向けて検討をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） この徳田在来種の手トムギは、徳田の篤農家の方が、農学者というべき方でございますが、発見をされまして農水省にDNAの鑑定もして、種の保存をしているものでございます。氏からお聞きをしたところ、元々は中国原産のものであったということで、いつの時代か矢巾に来たということでもございました。そして、この手トムギは、普通の手トムギに比べて、少し栽培が難しいということでもお聞きをいたしましたけれども、その活用は、大変、利用はたくさんあるということで、私どもは、これをやはり町の大切な宝として育てていく必要があるのではないか。そしてそれがまた次のまちづくりにつながっていくのではないかと考えるところでございます。

そして、乾燥機等は農協にあると、そして汎用コンバインも当時のものであるけれども、農協にはあるというお話も伺っております。そこで恐らく、その担当者あるいは農協の職員の方も、当時の手トムギのことをなかなか知っていらっしゃる方が少ないのではないかとと思うのですが、現在の状況、農協等の状況をもし知っていらっしゃるのであれば、その状況を教えていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 農協を通じまして確認しましたところ、今お話があった方以外に同じ行政区の中でお一人、種子を自分で持っている方がいるということで、その方がもし需要等あれば、作付することは可能かと思っておりますので、その方を通じて今後栽培技術の継承とかも一応研究を町のほうでもして、何とか継承していければなというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私も以前記録保存をするへぎではないか、映像保存も含めて議会で質問したことがございますけれども、今その時期ではないかと思えます。息子様にお話を聞いたところ、いろいろ資料もあるということがございますので、やはり記録としてしっかりと残していくことがまず大事ではないかと思ひまして、将来のために、今すぐに手にかかるかどうかはまだちょっと時間的なこともあるかとは思ひますが、時期を見て、しっかりと保存、継承していくための体制をつくっていただきたいと思ひますが、その考えについて、保存記録をする考えについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） やはりこれは農業資源として研究するべきものと考えますので、町でできる範囲のものは町でしますけれども、やはりそれ以上のところで必要なところについては、農業資源というか、そういった歴史的部分も含めて保存していくものというふうに理解されれば、そのような方向で町でも支援していきたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

---

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会をいたします。



なお、明6日、そして7日は休日休会、8日月曜日は休会、9日は予算決算常任委員会を行う旨、廣田清実予算決算常任委員長から申出がありましたので、午後1時30分に本議場にご参集されるようお知らせをいたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時56分 散会

令和2年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第4号）

令和2年6月11日（木）午前10時開議

議事日程（第4号）

第1 請願・陳情

2 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願

第2 議案第50号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

第3 議案第51号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

第4 議案第52号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

第5 議案第53号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長 兼防災安全 室長	藤原道明君	企画財政課長 兼未来戦略 室長	吉岡律司君
税務課長	花立孝美君	町民環境課長	吉田徹君
福祉課長	浅沼圭美君	健康長寿課長	村松徹君
産業観光課長	佐藤健一君	道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木芳満君
文化スポーツ 課長	田村英典君	農業委員会 事務局長	高橋保君
上下水道課長	浅沼亨君	会計管理者 兼出納室長	佐々木智雄君
教育長	和田修君	学校教育課長	田中館和昭君
子ども課長	田村昭弘君	学校給食共同 調理場所長	村松康志君

職務のため出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長 補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

---

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の会議日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

---

日程第1 請願・陳情

2 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、請願・陳情を議題とします。

6月5日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。2 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願については、会議規則第92条第1項の規定により教育民生常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、2 請願第1号については教育民生常任委員会に付託して審査することに決定しました。

---

日程第2 議案第50号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

日程第3 議案第51号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藤原由巳議員） 日程第2、議案第50号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について、日程第3、議案第51号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての2議案は、予算決算常任委員会への付託に係るもので予算決算常任委員長より当職のところに審査報告書が届いておりますので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

廣田清実予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 廣田清実議員 登壇）

○予算決算常任委員長（廣田清実議員） 朗読をもって報告とさせていただきます。

令和2年6月11日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、廣田清実。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第50号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について。

議案第51号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について。

本常任委員会は、令和2年6月2日付で付託されました上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定しましたので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第50号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

1、環境美化整備業務については、見守りする方を配置するなど、十分な安全面を考慮して実施されたい。

以上であります。議員各位のご理解をいただいて賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりました。

議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより討論に入ります。討論ございませんか。

14番、小川文子議員。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 反対討論をいたします。議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。

本来でありますと、この50号、一般会計補正予算は、子育て世帯の臨時特別給付金や、あるいは要保護、保護世帯への支援給付金が仕組まれておりますので、本来は賛成の立場では

ございますが、以下の2つの理由から反対といたします。

まず1つ目は、コロナ対策が現実に困っている人々の、町民への支援につながっていないことでもあります。町独自の町民目線に立った取組が今ほど求められていることはありません。

2番目の理由は、今回のコロナ対策費がほぼG I G Aスクール構想の1人1台のタブレット端末整備、そしてインターネット環境の整備に充てられたということでございます。このG I G Aスクール構想は、2023年までに国は1人1台のタブレットを用意するようという指針が出ておりますけれども、まだ3年ほどの余裕があります。また、このG I G Aスクール構想に対しては、まず教員の多忙化の解消になるという疑問もございます。そして、今一番求められているのが、むしろ少人数学級による子どもたちをしっかりと見守っていく、いじめ対策をしていく、先生たちの働き方を改革していく、それから学校給食の無償化など、優先的に取り組まれるべきだという考えもあります。そういう中であって、コロナ対策としていきなりこのG I G Aスクール構想が出てきて、しかも翌日には、国に要望書を出さなければならないということで、既に要望書を出した段階で議会で議論をするという、いわゆる本末転倒の議論の仕方だということが挙げられます。

また、タブレットの中身といたしましても、各市町村、それぞれ財政事情に応じて考慮されてやっつけいらっしやいます。金ヶ崎町では、1学校1学年の充足、そして洋野町では、約25%の充足率を調えるとしております。そしてまた、今までそろえてきたタブレット端末をそのまま充足させていく方法でございます。しかし、本町は、カメラ機能の整った、いわゆるオンライン授業ができる、スーパーシティの構想の中に本町が目指したものの一つがここに含まれているということでございます。

私は、今回のことがあまりにも拙速であるということ、そして町民目線に立たないで、町がやりたいまちづくりを先行しているということ。このことに対して違和感を覚えるものがございます。既にある160台のタブレットの使い方についても、いわゆる特別支援学級にそれを回すというのも反対でございます。全て平等にされるべきと考えます。

以上のことから反対といたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論はございませんか。

賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、13番、川村よし子議員。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子です。先ほど日本共産党の小川文子議員より反対討論がありました。追加として私も反対討論をさせていただきます。

私は、議案第50号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）に反対します。反対の第1の理由は、今回コロナウイルス感染で世界中が混乱している中で、今もうけているのは、大企業がもうけております。そういう中で今回の矢巾町の補正予算、まちづくりの事業の中でインターネット工事請負費、大企業がやはりもうけるような予算構想になっています。

第2の理由は、GIGAスクール公立学校情報危機整備補助金6,586万余の活用について、町内の小中学校児童生徒一人一人にタブレットを持参させることです。このことは、小中学校現場の教員の声を聞かないで、タブレット優先のGIGAスクール構想を開始すること、これは教員の労働を過重にする、そのことにつながります。子どもたちは、千差万別で教員の方々も千差万別でAIに不得意な教員もおります。3密を避けるなら、教員を増やして、教員の多忙化を解消することが今求められています。

第3の理由は、まちづくり事業の中の工事請負費2,942万余、インターネットが町の中どこでもできるように整備するWi-Fi、45基ということです。小中学生も含め事業所など30メートルから500メートル間隔でアンテナを設置する。このことは、まだ科学的には究明されていませんが、健康的被害が考えられます。特に成長期の小学1年生から、そして思春期の中学校3年生まで、未熟な子どもたちが思春期をどのように過ごすでしょうか。端末機は、携帯、スマホ、パソコン、そしてゲームです。こういうことにも使われます。ゲームは、今東小学校でも子どもたちの中でいじめとは言えないですが、そういう対象になりかねないことが起きていて、東小学校の先生方は、各クラスに家でインターネットとか、スマホとか、携帯とかを持っている方はいますか。30人の子どもたちに聞いたそうです。そうしたら10人はあるということなそうですけれども、あとの20人は、特にそういうのはない。こういう子どもたちの家庭的な差が出てきます。そういうことが考えられます。

以上、3点から私は反対討論とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第50号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）についてを起立により採決し

ます。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について  
を起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第52号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部  
を改正する条例について

○議長(藤原由巳議員) 次に、日程第4、議案第52号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する  
条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第52号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改  
正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大による厳しい状  
況を踏まえ、町民の皆様と、そして町内事業所の皆様に寄り添う支援を推進していく姿勢を  
示すため、条例の一部を改正するものであります。

その改正内容であります。町長、副町長及び教育長の給料について、令和2年7月から  
令和2年9月までの3か月の間、町長は100分の20、副町長及び教育長は、それぞれ100分の  
10を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせ



ていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まず、町長20%、副町長、教育長10%というのですけれども、このパーセンテージはどのように決められたのでしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） このパーセンテージにつきましては、あくまで町長含め三役の考え方を反映させたものでございます。他を参考にするとかというふうなことは、基本的には、そういった姿勢ではございません。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） あと給料以外に期末手当、退職金のほうの影響というか、その扱いはどのようになるのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 今回は、給与の3か月分ということでございますので、若干影響はあるかもしれませんが、大きな影響はないものというふうに考えております。

○議長（藤原由巳議員） 今回の手当には関係しないということですよ、期末手当には。他に質問ございますか。

9番、赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 全員協議会でこの内容については、説明は受けました。ただ、八十何万何がしの金額ということでありまして、その使う用途、もしくはその部分、物によっては我々にも声をかけていただきたかったなど、痛みはやっぱり多くの町民の代表である我々にも声をかけていただければなという部分もありますが、まず聞きたいのは、主にどういふところにこのお金を充てようとしているのか、その辺分かれば、内容をお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 次の予算でなく、ここでやります。

吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 今のご質問にお答えしたいと思います。

まず、こちら今回の減額につきましてですが、提案理由でも申し上げましたとおり、まず今回は厳しさを増している現状の中で町民の皆様と町内の事業者の皆様へ寄り添う姿勢を見せていくというようなことをございまして、この財源につきましては、次の議案に関係してくるところではございますけれども、財政調整基金の残高に積ませていただきたいというふうに考えております。

したがって、今後この使い道については考えていくという形になりますので、その点ご了承いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

11番、藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 国会議員はもらい過ぎているということでいろいろ対応はあったようなのですが、私は決して町村の首長さんは、もらい過ぎているとは思っておりません。そういうことで今回の対応については、そこまでやるよりも、そのことをベースにしながらどんどん町民のために活動してほしいなというふうに感じるのがそれこそ大きな考え方です。

それから、この中である県とか市なんかでは、職員にもそれを強要すると、そういうような例があったようなのですが、今回のこのことに関して職員に対するそのような働きかけは職員も今コロナ対応で大分頑張っていて、いつもよりもそれこそ業務量が増えておりますので、頑張っていると。そういう中で、むしろ手当をあげたいぐらいの気持ちなわけですが、そういうような強要するようなことはあるのか、ないのか、そのところだけ確認しておきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） そのようなことは一切ございません。

○議長（藤原由巳議員） ということでございます。他に質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、これで質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

10番、昆秀一議員。

（10番 昆秀一議員 登壇）

○10番（昆 秀一議員） 議席番号10番、昆秀一でございます。私は、議案第52号 特別職の

職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について反対し、討論いたします。

今回の議案により、町長や副町長、教育長の給料を下げた新型コロナウイルス感染症にて影響を受けている方々に痛みを分かち、寄り添う支援というのは分かります。みんなそういう気持ちでいますけれども、これらの方々の仕事で一番大事なものは、給料などの報酬を下げることではなく、いただいている給料の分を経済をどう回すか、本業でまず結果を出すことではないでしょうか。給料を下げるということは、その活動自体を縮小させかねないのではないかと思います。そのことは本末転倒になるということではないでしょうか。

例えば今回のコロナのために使える基金をつくるとかして、そこにためておいて、コロナのためだけに使うのであれば、それははっきりとして分かりやすいのですが、そこを不透明にして、財政調整基金に積み上げる。減額したお金が一体多くのどのように使われているのかははっきりしないで、ただ単に減らしましたよというパフォーマンスとしか多くの町民には映らないのではないのでしょうか。ほかにももっともっと削るところがあるように思うのですが、今までもそういうことを言っていないで、ただ予算がないと言ってきたのではないのでしょうか。そのように財政難と言い続けていながら、今まで特別職の給与を削ってこなかったのは、一体何だったのでしょうか。いつも財政が苦しい、苦しいというのであれば、元からその給与を削って財源に充てることができたのではないのでしょうか。

今現在学生の中にはオンライン授業に急遽なったため、その対応に多額の料金がかさんで、その上アルバイトもできずに勉強自体はもちろん生活自体が成り立たないという方がいらっしゃいます。そういうところをぜひこまめに聞き出して支援を行っていくことが、今特に重要なことではないでしょうか。

以上、申し上げましたところから議案第52号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について反対するものであります。議員各位の賢明なる判断を賜りますようお願いいたしまして、私の反対討論といたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第52号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第53号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第5、議案第53号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由及び詳細説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第53号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、議案第52号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例に係る予算を補正するものであります。

歳入につきましては、18款繰入金の財政調整基金繰入金を減額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、2款総務費の特別職給与費と10款教育費の教育長給与費を減額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ81万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億5,305万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 議案第53号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）の詳細について、事項別明細により説明いたします。

9ページをお開き願います。今回の歳入補正につきましては、後ほど説明いたします歳出に町長、副町長の特別職給与費の減、教育長の教育長給与費の減に伴う内容で財政調整基金繰入金の減額となります。繰入金の減額となりますので、結果といたしまして、財政調整基金の残高が増加するものでございます。

なお、説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。歳入、18款繰入金、2項基金繰入金81万円の減。財政調整基金繰入金の減額により、年度末の財政調整基金残高は81万円増加し5億5,074万2,000円となります。

続きまして、歳出に参ります。13ページにお進みを願います。歳出の補正に当たりましては、款、項、項の補正額の順に行います。歳出、2款総務費、1項総務管理費64万1,000円の減。町長、副町長の特別職給与費の減となります。

10款教育費、1項教育総務費16万9,000円の減。教育長給与費の減となります。

このたびの歳出補正につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大による厳しい状況を踏まえ、町民の皆様と町内事業者の皆様に寄り添う支援を推進していく姿勢を示す内容となっております。

以上で議案第53号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第53号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤原由巳議員） 以上をもちまして6月会議に付託されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして令和2年矢巾町議会定例会6月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時35分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員